

326

13

326-13



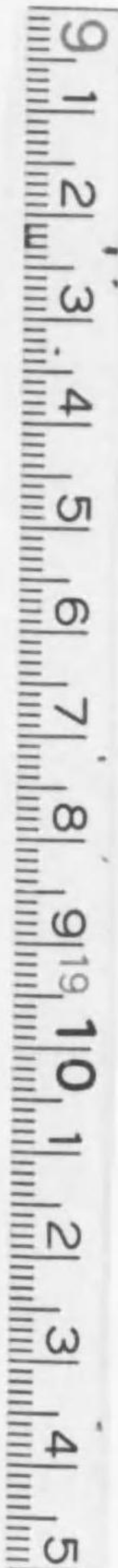
1200501382534

五年十月

十三回上水協議會議事錄

主 催 京 城 府

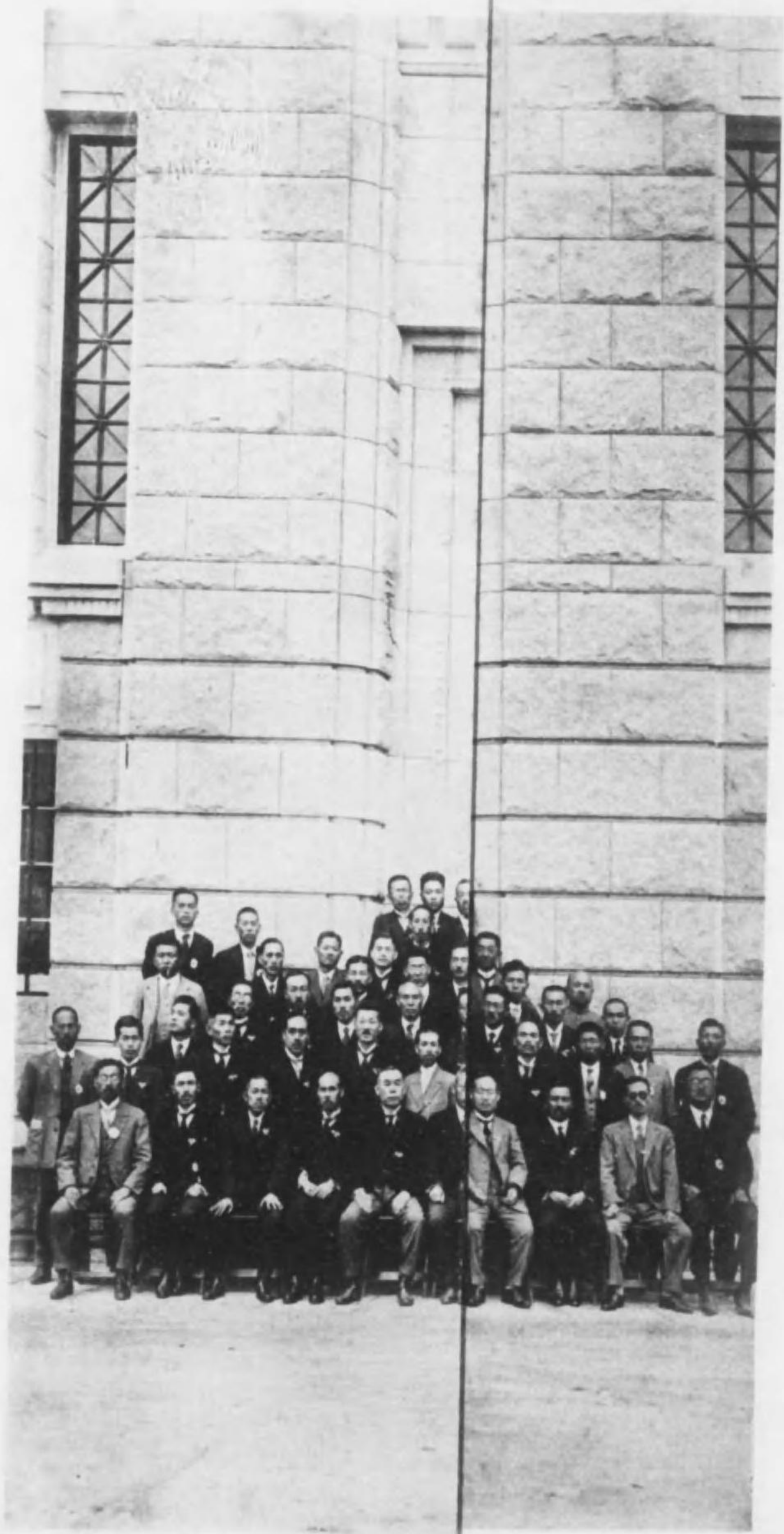
上 水 協 議 會



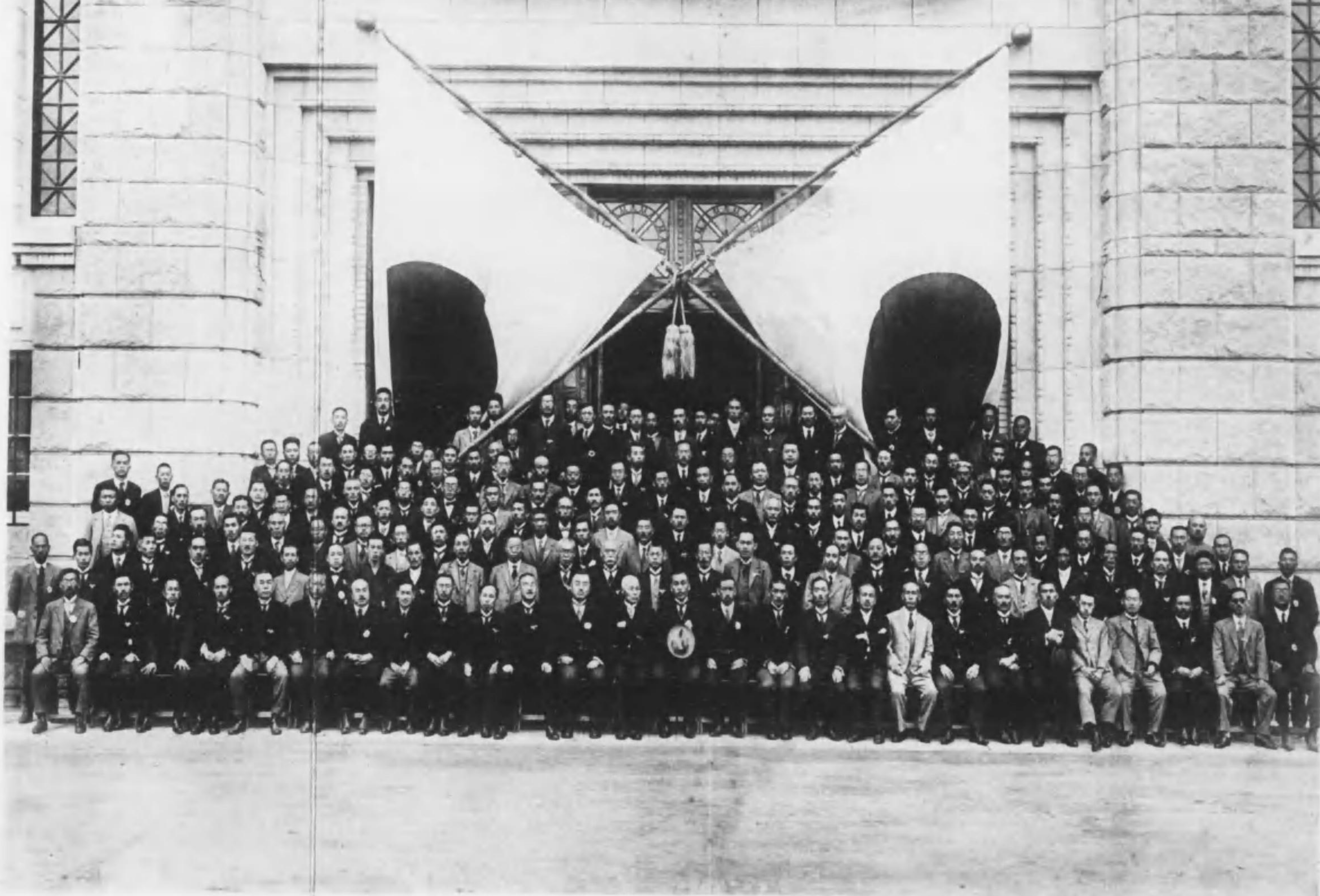
始







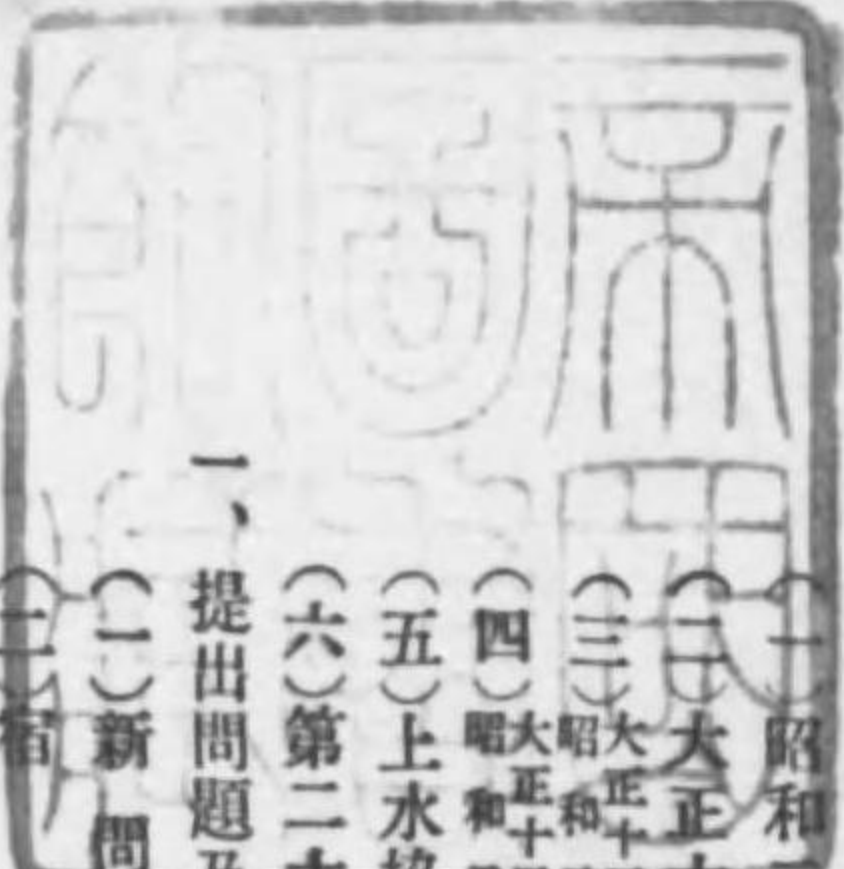
影撮念記會議協水上回三十二第



第二十三回上水協議會議事録目次

寄贈本

一、議事日程	(一)
一、議席表	(二)
一、決議事項	(三)
(一) 昭和二十三年度歳入出豫算	(三)
(二) 大正十四年度歳入出決算報告	(三)
(三) 大正十四年度歳入出追加豫算	(三)
(四) 昭和二十三年度歳出臨時部豫算繰越の件	(三)
(五) 上水協議會規則中改正の件	(三)
(六) 第二十四回上水協議會主催地及第二十五回同會主催豫定地に關する件	(三)
一、提出問題及議事大要	(三)
(一) 新問題	(三)
(二) 研究問題	(三)
(三) 報告	(三)
(四) 萬國原子量表	(三)
一、議事概況	(三)
一、提出新問題答	(三)
一、速記録	(三)



一、報告

(一)本會議……………(一六九)

(二)衛生試驗委員會……………(三八)

(一)小樽市上水道各池覆蓋上積雪重量に就き實驗報告
小樽市……………(三九五)

(二)「オルソトリヂン」による遊離「クロール」定量法に就て
南滿洲鐵道株式會社……………(三九五)

(三)東京市及其の近郊に於ける鑿井の「アムモニア」に就て
東京市……………(四〇五)

(四)水道水栓の「ストップバルブ」に使用する皮革による水の著色に就て
東京市……………(四〇六)

(五)東京市水道村山貯水池に發生せる硅藻「アステリオネラフォルモザ」に就て
東京市……………(四〇八)

(六)水の細菌學的検査上膠質及寒天培養基の比較
東京市……………(四一四)

(七)大阪市一部(鶴橋方面)の地下水質調査
大阪市……………(四一五)

(八)緩速濾過法に於ける濾過効力の發現時間に就て
大阪市……………(四二三)

(九)配水幹管線路移設工事に就て
京都市……………(四二五)

(一〇)水の鹽素消毒法に就て
京都市……………(四二七)

(一一)京都市の所謂地下水に就て
京都市……………(四三二)

(一二)上水より現れたる *Limnodrilus* の衛生學的觀察
京都市……………(四四二)

(一三)二重濾過に就て
京都市……………(四四七)

一、講演

(一)玉川水道の鹽素消毒法に就て
玉川水道技術顧問 醫學博士 小島三郎……………(四六五)

(二)水の鹽素消毒と菌量の問題に付て
東京市衛生試驗所 技師 佐藤徠作……………(四六七)

(三)本邦濾過用砂の物理的研究
東京帝國大學教授 工學博士 草間偉……………(四八四)

(四)上水の消毒に就て
陸軍々醫學校教官 小泉親彦……………(五〇三)

(五)水道乃沿革に就て
京都帝國大學教授 工學博士 大井清一……………(五二三)

第二十三回上水協議會日程

第一日 十月十一日 【月曜日】

自午前十時終日議事

第二日 十月十二日 【火曜日】

自午前九時至正午議事、午後一時半、朝鮮神宮參拜、商品陳列館……總督府廳舍、景福宮

視察

第三日 十月十三日 【水曜日】

午前九時京城驛前集合、鶯梁津水源池、燃料研究所、液體空氣會社視察、配水池ニテ晝食、午後二時二十四分鶯梁津驛發上仁川驛ニ向フ築港市内視察、午後六時四十五分上仁川驛發

歸城

第四日 十月十四日 【木曜日】

自午前九時至正午議事、(晝食後記念撮影) 午後講演

第五日 十月十五日 【金曜日】

自午前九時至正午議事、午後一時半秘苑拜觀、京城運動場、獎忠壇公園視察

第六日 十月十六日 【土曜日】

自午前九時至正午議事、午後隨意視察



八七七七七七七七七七
〇九八七六五四三二一〇
番番番番番番番番番番番

五五五五五五五五五五
九八七六五四三二一〇九
番番番番番番番番番番番

同 宇 同 尾 同 吳 同 同 同 同 廣 岡 同 米 宇 同 同 鳥 同 福 同
部 道 島 山 子 和 取 井
市 市 市 市 市 町 市 市 市

同 山 青 同 平 同 松 同 同 同 濱 同 甲 同 津 同 奈 熱 同 宇 水
形 森 本 松 府 良 海 都 戶
市 市 町 市 市 市 市 町 市 市

水 市 水 市 技 水 技 衛 主 水 市 水 水 町 水 水 縣 水 市 書 水 主
道 道 道 道 道 生 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道
技 課 課 課 課 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼
師 長 長 長 長 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師
長 長 長 長 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師

主 市 水 水 町 書 市 書 水 市 書 技 水 工 水 水 水 町 技 水 土
事 道
庶 課
務 主
課 長 任 長 長 記 長 記 師 長 記 師 長 記 師 長 記 師 長 記 師 長 記 師
長 長 任 長 長 記 長 記 師 長 記 師 長 記 師 長 記 師 長 記 師 長 記 師

山 林 住 向 小 柏 魚 服 岡 今 川 森 金 西 川 田 井 山 高 木 畔
下 吉 井 田 谷 谷 部 島 中 淵 澤 尾 端 中 出 村 橋 田 柳
勝 仙 健 團 三 次 清 宜 信 權 龍 太 太 常 治 民 英 小 喜 喜 安
慶 輔 一 次 郎 郎 一 元 男 六 起 郎 郎 彥 吉 治 潔 郎 門 助 仲

中 川 大 香 伏 九 小 缺 奧 今 渡 早 飯 池 須 永 川 石 的 射 加
田 合 村 野 見 山 里 田 村 邊 乙 高 田 友 口 渡 場 越 藤
彥 為 鶴 利 彥 武 賴 三 貫 素 顯 山 友 清 要 太 三 常
作 吉 三 一 衛 勝 永 郎 三 夫 寬 新 郎 榮 郎 治 吉 郎 郎 男

一四四番
一四五番
一四六番
一四七番
一四八番
一四九番
一五〇番
一五一番
一五二番
一五三番
一五四番
一五五番
一五六番
一五七番
一五八番
一五九番
一六〇番
一六一番
一六二番
一六三番
一六四番

同
同 群 同 同 同 同 南滿洲鐵道株式會社 同 同 同 同 同 同 同 同 大 同 前 同 長 同 同
山 府 總 督 府 市 橋 市 岡 市

倉庫係長主事
技術顧問醫學博士
技 助 師 役
技 師
中央研究所技師
技 師
臺北市技師
臺北市技師
基隆市助役
同水道係囑託
高雄市技師
嘉義市技師
地方部地方課
同 土 木 課
中央試驗所
鐵道部保線課員
撫順炭礦土木課
府 屬
府 技 手

今野貞一郎
小島芳三郎
小竹源三郎
安部三郎
缺 缺
塚本精太郎
堀內次郎
伊澤貞吉
永野幸之丞
佐藤由松
渡邊延次郎
櫛田忠彦
眞木勝太郎
大岩銀象
柳田鐵太
室田恒太郎
石田長七郎
阿波村長
中村岩太郎
太原藏

一二三番
一二四番
一二五番
一二六番
一二七番
一二八番
一二九番
一三〇番
一三一番
一三二番
一三三番
一三四番
一三五番
一三六番
一三七番
一三八番
一三九番
一四〇番
一四一番
一四二番
一四三番

同 別 府 市
目 黑 町 市
同 鹿 兒 島 市
那 那 市
同 高 砂 町
川 市 田 組 町
上 水 道 田 組 町
同 仁 川 府
同 同 同 同 同
荒玉水道町村組合
同 同 同 同 同
玉川水道株式會社

技 手 兼 記 屬
水 道 課 長
水 道 技 師
水 道 技 師
水 道 技 師
府 書 記 尹
府 書 記
管 理 師
技 術 師
常 務 取 締 役
工 務 課 長

澤口長太郎
高山留藏
缺 缺
本 村 賀 武
缺 缺 缺
國 吉 真 武
缺 缺 缺
橫 田 宗 義
松 野 高 次
千 布 軍 平
佐 藤 良 太
服 部 島 洋 吉
中 島 良 洋 吉
野 口 長 次 郎
藤 原 市 二

一六五番	鎮南浦市	府	技手	朱一
一六六番	青森市	府	書記	藤學
一六七番				敬
一六八番				一
一六九番				根
一七〇番	京	城	水道技師	多田
一七一番	同		同經理係長	金古
一七二番	同		水道技師	柏木
一七三番	同		同工程師	井古
一七四番	同		朝鮮總督府	伊藤
一七五番	同		道技師	酒井
一七六番	同		府書	青木
			水道技手	山本
				憲一

來賓

東京帝國大學工學部教授	草間	清	一	偉	朝鮮總督府	技手	守
京都帝國大學工學部教授	大井	親	彦	保	京畿道知事	米	田
陸軍醫學部教官陸軍一等軍醫正	小泉	重	作	實	京畿道參與官	朴	容
近衛師團經理部附陸軍技師	秋元	徠	作	實	京畿道內務部長	大	島
東京衛生試驗所技師	佐藤	徠	實	同	京畿道內務部地方課長	理事官	美
朝鮮總督	海軍大將	子爵	實	同	同	技師	森
政務總監	湯淺	倉	平	同	同	技師	田
朝鮮總督府內務局長	生田	三	郎	同	同	技師	山
總督官房秘書課長	藤原	喜	藏	同	同	技師	防
總督官房	小原	正	義	同	同	技師	周
朝鮮總督府內務局土木課長	榎名	孝	平	同	同	技師	小
朝鮮總督府	下村	孝	平	同	同	技師	熊
						技師	九
						技師	萬
						技師	造
						技師	季
						技師	治
						技師	次
						技師	胤
						技師	士
						技師	九
						技師	郎
						技師	市
						技師	春
						技師	太
						技師	九
						技師	藏

(一) 昭和二年度上水協議會歲入出豫算 (十月十一日議決)

歲入
 一金壹萬參千七百五拾參圓也
 歲出
 一金壹萬參千七百五拾參圓也
 差引殘金ナシ
 歲入豫算總額
 歲出豫算總額

昭和二年度上水協議會歲入出豫算

科 款	項 目	豫算額	種 目	金 額	附 註	
					種別及箇數	單位金額
一 上水協議 會費收入	一 會費收入	一三、七五三	一 會費收入	一三、七五三		
	二 利子收入	一二、二六九	二 預金利子 收入	一二、二六九		
	二 雜收入	七〇〇	一 印刷物實 費配付收 入	七〇〇		
		七八四		七八四		

科 款	項 目	豫算額	種 目	金 額	附 註	
					種別及箇數	單位金額
一 上水協議 會費	一 事務費	九、九七〇	一 給料	二、八八〇	書記雇員給三人	月俸平均 八〇
			二 雜給	一、九四〇	手當 旅費並舟車馬賃	一、三八八 五五二
			三 需用費	五、〇五〇	備品消耗品 通信及郵送費	二〇〇 二五〇 四、六〇〇
			四 雜費	一〇〇		
			一 諸費	一、六八〇		
			二 消耗品	一〇〇		
			三 印刷	二〇〇		
	二 會議費	三、三六五				

三 豫備費	四一八	四 諸手當	一、二三五
		五 雜費	一五〇

大正十五年九月十七日提出

上水協議會理事

東京市長 伊澤多喜男

(參考)

大正十五年 昭和元年 昭和二年度 上水協議會豫算對照表

豫算項目	大正十五年		昭和二年		増減(△)	說 明
	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年		
一、會費收入	一〇、九八六	一一、二六九	一、二八三		本項ノ増加ハ會員九箇所増加シタルト會員中給水開始ニ伴フ負擔額ノ増加アリタルニ由ル	
二、利子收入	五三三	七〇〇	一六七		本項ノ増加ハ積立金及本年度豫算増加ニ對スル利子ヲ見込ミタルニ由ル	
三、雜收入	四三五	七八四	三四九		本項ノ増加ハ印刷物實費配付部數ノ増加ヲ見込ミタルニ由ル	
計	一一、九五四	一三、七五三	一、七九九			

級 別	大正十五年		昭和二年		増減(△)	備 考
	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年		
一級(經 營 又 ハ 工 事 中)	二九二・〇二〇	二八八・八三〇	三・一九〇			
二級	二六九・五〇〇					
三級						
四級						
五級	一三三・〇八〇	二〇〇・五六〇	六七八			
六級	一七九・九二〇	一七四・四九〇	一・四三〇			
計	一一、九五四	一三、七五三	一、七九九			

大正十五年 昭和元年 昭和二年度 加盟各所負擔額對照表

級 別	大正十五年		昭和二年		増減(△)	備 考
	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年		
一級(經 營 又 ハ 工 事 中)	二九二・〇二〇	二八八・八三〇	三・一九〇			
二級	二六九・五〇〇					
三級						
四級						
五級	一三三・〇八〇	二〇〇・五六〇	六七八			
六級	一七九・九二〇	一七四・四九〇	一・四三〇			
計	一一、九五四	一三、七五三	一、七九九			

八王子市	澁谷町	峰山町	堺市	横須賀市	川崎市(川崎区)	尼崎市	西宮市	長崎市	佐世保市	新潟市	高崎市	沼田町	水戸市	宇都宮市	奈良市	熱海市	甲府市	津市	谷村町	長野市
九,一七九	二一,一七七	九〇三	二四,四二七	一七,八二五	一五,五七五	九,五〇一	七,三八三	三九,一八六	一八,二四二	二一,六七六	九,六三二	二,四四八	九,四五九	一五,一七四	九,七一五	一,七二〇	一五,一四八	一〇,四二六	一,五六五	一三,三五〇
八	八	八	八	八	八	九	九	七	八	八	九	九	八	九	八	八	八	八	八	八
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一
二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六
一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四
三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇

一七

東京市	京都市	大阪市	神戸市	横浜市	名古屋市	函館市	小樽市	室蘭市
四二九,八五二	一三二,二七二	四八〇,六八二	一三六,四一九	九三,三四七	一六三,八四〇	三三,三〇三	二六,五五〇	八,四六三
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一
二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六
一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四
三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇

昭和二年度上水協議會會費負擔額調 (△印ハ計畫又ハ工事中)

七級	八級	九級	十級
一五七,五〇〇	一〇三,五〇八	一〇二,六六〇	九〇,二三〇
一五六,四三〇	一〇三,四〇〇	一〇二,二六〇	九〇,二三〇
一〇七〇	七八二〇	三七〇〇	
二八八,八三〇	二〇〇,五六〇	二〇〇,五六〇	二〇〇,五六〇
二八八,八三〇	二〇〇,五六〇	二〇〇,五六〇	二〇〇,五六〇

一六

和歌山 德島 宇和島 高松 高知 福岡 大牟田 門司 小倉 若松 飯塚 別府 佐賀 熊本 鹿兒島 那霸 關東 南滿洲 臺灣 朝鮮 京城 府府府府府府府府

二一、五〇三
一六、一六四
八、二四五
一五、九一八
一四、二三二
二五、八〇〇
一三、八六四
一九、七二〇
一〇、四九二
一〇、一六九
六、三六〇
七、六五〇
六、〇二八
二八、三八一
二三、五〇九
一四、七六〇
六七、五三〇

六 一 一 一 一 八 八 八 九 九 九 八 八 八 八 八 八 八 九 八 八
五 〇 〇 〇 〇 一 三 三 二 二 二 三 三 三 三 三 三 二 三 三
〇 〇 〇 〇 五 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

六八
一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六

一 二 二 二 二 三 六 六 四 四 四 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 四 六 六
〇
一 二 二 二 二 三 六 六 四 四 四 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 四 六 六
〇
一 二 二 二 二 三 六 六 四 四 四 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 四 六 六
〇
一 二 二 二 二 三 六 六 四 四 四 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 四 六 六
〇 〇

一七 二 二 二 二 一
八 八 八 八 〇 二
四 八 八 八 一 四
九 三
〇 〇

上田 上諏訪 松本 仙臺 鹽釜 郡山 平島 福島 青森 山形 秋田 福井 鳥取 松江 岡山 倉敷 吳島 尾道 下關 市市市市市市市市市市市市市市市市

六、二九二
四、一六七
一、二八〇
二、七五五
二、四一五
七、九九三
四、六二〇
七、四四九
一、三一五
一〇、〇四二
七、五二〇
一四、二二九
六、八八〇
九、二四〇
二七、五三三
三、二二九
四、五六一
二、八四二
六、四四六
七、六四八
一八、八〇五

八 九 九 八 七 十 八 九 九 八 九 八 八 九 十 九 十 八 八 十 九
三 二 二 三 四 一 三 二 二 三 二 三 三 二 一 二 一 三 三 一 二
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

六八
一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六

六 四 四 六 八 二 六 四 四 六 四 六 六 六 六 四 二 四 二 六 六 六 六 六 二 四 四
〇
六 四 四 六 八 二 六 四 四 六 四 六 六 六 六 四 二 四 二 六 六 六 六 六 二 四 四
〇
六 四 四 六 八 二 六 四 四 六 四 六 六 六 六 四 二 四 二 六 六 六 六 六 二 四 四
〇 〇

一
三 四 二 二 二 三 四 三 六 〇 二 三 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
六 四 二 二 二 三 四 三 六 〇 二 三 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇
一
三 四 二 二 二 三 四 三 六 〇 二 三 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

分割器	三角定規	カゴチキス(自動紙繰器)	珈琲茶碗(皿匙付)	計
一個	一組	一個	二組	
二〇〇〇	一七〇〇	一九三〇〇	一一八〇〇	三七二八〇〇

三、消耗品

品名	數量	價格	摘要
上水道統計及報告 第一號	三〇部	三〇〇〇	
同 第二號	三七部	一一一〇〇〇	
同 第三號	九部	八八二〇	
同 第四號	四四部	一三八一六〇	
同 第五號	四六部	一〇五八〇〇	
同 第六號	四〇部	一四〇八〇〇	
同 第七號	七四部	二九六〇〇〇	

第十九回上水協議會議事録	一七部	五三五五〇	
第二十回上水協議會議事録	五三部	一一九二五〇	
第二十一回上水協議會議事録	八四部	一四七〇〇〇	
協定水道用鑄鐵管規格書	五〇六部	一、二三九七〇〇	
郵便はがき	一二四枚	一八六〇	
郵便切手	一三〇枚	一三〇〇	
同	四三枚	八六〇	
同	七〇枚	二一〇〇	
同	一〇九枚	五四五〇	
同	五枚	五〇〇	
同	一枚	二〇〇	
計		二、四〇二三五〇	

(二) 大正十四年度上水協議會歲入出決算 (十月十一日議決)

歲入

一金貳萬八千五百五拾壹圓八拾四錢
 出
 一金壹萬貳千參百拾參圓拾錢
 一金四千五百六拾參圓七拾貳錢
 合計金壹萬六千八百七拾六圓八拾貳錢
 歲入出差引
 殘金壹萬壹千六百七拾五圓貳錢
 內
 金八千壹百參拾圓六拾貳錢

金貳千壹百九拾四圓參拾四錢
 金五千九百參拾六圓貳拾八錢
 差引殘金參千五百四拾四圓四拾錢

歲入 決算 高
 經常部 決算 高
 臨時部 決算 高

翌年度へ繰越高
 經常部 繰越額
 臨時部 繰越額
 大正十四年度剩餘金

大正十四年度上水協議會歲入出決算

歲入

(△印ハ不足ヲ示ス)

款項	科目	豫算額		決算額		超過又ハ不足	種目	豫算額	決算額	附記	摘要
		豫算額	決算額	豫算額	決算額						
一 上水協議會費收入		11,100,000	11,387,000	11,100,000	11,387,000		第二十二回上水協議會議決				

歲入合計	前年度繰越金	二 繰越金	三 雜收入	二 利子收入	一 會費收入	前年度繰越金	第二十二回上水協議會議決				
							一 會費收入	一 預利子收入	一 印刷物實收付	二 過年度會費收入	
26,732,140	15,673,140	15,673,140	40,000	30,000	10,800,000	15,673,140	10,800,000	30,000	40,000	0	15,673,140
28,528,400	15,673,140	15,673,140	1,392,140	83,740	10,658,120	15,673,140	10,658,120	83,740	99,980	3,921,600	15,673,140
1,787,000	0	0	992,140	53,740	258,120	0					

經常部

(△印ハ超過ヲ示ス)

科目	款項	豫算額		決算額	超過又ハ不足		種目	附記		摘要	
		前年度	本年度		種別	單位		金額			
一 事務費	一 上水協議會費	11,100,000	5,173,140	11,100,000	3,960,000		第二十一回上水協議會議決	給料	1,100,000	0	1,100,000
		7,433,000	5,173,140	7,433,000	2,261,100				書記一人 十二箇月 月俸	808,000	
		9,966,900	0	9,966,900	9,966,900				手常	800,000	
		2,691,100	0	2,691,100	2,691,100				旅費 車馬賃	150,000 134,100	
二 會議費	一 上水協議會費	3,100,000	0	3,100,000	3,100,000		第二十一回上水協議會議決	雜給	958,000	0	958,000
		2,146,200	0	2,146,200	2,146,200				備品消 用品	110,000	
		996,800	0	996,800	996,800				通信及 郵送費	110,000	
		0	0	0	0				印刷	774,000	
三 豫備費	一 上水協議會費	5,470,000	0	5,470,000	5,470,000		第二十一回上水協議會議決	需用	5,173,140	0	5,173,140
		0	0	0	0				諸手 當	650,000	
		0	0	0	0				雜費	150,000	
		0	0	0	0				諸費	1,680,000	
四 雜費	一 上水協議會費	100,000	0	100,000	100,000		第二十一回上水協議會議決	諸費	1,680,000	0	1,680,000
		0	0	0	0				印刷	1,383,000	
		0	0	0	0				消耗品	403,500	
		0	0	0	0				諸費	1,366,700	

因リ要定於各ク日ハ生利本
ルシセテ目ノヲ第七餘項
ユサヲ豫ニ外除五シヲノ

臨時部

(△印ハ超過ヲ示ス)

科目	款項	豫算額		決算額	超過又ハ不足		種目	附記		摘要	
		前年度	本年度		種別	單位		金額			
二 會議費	一 上水協議會費	3,100,000	0	3,100,000	3,100,000		第二十一回上水協議會議決	諸費	1,680,000	0	1,680,000
		2,146,200	0	2,146,200	2,146,200				印刷	1,383,000	
		996,800	0	996,800	996,800				消耗品	403,500	
		0	0	0	0				諸費	1,366,700	
三 豫備費	一 上水協議會費	5,470,000	0	5,470,000	5,470,000		第二十一回上水協議會議決	需用	5,173,140	0	5,173,140
		0	0	0	0				諸手 當	650,000	
		0	0	0	0				雜費	150,000	
		0	0	0	0				諸費	1,680,000	
四 雜費	一 上水協議會費	100,000	0	100,000	100,000		第二十一回上水協議會議決	諸費	1,680,000	0	1,680,000
		0	0	0	0				印刷	1,383,000	
		0	0	0	0				消耗品	403,500	
		0	0	0	0				諸費	1,366,700	

因リ要定於各ク日ハ生利本
ルシセテ目ノヲ第七餘項
ユサヲ豫ニ外除五シヲノ

一事務費	10,500,000	4,563,710	5,936,280	一調査費	980,000	4,563,710	本項ノ生計ニシテ由リテ了セザルハ本生計ニシテ了セザルニシテ
臨時部計	10,500,000	4,563,710	5,936,280	二印刷費	700,000	0	
歳出合計	26,731,400	16,876,810	9,896,590				

大正十五年九月十七日提出

上水協議會理事

東京市長 伊澤多喜男

(三) 大正十五年 昭和元年 度上水協議會歳入出追加豫算 (十月十一日議決)

一金 四 千 歳 入 歳 入 豫 算 總 額
 一金 四 千 歳 出 歳 出 豫 算 總 額
 一金 四 千 圓 也 歳 出 豫 算 總 額

大正十五年 昭和元年 度上水協議會歳入出追加豫算

科 款	項 目	豫 算 額	種 目	金 額	附 說	單 位	金 額
一 上水協議會費		4,000.00					
歳入合計	一 會費收入	1,710.00	一 會費收入	901.00			
	二 雜收入	809.00	一 印刷物實費 二 過年度會費 三 配付收入	719.00			
	三 積立金繰入	2,290.00	一 積立金處分 二 繰入	2,290.00			
繰入金		2,290.00					
歳入合計		4,000.00					

歳出合計	一事務費	四、〇〇〇	一調査費	二、七〇〇			
			二印刷雜費	七〇〇			
			三旅費	六〇〇			
		四、〇〇〇					

三〇

(説明)

本件ハ大正十一年十月第十九回上水協議會ノ決議ニ基キ大正十二年一月豫算總額五千圓ヲ以テ水道用鑄鐵管標準中異形管ノ種類増加外三件ノ調査ヲ工學會ニ依頼シ爾來引續調査中ノ處偶關東地方ニ起リタル大震災ニ因ル鐵管ノ被害狀況等ヲ參酌スル必要ヲ生シ調査事項意外ニ複雜トナリシ爲豫定以上ノ調査日數ヲ要シ既定豫算ニ不足ヲ生ズルニ至リタルト印刷雜費並調査書内容説明員ノ旅費ヲ要スルニ依リ經費追加ノ爲資源ヲ會費及雜收入ノ增收並準備金處分繰入ニ需メ本案ヲ提出ス

大正十五年九月十七日提出

上水協議會理事

東京市長 伊澤多喜男

(四) 歳出臨時部豫算繰越ノ件

(十月十一日議決)

大正十五年 歳出臨時部豫算殘額ハ之ヲ昭和二年度ニ繰越施行スルモノトス

(説明)

本會ヨリ工學會ニ依頼セル協定水道用鑄鐵管規格中異形管ノ種類増加外三件並水道鐵管接手耐震試驗ノ調査ハ何レモ本年度内ニ大體終了スル見込ナルモ該調査ノ作製ニ時日ヲ要スルニ付キ本豫算殘額ハ

之ヲ昭和二年度ニ繰越シ繼續施行スルモノトシ本案ヲ提出ス

大正十五年九月十七日提出

上水協議會理事

東京市長 伊澤多喜男

(五) 上水協議會規則中改正ノ件

(十月十一日議決)

上水協議會規則中左ノ通改正スルモノトス

第六條ヲ左ノ如ク改ム

本會ニ主事一名書記其ノ他ノ職員若干名ヲ置ク

前項ノ職員ハ有給トシ理事之ヲ任免ス但シ其ノ一部ヲ無給トスルコトヲ得

職員ノ給與其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ理事之ヲ定ム

第九條中「主事及書記」ノ下ニ「其ノ他ノ職員」ヲ加フ

大正十五年九月十七日提出

上水協議會理事

東京市長 伊澤多喜男

説明

本會ノ職員ヲ主事及書記ニ限定シ總テ有給トスルハ經費其他ノ點ニ於テ運用上支障アルニ依リ本案ノ通改正セントス

(參考)

第六條 本會ニ主事一名書記若干名ヲ置ク

主事及書記ハ有給トシ理事之ヲ任免ス

第九條 主事及書記ハ理事ノ指揮ヲ受ケ會務ニ従事ス

(六) 第二十四回(昭和二年度)上水協議會主催地ハ鹿兒島市、第二十五回(昭和三年度)同會主催豫定地ハ函館市ニ決定セリ

第二十三回上水協議會問題及議事大要

(一) 新問題

問題	題	議事大要	速記録頁
(一) 給水装置工事用材料の單價表は價格變動の都度改正せられつゝありや又一定期間内据置かれつゝありや各地の取扱振承りたし 提出者 高知市		議了	一七七
(二) 給水装置工事に雜用鉛管を使用せられつゝある向にして實驗上其の耐久力及故障の程度に就き調査せられたるものあらば承りたし 提出者 高知市		議了	一八〇
(三) 水道工事營業者に對し給水装置工事を許可せられたる向にして其の取扱振及監督方法に就き承りたし 提出者 高知市		議了	一八一
(四) 給水の普及に付效果ありと認められたる方法あらば其の具體的方法承りたし 提出者 高知市		議了	一八二
(五) 給水装置工事費の分納を認められたる向にして其の分納金滞納者に對する處分方法に就き取扱振承りたし 提出者 高知市		議了	一八二

(六) 計量給水に於ける最低使用量は各市各様にして著しく相違せり之が算定の基準を定むる必要なきや 提出者 小樽市		議了	一八三 三〇九
(七) 冬期積雪單位重量の實驗成績承りたし 提出者 小樽市		議了	一八四
(八) 急速濾過と緩速濾過との優劣及之れが設置費の差異並に使用上の便否に付各地の實況を承りたし 提出者 沼田町		議了	一八七
(九) 緩速濾過速度の最適なる速度に就きて承りたし 提出者 沼田町		議了	一八七
(一〇) 豫備濾過池を有せざる上水道ありとせば濾過層搔取中之れが對策如何及濾過層搔取後濾過膜完成する時間の關係を承りたし 提出者 沼田町		議了	一八七
(一一) 鐵管内部を掃除せられたる御實驗あらば其方法及成績承りたし 提出者 宇都宮市		第七二號と併せ議了	一九一
(一二) 階上立上り其他耐寒装置執行方法の御實驗を承りたし 提出者 宇都宮市		議了	一九一
(一三) 國庫補助を受けたる水道布設工事に剩餘材料處分方法に關する取扱改正方其の筋に稟申の件 提出者 和歌山市		理事より建議することとし議了	一九二 三一
理由 從來國庫補助を受けたる上水道布設工事に剩餘材料を處分せむとするときは其の處分方法を定め			

主務大臣の認可を要することに條件を附せられ
あるも斯ては之か手續後認可迄に時日を要し爲
に處分の時期を失し不尠損失を蒙る虞あるを以
て之等は適宜處分方法を定め主務省へ報告する
ことに改正方其の筋に稟申せむとす

三二二

(一四) 谷崎式量水器表函の成績に就き調査せられし所
あらば其結果承はりたし
提出者 鹿 兒 島 市

議了

一九四

(一五) 給水工用鉛管の代りに他の材料御使用あらば
久耐力及工事費に就き調査せられし所あらば其
結果承はりたし
提出者 鹿 兒 島 市

議了

一九四

(一六) 協議會に於ける協議方法改正の件
提出者 鹿 兒 島 市

議了

一九四

説明
提案したる議案中書類を以て各會員の回答を求
めたる方徹底的に有効なるものあるを以て議案
提出期を繰上げ主催者に於て書類の回答を適當
と認むる議案に就きては豫め會員より回答を求
め之を各會員に配布し會場にては之に就きて
各質問説明し以て提案者の要求を満たし且各會
員の便益を圖らんとす

(一七) 市勢の伸展に伴ひ各市共漸次給水装置の員數を
増すに至るとせば自然修繕の請求者頻繁となる
べし此場合に於て少額なる修繕費を各人より徴
收するは如何なる形式に依り納付せしめ居るや
簡便なる取扱方法ありとせば承知したし
提出者 別 府 市

議了

二〇〇

(一八) 計量給水に於ける家事用營業用に付一ヶ月最低
制限水量未滿の使用者は最近に於て各其の幾割
なりや各市の實況承はりたし
提出者 尾 道 市

議了

二〇一

(一九) 給水種別を定むるに當り水を使用する營業狀態
が副業(例令ば米穀販賣を本業とし傍酒類の小
賣をなすが爲少許の水を使用するものゝ類なら
ば家事用に決定せらるゝや各市の御取扱承はり
たし
提出者 尾 道 市

議了

二〇一

(二〇) 既往に於ける貯水池流入土砂の程度及其の除去
し
提出者 尾 道 市

議了

二〇二

(二一) 水源下流に於ける灌漑用水は其の要求の全部に
應じられつゝありや又は制限せらるゝや當事者
との契約と實際の御取扱振とに付承はりたし
提出者 尾 道 市

議了

二〇二

(二二) 百二十尺の水頭を有する中都市にて火災消防の
爲水道消火栓の外消火栓より水道水を消防唧筒
に注水せる装置方法如何
提出者 尾 道 市

議了

二〇五

(二三) 内徑十二吋以下のフランジ鐵管を桁として
其の儘架さんとする其の徑間幾尺迄許容するや
御經驗を承はりたし勿論鐵管自身桁として其の應
力許容範圍なり
提出者 尾 道 市

議了

二〇五

(二四) 水道事業に對する國庫補助金増額並に補助年次短縮の件を本會の決議を以て其筋へ建議し其達成を致度 提出者 濱 松 市	第二七號第五八號第六〇號と併せ委員附託審議の結果從來の實行委員及提出者を實行委員とし再建議することとし議了	二二〇六 二二〇九 二二一九
(二五) 水道統計表中に各種業態別平均消費水量の統計を追加することに致度 提出者 濱 松 市	提出者よりの申出に依り撤回	二二一五 二二二一
(二六) 送水管又は配水管の漏水に就き調査せられたることあらば承り度 提出者 濱 松 市	第八六號と併せ議了	二二二二
(二七) 建議事項の實現を促進したし 提出者 佐 世 保 市	第二四號、第五八號、第六〇號と併せ委員附託審議の結果從來の必要あるものは取捨し再建議の必要あるものは從來の實行委員及提出者を實行委員とし建議することとし議了	二二一三 二二二二 二二二四 二二九七
(二八) 濾過池掃除後の排水時間を短縮し得る方法なきか 提出者 佐 世 保 市	議了	二二三〇
(二九) 地下水を水源とする水道に於て自然的に漸次或は急劇に水量の減退を來せる現象を實驗せし處あらば其模倣承り度し 提出者 臺灣 總督府	第八八號、第八九號、第九〇號と併せ議了	二二三一
(三〇) 市街配水管に對し「ポンプ」にて直接加壓送水せし經驗あらば之に就き不便を感じたる諸點を問 提出者 臺灣 總督府	議了	二二三三
(三一) 電氣工作物(特に電車)と水道鐵管との間に於ける障害防止設備につき御意見承り度し 提出者 福 島 市	第三二號、第五五號、第九一號と併せ議了	二二三四
(三二) 電氣工作物が水道鐵管又は他の地中管に及ぼしたる障害の實況承り度し 提出者 福 島 市	第三一號、第五五號、第九一號と併せ議了	二二三五
(三三) 鐵管切替の爲配水區の一部斷水中其區域に火災起りたる場合の應急處置に付最適當なる方法如何 提出者 福 岡 市	議了	二二三六
(三四) 各市に於て給水普及の目的を以て井水試驗を各戸に就て施行せられたることあらば其結果に付承り度 提出者 福 岡 市	議了	二二三六
(三五) 通水後送水管内流速及送水量の變化に就て各市の狀況承り度 提出者 福 岡 市	研究問題となす	二二三七
(三六) 全市給水加速的普及の爲工事費無料に要する起債の可否に就て 提出者 福 岡 市	議了	二三一五
(三七) 上水道事業の向上發展を計る爲九州に於ける上水道布設各市町上水主任協議會を設立し大正十		

五年四月十一日第一回を福岡市に於て開催せり
 而して爾後毎年全國上水協議會の例に倣ひ引受
 市又は町に於て開催することに決定せり從つて
 全國上水協議會に對し提出する諸問題に就ては
 九州上水主任協議會の名に於て爲すものあり右
 容認相成度
 提出者 福岡市

(三八)水道事務従業者の生活を安定せしむる爲共済組
 合の組織を望む
 提出者 福岡市
 理由 公益を目的とする團體の向上と生活の保障を希
 求し安んじて其職に従事せしむる目的に依る

(三九)上水協議會機關紙として月刊雜誌の發行を望む
 提出者 福岡市
 理由 會員相互の意志の疎通を計り水道事務の研究に
 資する爲

(四〇)國縣道に配水管引込及修繕等の場合に於ける認
 可手續の簡略なる方法に付國縣に建議せる本會
 議決の運動促進に就て
 提出者 福岡市

(四一)協定上水試験法改正に關する件
 提出者 南滿洲鐵道株式會社
 (四二)「ラジオ」受話装置の一端を地中に埋設する代り
 に往々給水装置に取付けるものあり之を禁止す
 べきや
 提出者 神戶市

議了
 三〇二

宿題となす
 二四一

理事に於て具體的方法を調査し
 其の調査に基き次會にて審議す
 ることとし議了
 二四七

提出者の申出に依り撤回
 二二五

宿題(二)に包含議了
 二五二

説
 近來「ラジオ」の普及に伴ひ受話装置の一端を地
 中に埋設するの工事を省略し給水装置の一端に
 取付けるもの往々あり「ラジオ」加入勧誘者も
 亦之を宣傳す此装置によりて鉛管並に鐵管の受
 くる影響に付調査せられたることあらば承知す
 べきや之を禁止すべきものとせば其取締方法
 四三 給水栓よりの漏水に對し通知を受け修繕するに
 至る迄需用者に於て止水栓に觸れず應急防禦の
 方法なきや併て各市の取扱振承知したし
 提出者 神戶市

説
 「ケレップ」の磨損により漏水のありたる場合通
 知を受けて修繕するに至るまで多量の時間を要
 し此間多量の上水を流出せしむることあり此場
 合に需用者に於て應急防禦を施し得ば實に雙
 方の利益あり之に付き應急手段を講究せられたる
 の利益あり其手段方法
 四四 乙か甲の設備に係る給水管より承諾を得て更に
 給水管の延長若くは分岐をなし給水管を受けつゝ
 ありたる際甲が給水の廢止並に給水管の撤去を
 要求したる場合乙の給水の支障なき様處する各
 市の取扱方法承知したし
 提出者 神戶市

研究問題とす
 二五五

説
 乙か甲の給水管よりする若くは甲の土地(使
 用地)を通過するにあらざれば給水管を設置す
 ることを得ざる場合に甲か給水の廢止並に給水
 二五六

議了
 二五五

<p>(五八) 上水道源水保護取締法制定に付内務大臣へ再建議の件</p> <p>提出者 東京市、横濱市、名古屋市、京都市、神戸市、大田市</p>	<p>理由 由上水道源水保護取締法制定に關しては第十一回上水協議會に於て決議の上内務大臣に建議したるも今尙ほ實現を見るに至らず甚だ遺憾とす所なるに近時工業の發達に伴ひ上水道源水に供する河川に劇毒薬を含める工場廢水を吐出し其の尿等物を放流するを生じ水質を汚染悪化する甚しく衛生上一日も等閑に附する能はざると認む之れが本問題提出は目下の急務なりと認む之れ再び本問題を提出したる所以なり</p>	<p>第二四號、第二七號、第六〇號と併せ委員附託審議の結果從來の實行委員及提出者を實行委員とし再建議することとし議了</p>	<p>二二九 二二七</p>
<p>(五九) 各地に於て使用せらるる鹽素滅菌機、急速濾過機及濾過速度調制機の型式並に其の長所短所に就き經驗の結果を承りたし</p> <p>提出者 大阪市</p>	<p>議了</p>	<p>二六八</p>	
<p>(六〇) 先年來本會に於て可決し主務省へ建議せる事項何れも未だ實現を見るに至らず是等は緊要の事項に屬す故に再提議を爲し之が促進を期せんとす</p> <p>提出者 鳥取市</p>	<p>第二四號、第二七號、第五八號と併せ委員附託審議の結果從來の必要あるものは内取捨し再建議の必要あるものは從來の實行委員及提出者を實行委員とし再建議することとし議了</p>	<p>二二一 二一三 二九七</p>	
<p>(六一) 給水使用者の資格(何回以上共用栓)とせる家賃の査定方に就き各市の取扱振承りたし</p> <p>提出者 鳥取市</p>	<p>議了</p>	<p>二六九</p>	

<p>(六二) 緩速濾過池に於て汚泥層凝固する原因並其防止法如何</p> <p>提出者 鳥取市</p>	<p>議了</p>	<p>二七二</p>
<p>(六三) 淡水海綿濾過層上に發生するを防止する方法如何</p> <p>提出者 鳥取市</p>	<p>議了</p>	<p>二七七</p>
<p>(六四) 承口、挿入を有する鑄鐵管の接合用として「レイダイト」を使用せられたる處あれば其方法、工費及成績承りたし</p> <p>提出者 廣島市</p>	<p>議了</p>	<p>二八一 二七二</p>
<p>(六五) 濾過水に鹽素消毒を施行する際に於ける注加鹽素量と細菌復活現象の關係如何</p> <p>提出者 廣島市</p>	<p>議了</p>	<p>三〇九</p>
<p>(六六) 給水の普及を可及的速かならしむる目的を以て給水設備を需用者の請求に依りて市自ら施行し之を貸與する方法を採られたる處あらば其の貸付料並に成績等に就き承り度し</p> <p>提出者 熊本市</p>	<p>議了</p>	<p>二七三</p>
<p>(六七) 鑄鐵管を速に切斷する良法なきや各市の經驗を承り度し</p> <p>提出者 熊本市</p>	<p>議了</p>	<p>二七六</p>
<p>(六八) 大正十年七月勅令第三三一號内務大臣の職權を地方長官に委任事項へ左記の一項追加を建議したし</p> <p>給水區域擴張の件</p> <p>提出者 佐賀市</p>	<p>提出者出席なく廢案</p>	<p>二七七</p>

<p>(六九) 大正十年七月勅令第三三一號地方長官に對する委任事項第二項中參萬圓未満の配水管及器具埋設擴張工事の許可を受けずして事後申報することに改正の速達を期する爲め重て建議の件</p> <p>提出者 佐賀市</p>	<p>提出者出席なく廢案</p>	<p>二二三〇 二九七七</p>
<p>(七〇) 給水設備後數年を経過するに従ひ通水量減少するの故を以て設備者より其の減水の原因を調査方申出づるものあり斯の場合市は當然調査すべきや又修繕の請求をなさしむるや各市の取扱振りを承知したし</p> <p>提出者 佐賀市</p>	<p>提出者出席なく廢案</p>	<p>二七七</p>
<p>(七一) 各戸引込み給水管に唧筒を直結使用許可せられし實例あらば左記各項に付其成績並取扱振りを承りたし</p> <p>イ、消火用に供する爲め一時的な水壓の増加を計るもの ロ、平常水壓の増加を必要とするもの ハ、直接給水不可能にある高所に送水するもの</p> <p>提出者 若松市</p>	<p>提出者出席なく廢案</p>	<p>二八三</p>
<p>(七二) 水道鐵管内に發生したる疣狀酸化物の簡易なる除去方法承りたし</p> <p>提出者 若松市</p>	<p>提出者出席なく廢案</p>	<p>二八九一 二八三</p>
<p>(七三) 給水設備に裝置せる量水器にして異狀發見に係るもの外一般に取替又は指示水量誤差有無に付検査を行はるゝ向あらば其の取扱振りを承りたし</p> <p>提出者 京城府</p>	<p>議了</p>	<p>二八三</p>

<p>(七四) 鐵管代用としてヒューム式鐵筋コンクリート管を使用されたる處あらば其成績承りたし</p> <p>提出者 京城府</p>	<p>議了</p>	<p>二八四</p>
<p>(七五) 水中硬度物質の除去法として炭酸ナトリウムを使用せば如何</p> <p>提出者 京城府</p>	<p>議了</p>	<p>二八五 三一〇</p>
<p>(七六) 水中ブランクソンの水質に悪影響を及ぼしたる實例並其の處置方法如何</p> <p>提出者 京城府</p>	<p>議了</p>	<p>三一〇</p>
<p>(七七) 蛭の卵は上水道濾過池濾過膜を通過するものなりや否や</p> <p>提出者 別府市</p>	<p>議了</p>	<p>二八五</p>
<p>(七八) 通過したる場合上水道鐵管内に於て何日後孵化するものなりや否や</p> <p>提出者 別府市</p>	<p>議了</p>	<p>二八五</p>
<p>(七九) 全計量給水の都市に於ける共用給水の場合其使用料徴收方法を承りたし</p> <p>提出者 函館市</p>	<p>議了</p>	<p>二八六</p>
<p>(八〇) 寒國都市に於ける給水管及栓の不凍裝置を承りたし</p> <p>提出者 函館市</p>	<p>議了</p>	<p>二九一</p>
<p>(八一) 大正十年勅令第三一一號地方長官に對する委任事項第二號中改正建議に關する件</p> <p>提出者 長崎市長</p>	<p>第二四號、第二七號、第五八號、第六〇號、議決中に含む</p>	<p>三一</p>
<p>(八二) 市長の管理する市道を水道施設の爲め占用する場合は監督官廳の認可を受くることを要せざる</p>	<p>關係法規の解釋上疑義あるを以て理事に於て調査の上要否を決</p>	<p>三一</p>

機其筋に要望の件 提出者 長 崎 市	定し建議の必要あるときは理事より建議することとし議了	三二五
(八三) 國縣道に配水管引込細管等を布設し又は修繕の場合の手續に付承りたし 提出者 長 崎 市	議了	二九二 三一四
(八四) 高區方面給水不能區域の境界に標示を爲すの件 提出者 長 崎 市	議了	三一四
(八五) 計量給水に關し最低料金の制を設けず従量制に依らるる會員あらば其實績を承知したし 提出者 朝 鮮 總 督 府	議了	二九三
(八六) 一日の總給水量と漏水量との割合を實測したる會員あらば其實績を承知したし 提出者 朝 鮮 總 督 府	第二六號と併せ議了	二二二
(八七) 上水中の鐵バクテリアの試験方法如何 提出者 朝 鮮 總 督 府	議了	二九四
(八八) 一般鑿井式源水量は年を経るに従ひ自然漸減の傾向なきや若しありとすれば其の因由及狀況等承りたし 提出者 大 牟 田 市	第二九號、第八九號、第九〇號と併せ議了	二二二
(八九) 一地域内に貳個以上鑿井水源の設けありて其の井數の増加に伴ひ各井の湧水量に影響を及ぼしたる事例なきや若しありとせば其距離深度影響の狀況等承りたし 提出者 大 牟 田 市	第二九號、第八八號、第九〇號と併て議了	二二二
(九〇) 鑿井水源の源井底部「ストレーナ」の内外部に土砂填充の爲め湧水量に影響ありと認めたる場合 提出者 大 牟 田 市	第二九號、第八八號、第八九號	

其の程度の測定及び之れが排除方法如何 提出者 大 牟 田 市	と併せ議了	二二二
(九一) 單線架空式電氣軌道漏洩電流の埋設水道鐵管に及ぼす影響に就き狀況承りたし 提出者 大 牟 田 市	第三一號、第三二號、第五五號と併せ議了	二二五
(九二) 給水使用料徴收上左記各項に就き各市の狀況承りたし (イ)出張徴收さるゝ向あらば其の狀況 (ロ)外勤員督勵の際假領收する向あらば之に弊害の伴ふ様のことなきや 提出者 大 牟 田 市	議了	二九六
(九三) 濾過池に繁殖する「クレノトリックス」の濾過作用に及ぼす影響に就き經驗せられたる向あれば其結果を承りたし 提出者 長 岡 市	議了	二九六

(二) 宿 題

宿 題	議 事 大 要	議事録頁
(一) 協定試験法中反應評語の定量範圍を本會に於て協定する必要なきや 提出者 大 古 屋 市	次會に繰越審議することに議決	三一七
(二) 協定水質試験法改正に關する件 擔當者 大 加 阪 盟 者 市	改正議決	二九九 三二八

<p>(三) 上水道用揚水電力料金を特別低廉ならしむる爲め特に法律命令を以て其限度を設定せられんことを其筋に建議の件</p> <p>提出者 郡山、東京市、横濱市、澁谷市、町宮市、長崎市、沼田町、上田市、高松市、門司市、臺灣總督府</p> <p>委員</p>	<p>新問題二七號議案と同一の委員に附託審議の結果建議せざる事とし議了</p>	<p>三一七</p>
--	---	------------

(三) 研究問題

研究問題	議事大要	議事録頁
<p>(一) 水道布設後年所を経るに従ひ鐵管内部の腐蝕若くは酸化物等の發生に依り流速及流量に及ぼす關係如何</p> <p>提出者 甲府、加府、盟者市</p> <p>擔當者 各府</p>	<p>次會に繰越審議することに議決</p>	<p>三一八</p>
<p>(二) 給水工事に瓦斯管又は引拔鋼管を使用し其の耐久年限と鉛管に對する利害の比較竝に漏水の程度承りたし</p> <p>提出者 澁谷町</p>	<p>議了</p>	<p>三一八</p>
<p>(三) 亞鉛引瓦斯管敷設の耐久力に就き調査せられたる所あらば其成績承りたし</p> <p>提出者 朝鮮總督府</p> <p>擔當者 關係者</p>	<p>議了</p>	<p>三一九</p>

<p>(四) 消火水量に就て承りたし將來都市計劃完了後は果して何程の消火用水を準備せざるべからざるか又其の水壓等は如何にすべきか</p> <p>提出者 東京市、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市、神戸市、若松市、(福岡縣)小樽市</p> <p>委員</p>	<p>更に研究問題となす</p>	<p>三一九</p>
---	------------------	------------

(四) 報告

報告	議事大要	議事録頁
<p>(一) 小樽市上水道各池覆蓋上積雪重量に就き實驗報告</p> <p>提出者 小樽市</p>	<p>書面にて報告することとし議了(二八五頁報告第一參照)</p>	<p>三二〇</p>
<p>(二) 室温及血温培養にて得たる水棲菌の種別竝に聚落發生率</p> <p>提出者 臺灣總督府</p>	<p>報告済</p>	<p>三二一</p>
<p>(三) 臺北水道淨水池に發生せる生物に就て</p> <p>提出者 臺灣總督府</p>	<p>報告済</p>	<p>三二一</p>
<p>(四) 「オルツ、トリグン」による遊離「クロール」定量法に於て</p> <p>提出者 南滿洲鐵道株式會社</p>	<p>書面にて報告することとし議了(二八五頁報告第二參照)</p>	<p>三二〇</p>
<p>(五) 名古屋市上水道十箇年間の水質試験成績に就て</p> <p>提出者 名古屋市</p>	<p>報告中止</p>	<p>三二〇</p>

(六) 東京市及其の近郊に於ける鑿井の「アムモニア」に就て 提出者 東京市	書面にて報告することとし議了 (四〇五頁報告第三參照)	三二〇
(七) 水道水栓の「ストツプバルブ」に使用する皮革による水の著色に就て 提出者 東京市	書面にて報告することとし議了 (四〇六頁報告第四參照)	三二〇
(八) 東京市水道村山貯水池に發生せる硅藻「アステリオネツラフオルモザ」に就て 提出者 東京市	書面にて報告することとし議了 (四〇八頁報告第五參照)	三二〇
(九) 水の細菌學的検査上膠質及寒天培養基の比較 提出者 東京市	書面にて報告することとし議了 (四一四頁報告第六參照)	三二〇
(一〇) 濾過水質に及ぼす濾過面積と周壁との關係 提出者 大阪市	報告の運に至らず	三二〇
(一一) 大阪市及其の近郊の掘抜井水質につき 提出者 大阪市	書面にて報告することとし議了 (四一五頁報告第七參照)	三二〇
(一二) 消毒劑として食鹽の電解溶液の價値 提出者 大阪市	報告の運に至らず	三二〇
(一三) 緩速濾過法に於ける濾過効力の發現時間に就て 提出者 大阪市	書面にて報告することとし議了 (四二三頁報告第八參照)	三二〇
(一四) 液化鹽素の水中有機質に及ぼす影響に付て 提出者 廣島市	報告の運に至らず	三二〇
(一五) 配水幹管線移設工事に就て 提出者 京都市	書面にて報告することとし議了 (四二五頁報告第九參照)	三二〇
(一六) 水の鹽素消毒法に就て 提出者 京都市	同上 (四二七頁報告第一〇參照)	三二〇

(一七) 京都市の所謂地下水に就て 提出者 京都市	同上 (四三一頁報告第一參照)	三二〇
(一八) 上水より現れたりと稱する <i>Limnodithis</i> 衛生學的觀察 提出者 京都市	同上 (四四二頁報告第一二參照)	三二〇
(一九) 二重濾過法に就て 提出者 京都市	同上 (四四七頁報告第一三參照)	三二〇

萬國原子量表

大正十五年 (1926)

(O=16.000)

Ag	銀	107.88	Mn	錳	54.93
Al	アルミニウム	26.97	Mo	モリブデン	95.0
Ar	アルゴン	39.88	N	窒素	14.008
As	砒素	74.96	Na	ナトリウム	23.00
Au	金	197.2	Nb	ニオブウム	93.5
B	硼素	10.82	Nd	ネオデーム	144.3
Ba	バリウム	137.4	Ne	ネオン	20.2
Be	ベリリウム	9.02	Ni	ニッケル	58.68
Bi	蒼鉛	209.0	O	酸素	16.000
Br	臭素	79.92	Os	オスミウム	190.9
C	炭素	12.00	P	燐	31.04
Ca	カルシウム	40.07	Pb	鉛	207.2
Cd	カドミウム	112.4	Pd	パラジウム	106.7
Ce	セリウム	140.2	Pr	プラセオデーム	140.9
Cl	塩素	35.46	Pt	白金	195.2
Co	コバルト	58.97	Ra	ラジウム	226.0
Cp	カウシオバイウム	175.0	Rb	ルビヂウム	85.5
Cr	クロム	52.01	Rh	ロヂウム	102.9
Cs	セシウム	132.8	Ru	ルテニウム	101.7
Cu	銅	63.57	S	硫黄	32.07
Dy	ダイスプロシウム	162.5	Sb	アンチモン	121.8
Em	エマナチオン	222	Se	スカンジウム	45.10
Er	エルビウム	167.7	Si	珪素	28.06
Ea	オイロビウム	152.0	Sm	サマリウム	150.4
F	弗素	19.00	Sn	錫	118.7
Fe	鐵	55.84	Sr	ストロンチウム	87.6
Ga	ガリウム	69.72	Ta	タンタルム	181.5
Gd	ガドリニウム	157.3	Tb	テルビウム	159.3
Ge	ゲルマニウム	72.60	Te	テルール	127.5
H	水素	1.008	Th	トリウム	232.1
He	ヘリウム	4.00	Ti	チタン	48.1
Hf	ハフニウム	178.6	Tl	タリウム	204.4
Hg	水銀	200.6	Tu	ツリウム	169.4
Ho	ホルミウム	163.5	U	ウラン	238.2
I(J)	沃素	126.92	V	バナヂウム	51.0
In	インヂウム	114.8	W	ウオルフラム	184.0
Ir	イリヂウム	193.1	X	キセノン	130.2
K	カリウム	39.10	Y	イトリウム	89.0
Kr	クリプトン	82.9	Yb	イテルビウム	173.5
La	ランタン	138.9	Zn	亜鉛	65.37
Li	リチウム	6.94	Zr	チルコニウム	91.2
Mg	マグネシウム	24.32			

第二十三回上水協議會經過概況

第二十三回全國上水協議會は第二十二回大會に於て京城府と決定せられ府新廳舎竣工未了の裡を三階會議室にて開催來賓として齋藤總督湯淺政務總監志賀城大醫學部長米田知事其他府内公職者等内地側よりは京大教授大井清一博士東大教授草間博士陸軍軍醫學校教官小泉親彦博士近衛師團經理部秋元重保氏東京衛生試驗所技師佐藤練作氏等着席東京市外全國各地水道關係者市長府尹等百五十五名出席せられたり

第一日 十月十一日午前十時四十分開會

- 一、議長(京城府尹馬野精一)開會の辭
 - 一、會務報告(書記朗讀)
 - 一、政務總監(湯淺倉平)挨拶
 - 一、京畿道知事(米田甚太郎)挨拶
 - 一、大正十四年度上水協議會歳入歳出決算、上水協議會規則中改正等の件 上水協議會理事提案
 - 一、協定水道鑄鐵管規格改正の件 同
 - 委員附託
 - 一、水栓類規格の件同 上
 - 委員附託
 - 一、水道鐵管協定耐震試驗經過報告 同
 - 一、問題 一、二、三、四、五、七議了 上
- 午後〇時十八分休憩

同 一時三十分開議
一、問題 八、九、一〇、一一、一二、一四、一五、一六協議方法改正の件可決

一七、一八、一九、二〇、二一議了

午後二時四十五分休憩

同 三時 六 分開議

一、問題 二二、二三議了「二五」委員附託

委員 東京、大阪、名古屋、小樽、濱松、堺、岡山、廣島、福岡、長崎、尾道、佐賀、鳥取、小倉、神戸(以上十五市)

一、講演

玉川水道の鹽素消毒法に就て

玉川水道技術顧問醫學博士 小島 三郎 君

午後四時散會

第二日 十二日午前九時三十分開議

一、宿題 二、協定水質試驗法改正に關する件 大阪市提出

(委員附託) 衛生委員會は來賓控室にて午前九時四十五分開會、午後〇時十五分散會第二日は十四

日午前九時四十五分開議、午後〇時十五分休憩、午後一時五分開議午後二時三十五分散

會

一、問題 「二六、八六」一括審議「二四、二七、五八、六〇、六九」

(委員附託)

二八、二九、八八、八九、九〇(一括審議 三〇、三一、三二、五五、九一(一括審議)

三三、三四、三五議了

午前十時五十五分休憩

同 十一時二十七分開議

三八、(宿題とす)三九、(上水道協議會理事に於て調査研究)四〇(撤回)

午後〇時十分散會

一、午後一時半會議場發自動車にて朝鮮神宮參拜、商品陳列館、總督府廳舍、景福宮視察

一、午後四時半京畿道知事招待會(食道園)

第三日 十三日

一、午前九時京城驛前集合、鷺梁津水源地、燃料研究所、液體空氣會社視察、配水池にて晝食午後二

時二十四分鷺梁津驛發上仁川驛着築港、市内視察

一、午後五時仁川府尹招待會(公會堂)

一、午後六時四十五分上仁川驛發歸城

第四日 十四日午前九時二十八分開議

一、問題 四一(宿題二と同一委員附託)

「四二」(委員附託)

委員 東京、大阪、橫濱、京都、名古屋、神戸、福岡、朝鮮總督府、長崎、廣島十名

四三、四四、四五、四六、四七、四八、「四九」(四二間と同一委員附託)「五〇」(工學會に

委託 五一、五三、五四、五六、五七、五九、六一、六二、六四、六六、「五五」(提案者長

野市缺席に付削除)

一、鐵管規格に關する委員長報告

一、問題 六七、六八、六九、七〇(提案者佐賀市缺席に付削除)「五一、六三」(一括審議)六四、(小

樽市經驗發表)七二、七二(提案者若松市缺席に付削除)

七三、七四、七七、七八議了
午後〇時三分散會

一、午後一時講演

水の鹽素消毒と菌量の問題に就て

本邦濾過用砂の物理的研究

一、午後三時總督招待茶菓會 倭城臺總督官邸内元帥亭)

東京衛生試驗所技師 佐藤 徠 作君
東京帝國大學教授 草 間 偉君

第五日 十五日午前九時三十分開議

一、問題 七九、八〇、八二、八二(委員附託)

八五、八七、九一、九二議了

一、問題 二四、二七、五八、六〇、六九委員會報告

內 六九(提出者佐賀市缺席の爲自然消滅)

二四、五八(實行委員を定め再建議)

二七、六〇(取捨選擇再建議)

二四、二七、五八、六〇(建議實行委員)

委員 東京、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸、佐世保、長崎、濱松、長野、鳥取

午前十時二十二分休憩

同 十一 時開議

一、宿題 二、委員會報告

一、問題 二五、委員會報告(提案者濱松市より撤回)

一、問題 三七、六、六五、七五、七六、八一(二七に包括されたるものとして通過)

二三、八二(上水協議會理事一任(八三、八四議了)

午後〇時七分散會

一、午後一時記念撮影 (新府廳舎玄關)

一、午後一時半講演

上水の消毒に就て

陸軍軍醫學校教官 小泉 親 彦君

一、午後二時秘苑拜觀、京城運動場、獎忠壇公園視察

一、午後四時京城府尹招待會(南山莊)

第六日 十六日午前九時四十五分開議

一、問題 三六、四二、四九委員會報告

一、問題 四二は研究問題として次回に繰越

一、問題 四九は工學會に於ける量水器の調査決定を待て研究

一、宿題 一、更に研究の必要あり次回に繰越

一、宿題 三、問題二七の委員會にて同時審議濟

一、研究問題 一、研究問題として更に研究

同 二、(發表なくして議了)

同 三、(同)

同 四、更に研究

一、室温及血温培養にて得たる水棲菌の種別並に聚落發生率 臺灣總督府報告

一、其他の報告は書面にて協議會理事に送附のこととし議了

- 一、問題 八二理事に於て研究の上取計ふこと
- 一、仲田聰治郎(東京市)挨拶
- 一、午前十一時講演
- 一、午前十一時三十分閉會

京都帝國大學教授 大井清 一君

水道の沿革に就て

第二十三回上水協議會提出問題答

(一) 給水装置工事用材料の單價表は價格變動の都度改正せらつゝありや又一一定期間内据置かれつゝありや各地の取扱振承りたし (高知市)

答

- 一、給水装置工事用材料の單價は價格變動の都度改正しつゝあり (高砂町、鹿兒島市、谷村町、福島市、水戸市、神戸市、峰山町、宇部市、新潟市、京城府)
- 一、購入價格の大變動なき限り一ヶ年繼續するものとす (福井市、長野市、堺市)
- 一、年度始めに變更することあり又材料價格著しく變動ありたるときは更訂す尙年度始めと雖材料價格依然たるときは變更せず (佐賀市)
- 一、毎年四月、十月の二回定期改定す尙變動甚敷場合は其の都度改正することあり (長崎市、飯塚町)
- 一、年度の當初に於て在庫物品に對しては約壹割増を以て價格を定め次後新に購入せし物品にして價格の差のあるものは改正の上徴收せり (佐世保市)
- 一、購入價格により其の都度單價を改め實施せり (山形市、福山市、大牟田市、鳥取市、甲府市、郡山市)

- 一、價格の著しく變動なき限り一定期間据置く (米子町、仁川府、釜山府)
- 一、小額變動の場合其都度變更する事は到底不可能なるが故に相當變動を爲したる場合變更すること、せり普通の場合年一回乃至二回位、而して新規購入の分と在庫品とを合計し新單價を附せり (福岡市)
- 一、一ヶ年度内期間を定め改正するを本則と爲し居るも主要材料價格の變動著しきときは其都度更正を爲しつゝあり (仙臺市)
- 一、本市は六ヶ月を一期とし豫め單價表を決定施行す但五分の一以上の差異を生じたる場合は單價表を更訂す (宇都宮市)
- 一、多少價格(市價)の變動あるも單價を更正したることなし但し補充品購入の場合價格に變動ある時は單價表を更正す (平町)
- 一、一年度間可成變更せざる方針なるも價格の變動甚しき時は在庫品の品簿を待ち隨時變更(奈良市)
- 一、購入價格に大なる變動(鉛管類凡一尺に付十錢以上)なき限り改正せざることに取扱ふ(尾道市)
- 一、給水装置工事材料の單價は其都度購入の單價に一割を増したるものを徴收し市價の變動に依らず (室蘭市)
- 一、六ヶ月間毎に改正す但購入單價に多額の變動を生じたる場合は其都度改正す (和歌山市)
- 一、毎年會計年度の初めに一回改正す (小倉市)
- 一、工事用材料單價表は價格變動の都度改正す但し輕微の場合は此限りにあらず (秋田市)
- 一、材料を購入したるときは殘品と購入品との平均單價を算出しこれを甲とし販賣單價を乙とす、乙が甲の百分の百五より百分の百十の間なるときは改正せず (宇和島市)

- 一、給水工事用材料の單價表は勿論材料購入の都度改正するの正當なるも少量の材料購入に際し其都度改正するときは甚だ複雑にして執務上繁雜を來すを以て當町に於ては大量の材料購入せしとき又は一般に亘り材料購入せしとき改正を行ふ方針を執れり (目黒町)
- 一、百分の五以上價格變動の場合に改正す (松本市)
- 一、材料の單價表は一定期間据置又は價格變動の都度改正せず總て購入單價に據る (若松市)
- 一、年度の頭初購入するを以て其年度内は大體一定せり (南滿洲鐵道株式會社)
- 一、一定期間中据置適當時に變更す (函館市)
- 一、給水装置工事用材料の單價表は年度始めに調製し大なる變動なき限り其の年度は右調表による (元山府、熊本市)
- 一、材料單價は購入の都度變更せず又一定据置期間をも定めざるも該單價が市價に比し高低共に一割乃至二割程度の差異を生じ而も相當永續するが如き場合にありては適宜變更を加ふ (名古屋市)
- 一、從來大なる價格の變動ありし時に部分的に單價表を改正し來るも今回二期に分ち其の改正時期の時價により單價表を決定し大なる價格の變動なき限り其期間据置くことに定めたり (川崎市田島町上水道組合)
- 一、物品購入の都度變更するを原則とせり然れ共近來は購入價格の變動僅少なるを以て一ヶ年二回位機を見て單價の改正を實行せり (大阪市)
- 一、年二期位に改定すべきこととなり居るも價格の變動甚しき場合は期間内と雖も改正すべきこととす (臺北市)
- 一、購入價格を標準とし一定期間据置くを原則とせり (基隆市)
- 一、變動の都度改正し居るも極少額の場合は一年度内据置となす (高雄市)

(二)

給水装置工事に雜用鉛管を使用せられつゝある向にして實驗上其の耐久力及故障の程度に就き調査せられたるものあらば承りたし (高知市)

答

- 一、雜用鉛管使用したることなし (福井市、福島市、佐賀市、長崎市、南滿洲鐵道株式會社、佐世保市、山形市、室蘭市、函館市、川崎市田島町上水道組合、米子町、尾道市、水戸市、甲府市、名古屋市、堺市、飯塚町、宇都宮市、平町、秋田市、奈良市、松本市、大牟田市、鳥取市、宇部市、大阪市、郡山市、臺灣總督府、熊本市)
 - 一、本市に於ては雜用鉛管を使用したることなし、從つて之に關する調査を爲したることなし但し本市の如き水壓七十五封度の上水道に於ては雜用鉛管の使用は到底不可能なり (福岡市、仙臺市)
 - 一、本市は水道用鉛管の外一切使用せず (福山市)
 - 一、水壓の關係上雜用鉛管は使用せず稀に給水需用者に於て無斷流末装置に使用せるものあるも分岐點及曲部に於て破損多く耐久力なきに依り發見次第取替若しくは撤去をなさしめ居れり (小倉市)
 - 一、本町は雜用鉛管使用後十ヶ年の経過を見るに本年に至り一部づつ切換修繕す (峰山町)
 - 一、布設以來十數年を経過せるも何等の異狀なきも地質粗惡なる區域は布設後七ヶ年にして腐蝕使用に堪えざる個所あり (仁川府)
- (三) 水道工事營業者に對し給水装置工事を許可せられたる向にして其の取扱振及監督方法に就き承りたし (高知市)
- 答
- 一、水道工事營業者に對し給水装置工事を許可せる場合は凡て材料は町より供給し町技術員を附し監督せしむ但し結果不利と認めて廢したり (高砂町)
 - 一、給水工事請求者をして流末装置承認請求書に工事に對する設計圖仕様書及自己材使用承認請

求書を添へて差出さしめ之に依り材料の検査及實地調査を爲して許否を決定す而して工事着手竣工の都度届出を爲さしめ竣工検査を行ひ工事を完了す (鹿兒島市、函館市、京城府、目黒町、熊本市)

一、某會社の給水工事に對し一回營業者に許可せしことあるも設計並に材料の検査は勿論監督の方法も直營工事の分と同様なり (福井市)

一、該當事實なし (福島市、宇都宮市、佐賀市、山形市、米子町、飯塚町、仙臺市、平町、秋田市、仁川府、奈良市、尾道市、室蘭市、福山市、甲府市、水戸市、大牟田市、松本市、鳥取市、宇部市、大阪市、臺灣總督府、郡山市)

一、「水道工事業業者」の意味了解し難し (長崎市)

一、本市は總て直營にして工事業業者に工事施行を許可したることなし本市の許可を受けず工事を爲したる向二三あるも結果宜しからず (福岡市)

一、材料を交付し勞力のみを單價請負とす監督方法は市に於て施行する工事と同一 (和歌山市)

一、營業者施工工事に材料不良及施工粗漏等にて故障多く管理上不都合多き爲め不許可の方針なるも建築等の關係上是非共營業者に於て施工の必要あるものは願書仕様書圖面を提出せしめ猶使用材料を全部本市規格に依り検査を行ひ合格品を以て施行せしめ竣工の上再検査をなす (小倉市)

一、給水請求者は自ら屋内工事を施工することを得(工事屋に頼みて)この場合圖面を提示して給水請求を爲す市は給水連絡を施工するときは私工事の検査を爲し検査料金を徴收す増設變更のときも同様なり (宇和島市)

一、特記すべきことなし (南滿洲鐵道株式會社)

一、工事依頼者より市長宛の工事請求書並工事業業者よりは該工事の設計書を提出せしめ設計と實地とを調査し可と認めたる場合は工事業業者に對し施行を許可す、監督方法、専屬吏員をして常時現場を調査監督せしむ (名古屋市)

一、水道工事業業者に對し直接に給水装置工事を許可せず管末装置に限り給水装置所有者の請求によりて許可することあり (川崎市田島町上水道組合)

一、給水装置は市に於て施行するを原則とす但し自家装置は設計書仕様書材料調書を提出せしめ材料の検査を行ひ工事施行の際は吏員立會検査監督をなす (堺市)

(四) 給水の普及に付効果ありと認められたる方法あらば其の具體的方法承りたし (高知市)

答 一、給水普及に附ては一定の期間を定め其の期間中に申込たる者に對し配水本支管より止水栓迄の工事費全部を補助し尙六ヶ月間給水使用料を無料とす (高砂町)

一、給水普及に關しては常に考慮しつゝあるも著しく効果ある方法なし (福島市、米子町、水戸市、秋田市、仁川府、松本市、南滿洲鐵道株式會社、函館市)

一、水道布設當時に於ては給水の普及に付工事費の半額を補助したることあり現今に於ては外勤員をして勧誘するの外別に方法を探りたることなし (佐賀市)

一、水道布設工事竣功前後より市内井水濁水且つ種々の關係により自然的給水の普及したる爲殊更に其普及を宣傳せしことなし (山形市)

一、給水工事費を全免し市に於て負擔施行することを得ば之以上効果ある普及方法なし。

二、給水工事費を半減し其半額を市に於て負擔施行したること貳回あり成績良好なり。

三、井水使用者の使用井水の水質検査を施行しつゝあり未だ終了せざるに依り結果は不明なるも良好なりと認む (福島市)

一、當市に於ては給水開始の當時水關係營業者會合の機會或は中等女學校生徒に對し講演宣傳又は勧誘手数料の交付等二、三の普及策を講ぜしも要するに給水装置工費負擔の軽減に外なら

ずと認め當市は最初より給水工事費中の公道に屬する分を負担し居れり蓋し之なかりせば今日の普及を見る能はざりしならんと思料す (仙臺市)

一、本市は給水普及促進方法として或る期間給水料免除及勧誘手當金を給する等の二方法を採用しも有効と思料せられしは期間を定め其の期間内の申込者に對しては三ヶ月乃至六ヶ月間給水料免除の方法なりとす (宇都宮市)

一、給水工事費分納制度を採りたる爲め多少の普及をしたるも其他なし (尾道市)

一、給水開始と同時に給水区域内一般市民に給水の普及方法として適當の地點に公設共用栓を多數設置し極力勧誘努力せしを以て通水約一ヶ年を経ずして其九割の水道使用者を得たれば給水普及に對して相當効果を認めたり、然れども各自に鍵鑑札を交付し各自より使用料徴収するが故に管理者或は總代人制度の如く簡易ならずして頗る手数を要し且つ缺損も相當多きを免れず (室蘭市)

一、給水装置請負業者をして直接勧誘せしむるを比較的效果あるものと認む (和歌山市)

一、水道用水と井戸水との水質比較成績を一般市民に示すが如きは一方法ならんと思ひ (福山市)

一、勧誘手當を給して勧誘を試みたることあるも大なる效果なし唯各自の自覺を俟つより外途なかるべし (小倉市)

一、一、非給水使用者の井水質検査を爲し上水と對照し衛生思想の普及を爲す。二、非給水者の用水調査を行へば窃に上水の分與を受けつゝありたるものが正當の上水使用者となる (大牟田市)

一、夏期二ヶ月最低料金のみを徴收し限量超過に對する料金を免除し恰も放任給水同様に爲したるところ大に市井の氣受よく普及上効果を認めたり (宇和島市)

一、考慮せず (新潟市、大阪市、郡山市、熊本市)

一、本市に於ては水道敷設當初工費の分納を許可し且つ設置場所等の如きも請求者申出の儘家屋の内外を問はず設置し以て普及を計れり (鳥取市)

一、給水希望者多數にして普及の必要を認めず (甲府市)

一、給水設備工費を十ヶ月以内の分納としたるに稍々其の効果を認めたるも未だ其の他の方法を採りたることなし (宇部市)

一、普及に付特に宣傳したる事なきも水道工費は其の材料費に限り一ヶ年以内に於て分納を許可するの制度を設け居れり (京城府)

一、給水開始後約六ヶ年水道吏員に勧誘手當を支給して勧誘(一件に付手當貳十錢)せしめたるに相當效果ありたり (長野市)

一、不良井水使用禁止。一、給水料の低減。一、給水工費の分納又は貸付。一、各戸給水勧誘。

一、不正給水使用者取締勵行。一、水道水と井水との比較宣傳。一、警察官の應援 (釜山府)

一、普及時代にありては事務勧誘員又は外勤吏員をして各戸に就き申込の勧誘を爲さしめ一面各種展覽會の類に對し水道と井水との水質比較又は衛生的比較繪畫等を出品し其の他各町總代又は衛生組合長等に文書を以て夫々勧誘方を依頼し一面各方面の集會等には課員を出張せしめ水道に關する講演等を爲さしめ之が普及に努めたり (名古屋市)

一、水道施設の當初に於ては水道使用者少きにより其の普及を計らなため水道設備に要する工費概算額等を示せる「ポスター」其他の宣傳方法を用ひたるも今や既に時勢の進運に伴ひ水道に關する智識普及せる爲め其の用を認めず最近に於ては然せる方法を用ひたることなし (川崎市田島町上水道組合)

一、本市に於ては創設當時水道巡視に手當を與へ勧誘せしことあり (堺市)

一、各戸給水装置を市有とし給水使用者より毎月最低の装置使用料を徴すること、せば普及すべきものと思料す、給水使用者より装置材料代のみを徴し勞力費を市支辨とせば装置輕減の結果使用申込増加すべし、

(五)

給水装置工事費の分納を認められたる向にして其の分納金滞納者に對する處分方法に就き取扱振承りたし (高知市)

答

一、給水装置工事費分納金滞納者に對しては一定の期間内に納付せざれば條例の定むる所に依り停水を爲す結果漸次滞納の弊風改まりつゝあり (高砂町)

一、第一回の分納金を納付後工事を施行し其の後月賦金を一同にても滞納したる場合は給水設備を撤去す而して撤去物件が當時の價格と既納工事費とを併せ施行費並に撤去費を償ふに足りざる時は更に不足額を追徴し居れり但既納の月賦金は還付せず (鹿兒島市、山形市)

一、工費分納金滞納の場合は給水装置を撤去し既納の分は還附せざる規程なるも本市は未だ滞納者なし (福井市)

一、處分を要するが如き滞納者なし (谷村町)

一、督促を重ねる外處分方法なし (福島市)

一、分納金滞納者に對しては外動員をして督促す但し尙完納せざるものに對しては停給處分をなすことあるも未だ滞納處分したることなし (佐賀市、米子町)

一、別段異りたる處分をなさず (長崎市)

一、(一)本市は分納を認め居れり、(二)分納金完了迄其装置の所有權は本市に保留し、(三)滞納の場合には給水を停止し若しくは装置を撤去す (福岡市)

一、當町給水條例第三十條月賦金の納付を怠りたる時は給水装置を撤去することあるべし、前

項の場合に於て既納工費は之れを還付せず若し既納額にして給水用具の減損並に撤去費を償ふに足らざるときは之を追徴すべし同條例第五十二條左の各號の一に該當したるときは相當の期間給水を停止す、給水料工費其の他本條例の規定に依り納付すべき金額を期限内に納付せざるとき二號以下略、前項第一號に付ては完納に至る迄給水を停止し第二號以下に付ては三十日以内給水を停止す、前條例に依り處分しつゝあるも事情を斟酌し相當期間延期を許可し期限後は集金係をして嚴促し之に應せざるときは停止しつゝあり (飯塚町)

一、滞納の場合停水處分延滞利子の徴收装置差押撤去等各都市給水條例中多くは規定せられある制裁にして之が勵行に外ならず (仙臺市)

一、本市は停水處分を勵行すると共に滞納金に對しては滞納處分法に依り處理す (宇都宮市)

一、本町に於ける工事費分納に對しては保證人連署の分納證書を徴しあり依て滞納の場合は保證人より納付せしむべく通告をなし尙ほ納入なき時は給水停止又は給水装置の撤去を爲す(分納金完納に至る迄は所有權を與へざる條例なり)方法を取り居るも未だ撤去したる實例なし (平町)

一、滞納者に對しては停水處分を爲し尙完納せざるときは給水装置を撤去す (尾道市、新瀉市、若松市)

一、工費分納則ち月賦償還者の滞納に對しては給水停止處分を行ひ尙納付せざるときは連帶保證人に請求尙且つ納付せざるときは給水装置を撤去し適當の價格を見積總て費用を控除し過不足に依り追徴還付す (室蘭市、高雄市)

一、給水を停止す (和歌山市)

一、納期内に納入せざる者に對しては期限後に於て給水を停止し尙納入せざる者に對しては給水栓を撤去をなすことにせり (福山市、堺市)

- 一、分納金完納に至るまで給水用具の所有権を留保す (小倉市)
- 一、分納を許可せず (水戸市、秋田市、函館市、仁川府、大阪市、郡山市)
- 一、條例に於ては分納を認めたるも事實に於ては之を回避するに努め皆無の爲事例なし (大牟田市、宇和島市)
- 一、工事費分納金滞納者に對しては二三回吏員を派し督促せしめ徴收し居れり而して其の成績良好にして目下の處滞納者なきも若絶對滞納者ある場合の處分としては本町使用條例第五十六條の一號及第三十二條に依り停水若くは斷水し又は撤去して其の材料を處分し未納額を納付せしむる方針なり (目黒町)
- 一、滞納者に對しは停水處分等に依り整理す (松本市)
- 一、納期内に納付せざるものに對しては催告狀を發し指定納期迄に納付せざるものに對しては停水を行ひ居れるを以て其上の滞納者なし (鳥取市)
- 一、納入の見込なき時は給水装置を撤去し工費材料及撤去費等の一切を徴收することあるべきを規定せり (南滿洲鐵道株式會社)
- 一、給水工費月賦保證人を定め差出さしめ未納の場合は保證人に於て代納せしむ尙保證人に於て未納の場合は其の給水を停止す (甲府市)
- 一、給水装置工事費分納金滞納の場合には保證人をして納入せしむ保證人にして猶ほ納入せざる時は該装置に使用せる材料を以て之に充當し得べきも未だ斯る事實を生じたることなし (工事費分納の場合は該費完納の後にあらざれば給水者に其所有権を認めざるなり) (宇部市)
- 一、條例に次の如く規定す、(一)工事費を期限内に納付せざるときは停水處分をなす、(二)給水用具を撤去し撤去に要したる費用は分納の許可を受けたる者より徴收す、(三)若し分納金あるときは之を撤去費並給水用具使用料又は給水料未納金に充當し其の結果不足の場合は差額追徴但し

未だ實例なし (京城府、釜山府)

- 一、給水工事費の分納を認めたるものは工事竣功後該装置の所有権を市に留保し毎月一定の期間を付したる分納金の納付書を交付し之が納期を経過せしものに對しては更に一定の期間を付し納入方の催告狀を發し該期間を経過するも尙納入せざるときは條例所定の停水處分をなす停水處分期間満了後に於ても不納の場合は保證人あるときは之に請求し擔保品提供のものに對しては之を本市に於て任意處分し滞納金に充當し殘餘あるときは之を分納請求者又は擔保提供者に還付し不足あるときは追徴す不足追徴金を納付せず又は保證人に於て滞納金を納付せざるときは條例に基き給水装置を撤去するものとしこの場合既納工費は還付せざるも其の既納工費にして撤去費並に其の他の損害を償ふに足らざるときは之を追徴す (名古屋市)
- 一、給水装置工事費の月賦分納等を認め居れるも其分納金滞納者に對しては再三再四督促をなし尙完納に至らざるときは最後の手段として停水を斷行する外に道なし最も工事金完納に至る迄は給水装置は組合の所有にして工事請求者の所有に移さざれば停水するも尙完納の見込なきときは撤去することなし然し斯る事なくも停水に依り大概完納するものにして撤去等の方法を用ひたることなし停水處分等も極めて少なく多くは再三の督促により完納す (川崎市、田島町上水道組合)
- 一、滞納金納入に至る迄其給水を停止す (長野市)
- 一、給水工費の分納は二十四ヶ月以内の月賦を認め月賦拂込者より市内居住の直接國稅五圓以上納むる保證人二人以上連帶の月賦納付證書を提出せしめ工費の完納迄は設備の所有権を留保しあるに依り完納の見込なき時は給水設備を撤去し是に因りて生じたる損害は請求者と保證人の連帶責任に歸しつゝあり (熊本市)
- 一、工事費分納金を滞納し指定の期間内に納入せざるときは給水装置を撤廢し之が給水装置材料

(六) 計量給水に於ける最低使用量は各市各様にして著しく相違せり之が算定の基準を定むる必要なきや (小樽市)

答

- 一、算定基準を定むる如きは頗る至難事に屬す本町は普通家屋に於ける基準を月一圓とし此外は各業態に應ずるは勿論なるも大工場の如き大量使用に就ては特別の制を設けあり (高砂町)
- 一、必要なものと認む (和歌山市、鹿児島市、宇都宮市、目黒町、南滿洲鐵道株式會社)
- 一、各市各事情を異にす之を一定することは困難なるべし (福島市、長崎市、山形市、米子町、福岡市、飯塚町、奈良市、小倉市、新潟市、鳥取市、函館市、甲府市、宇都市、京城府、仁川府、名古屋市、堺市、川崎市田島町上水道組合)
- 一、最低使用量の算定基準は必要ありと思ふ然し各水道經營地は設計當初の水量等を參酌し定めたるものなれば之を一定するは稍々困難なりと思ふ (佐賀市、平町、尾道市、秋田市)
- 一、各市の状態異なるを以て一定し難きも基準を定むるは適當ならん、本市は一戸平均約五人一ヶ月一萬リットル一人一日平均六十六リットル(約三斗六升)に規定せり稍理想に近きものと信じ居れり (佐世保市)
- 一、計量給水に於ける最低使用量の算定基準を定むることは理想とする所なるも各地に於ては各其の状態を異にするを以て其の基準を定むるときは一部の市町村に於ては勢ひ最低量の變更を要することとなり延て使用料額をも改訂せざるべからざることとなるべきを以て至難なる問題と認む (高知市)
- 一、各市計量給水最低量の制限は收入上の關係水道布設給水量の計畫、營業種による消費量の斟酌等種々の點より考量立案せられたるものなるべく従つて統一的の基礎を定むるは困難否事ろ不可能ならんと思料す、當市は其の必要を認むると云ふにあらざるも十立方米乃至二十立

方米と云ふが如く最低範圍を廣く定め置くも或は給水政策改善の上によする處なきにあらざるべく又は將來新に布設せらるべき水道都市の準據として可ならん (仙臺市)

- 一、各市の状態により其の一戸當水量及使用料を異するが故に最低使用量を一定するも其料金に變動を來すを以て最低水量の基準を定むるは考慮を要するものと認む (室蘭市)
- 一、最低使用量は乙(洗湯業者)は二百石、甲は百石までを限度となし居るも別に不都合を感せず (水戸市)
- 一、本市は最近改定せしが既往の平均使用量を以て基準とせり (大牟田市)
- 一、最低使用量の算定基準を定め拘束することは各市夫々事情を異にし従て給水料金も亦異なるに依り實行出來ざるも各市に於て各種の給水料金に對し公平を期する目的を以て標準を定め各市の參考資料となすことは必要のことと思ふ (濱松市)
- 一、市勢の狀況及財政其他の點を考慮し最低使用量を定むべきものなるに付各市各様に亘るは當然にして若し之が算定基準を定むるは却て支障を生ずべし (釜山府)
- 一、現今最低使用量の決定は専ら料金の關係より決定せるものなるを以て基準を定むること困難なり (大阪市)
- 一、基本計畫給水量及財政計畫に基きて各地の民度及習慣の相違を考慮する時は各市の最低使用量を一定することは實に困難にして從て必要少しと思惟す (熊本市)
- 一、最低使用量の算定は各市其給水状態を異にするのみならず土地の事情等に依り之が維持費に増減あるものにして畫一的に基準を一定すべき性質のものにあらずと思料す (臺灣總督府)
- 一、各地の情況を調査する必要を認むるを以て研究問題としたし (郡山市)

(七)

冬期積雪單位重量の實驗成績承りたし (小樽市)

積雪重量調査報告

年 月 日	場 所	積 雪 量	一 立 方 尺 重 量 (封 度)		
			最 下 層	上 層	平 均
十五年二月三日	朝里水源池	七〇〇	二六・四八	七・九四	一九・〇二
同 年二月十八日	同	六〇〇	三〇・三四	一三・六八	二三・二五
同 年三月十一日	同	五・九	二八・六五	一九・五六	二五・七五
同 年四月一日	同	五・八	三一・六六	二三・五九	二七・三〇

備考

朝里水源池は市外約三里朝里川上流海拔六百四十尺の位置にして沈澄池は鐵筋混凝土覆蓋を有す其覆蓋上に於ける積雪を調査せしものとす、一立方尺平均重量は各一尺毎に計量したる平均とす、四月一日は融雪期にして上層稍結氷の疑あるを以て大正十五年積雪平均重量の最大は三月十一日の二十五封度七五と見るを正當と考へらる

答

- 一、なし (鹿兒島市、米子町、飯塚町、平町、小倉市、尾道市、水戸市、南滿洲鐵道株式會社、仁川府、福井市、福島市、山形市、函館市、佐賀市、川崎市田島町上水道組合、福岡市、名古屋市、宇都宮市、大牟田市、松本市、宇部市、堺市、大阪市、郡山市、熊本市)
- 一、本問題遺憾乍ら了解するを得ず (仙臺市)
- 一、實驗したることなし若し此の重量を實驗するも其の土地の氣温の關係及積雪厚薄の程度に依り重量一定せずと思料す (室蘭市)

(八)

急速濾過と緩速濾過との優劣及之れが設置費の差異並に使用上の便否に付各地の實況を承りたし

(沼田町)

(八)(九)(一〇)問題は何れも關聯せる爲め三問併せて説明す、沼田町上水道は當初計畫に際して

は沈澱池濾過池各三池の計畫にして濾過速度は十尺とし人口一萬五千人に對する一人當り平均給水量三、五立方尺最大 五、二五立方尺の計畫にして其筋の認可を得たるも豫算の關係上一部の變更を余義なくせられ沈澱、濾過各一池を減じ濾過速度を十二尺としたり、現在送水總量は一日最大 五五、〇〇立方尺(放任給水)給水人口約九千人にして一池一日の濾過水量は四一、四七二立方尺にして勢ひ二池常時使用するか或は濾過速度を増し給水しつゝあるも時には濾過層搔取後直に送水の不止得場合も生じ故に(九)(一〇)問題各池の實驗及將來豫備濾過池を築造せんとするに當り(八)問等各池の實況拜承したし

答

- 一、意見なし (福島市、佐賀市、山形市、米子町、飯塚町、鳥取市、平町、宇都宮市、尾道市、小倉市、水戸市、仙臺市、松本市、南滿洲鐵道株式會社、函館市、宇部市、仁川府、鹿兒島市、名古屋市、川崎市田島町上水道組合)
- 一、(一)本市に於ては緩速濾過法に依る、(二)優劣は各市源水の如何及土地の狀況に依り一概に斷定すること能はず、(三)設置費は緩速濾過池無論多額を要するも維持費は急速濾過池比較的多く要すべし、(四)使用の便否は一長一短なり (福岡市)
- 一、急速濾過と緩速濾過と優劣及設置の差異其他比較の經驗なきも主として其都市の情況に依り決定を要するものと認む (室蘭市)
- 一、本市は急速濾過なるが本問は水質、用地等の關係に基き一概に斷じ難かるべし (大牟田市)
- 一、設備費は土地柄にもより工法にもよることなれば一概に述べ難けれども使用上は急速濾過の方が便利なりと認む (宇和島市)
- 一、源水水質の潤濁著しき水道は急速濾過法に依るを良とす設置費は大差なし使用は緩速濾過は簡單にして急速濾過は複雑なり、要するに工業都市にて源水不良のものを淨水するに地域を要せざれば急速濾過法に過ぎざるなり (京城府)

一、本件は是迄本會議に於て屢論議せられたる後研究問題として保留せられたるものと考ふ(堺市)

一、實驗なし (大阪市、熊本市)

一、急速濾過池の設備なきを以て不明 (郡山市)

一、緩速濾過速度の最適なる速度に就きて承りたし (沼田町)

一、問題に關聯せる爲め説明は、(八)問に掲記す

一、緩速濾過速度即ち砂濾法に依る速度は本町に於ては計畫當時八尺を以て推定限度とせるも現在の如き普及率大殊に夏季に於ては十二尺以上を必要とする事あり然れ共其水質に於ては大なる差ありと認むるを得ず故に十二尺を以て適當と思料す (高砂町)

一、意見なし (福島市、佐賀市、大牟田市、米子町、飯塚町、山形市、尾道市、水戸市、松本市、南滿洲鐵道株式會社、宇部市、鹿兒島市)

一、本問題は是迄本會議に於て屢々論議されたるものにして現に第二十一回問題五十八及第二十二回問題五十六に對し各市の狀況發表あり御参照を乞ふ (堺市、長崎市)

一、濾過層の厚さ砂粒の大小及各季節に於ける源水の性状等によりて差異あるべし當市に於ては九尺乃至十三尺なり(但し計畫は一晝夜十尺とす) (福岡市)

一、當市の設備に就ては八尺乃至十尺を適度とす、(仙臺市)

一、水源の濁度其他に依り差異免れざるべし、本市は普通の場合十三尺以内の速度なり (宇都宮市)

一、最適なる濾過速度は十尺を基準とする様承知せしも水質如何により必しも十尺を基準する要なき様思料す (室蘭市)

一、緩速濾過の速度は源水水質温度濾床の構成等の關係上一定せざるものと感ずるも本市に於て

は四季を通じて一晝夜九尺乃至十一尺四寸位が濾過水質及能力等に支障なく適當と認む(小倉市)

一、八尺なるも三尺乃至十五尺は殆んど異常なし (京城市)

一、實例に依り八尺迄は緩速濾過の速度とし適當と思惟す (仁川府)

一、水質と濾過速度とは深き關係を有するものにして其の調査を缺くも當府は十尺内外の速度を以て適當と認め居れり (釜山府)

一、本市の濾過速度は創設以來十尺を以て標準とし來れり、但し目下之を十五尺迄増加せし場合の成績に關し調査中に屬するも未だ之が成績發表の時期に至らず (名古屋市)

一、當組合に於ては舊來八尺の濾過速度を十二尺に改めたるも成績に變化なし、目下目論見中の大擴張工事の水源は多摩川洪水敷伏流水に依る事とし、濾過速度を十五尺乃至二十尺とする豫定なり (川崎市田島町上水道組合)

一、濾過速度の最適當度は水質經濟池の構造又は運用其他諸種の關係に依るが故に概言すること能はざるも今參考として本市に於て滿一ヶ年に渉る各種濾過速度(六尺乃至十八尺)の試験成績を示せば左の如し (大阪市)

濾過池試験成績一覽表

試 験 池 名	試 験 日 期	濾 過 池		源 水		色 度	濁 度	備 考
		平 均	最 大	平 均	最 大			
第一號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5
第二號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5
第三號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5
第四號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5
第五號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5
第六號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5
第七號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5
第八號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5
第九號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5
第十號	11.11.11	10.0	15.0	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5

十 六 號 過 池 中	十 七 號 過 池 中	十 八 號 過 池 中	十 九 號 過 池 中	十 一 號 過 池 中	十 二 號 過 池 中	十 三 號 過 池 中	十 四 號 過 池 中	十 五 號 過 池 中	十 六 號 過 池 中
大正二、二、三	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二、二、三	二、二、三	二、二、三	二、二、三	二、二、三	二、二、三	二、二、三	二、二、三	二、二、三	二、二、三
八、三三	八、三三	八、三三	八、三三	八、三三	八、三三	八、三三	八、三三	八、三三	八、三三
二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇
二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇
二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇
二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇	二、三、一〇

七六

一、速度は水の濁度及濾過池の構造等に至大の關係あるを以て最適當なる速度を定め得ざるものと認む、但し當市に於ては八尺—一〇尺速度を最適當と認めらる (郡山市)

一、實驗なし (熊本市)

一、一晝夜十呎を最適當と認む (臺北市)

一、十尺を標準とせり (基隆市)

一、原水の水質及濾過に使用する砂の性質形状に至大の關係を有し従て其水質より生ずる濾過膜形成の遲速等各種の條件に依りて相違す即ち本問題は特定の問題に於て決定すべきものなるべし (玉川水道株式會社)

一、豫備濾過池を有せざる上水道ありとせば、濾過層搔取中之れが對策如何、及濾過層搔取後濾過膜完成する時間の關係を承りたし (沼田町)

一、(二池)夜間には使用水量少なきを以て一池にて濾過し他の一池を午後十一時より排水に着手し翌午前五時より掃除四時間にて完成せしむ (高砂町)

一、意見なし (福島市、佐賀市、米子町、山形市、飯塚町、尾道市、川崎市田島町上水道組合、水戸市、大牟田市、新潟市、松本市、南滿洲鐵道株式會社、仁川府、鹿兒島市)

一、(一)特殊の事情なき限り一般的には殘餘の濾過池の濾過速度を増大せしむるの外策なかるべし。

(二)濾過層搔取後逆流入水に要する時間 (イ)及逆流入水後濾過效力發生に至る時間 (ロ)の二に分つべし (イ)時期に依り多少の相違あれども概して一時間十五分より一時間半なり (ロ)當市に於ては原則として四十八時間の放流(濾過水)をなせども新砂補充したる場合の場合如きは二十日間に亘りて放流したる例あり (福岡市)

一、當市濾過池は三個にして内一個は豫備池として設備したるものなれども急速なる給水の需要は三個共同時に使用せざる可からざるに至れり(目下一個増築準備中)依て掃除の場合は當市位の規模装置としては夜間一時に多數の工夫を入れ搔取り作業し 五、六時間排水の上使用するも大都市の裝置としては施行困難ならん (仙臺市)

一、本市は搔取後二十四時間放流の後給水す、濾過膜構成時間調査したるものなし (宇都宮市)

一、豫備濾過池を有せざる上水道はあらずと認む、若しありとせば濾過層搔取中の對策として適當の滅菌裝置を爲し復管より直水する外なしと認む (室蘭市)

一、豫備濾過池を有するを以て經驗なし、濾過層の搔取後に於ける濾過膜完成は搔取層の寸度及補足砂の量、溫度、源水の水質等の關係重大なるに依り時間一定せざるも本市に於ては平均六十時間後には完全に效力を生ずるものと認む (小倉市)

一、濾過層搔取以前他池に於て速度を増し貯水盤を増加し置き汚泥層面下五、六寸位迄に落水し短時間に搔取を行ひ作業終了後直ちに濾過水を送水管より逆漲し定水面に至り徐々に(速度二尺位)濾過を始め三日間位にて速度を順次舊に復するも水質試験に於て餘り大差を見ず (鳥取市)

一、豫備濾過池を有せざる上水道に於て濾過層用砂搔取洗淨中の對策に付ては配水池に充分貯水し置くより外なかる可し (宇部市)

一、對策としては濾過速度を速むるか貯水量を豊富にするの外方法なしと被認、濾過膜完成夏季

三日冬季一週間以上 (京城府)

七八

一、本市は濾過池總數八個の内二個を豫備として使用しつゝあれば問題の如き経験なし、但し豫備池を有せざる向にありては使用中の濾過池の内一部速度を増加するか又は配水池に充分送水し置き短時間に掃除を爲し直に注入し濾過膜の構成の不完全なるを顧みず使用するの外なし、尙濾過膜構成の時間は源水水質及季節に依り自ら異なるも本市にありては平均二晝夜を要す (名古屋市)

一、豫備として急速濾過器を備ふ (堺市)

一、本市に於て豫備池を有するも本間に對しては濾過池の二個以上ありとせば、其搔取作業中の送水量を他の濾過池に於て負擔し得べき濾過速度を有せしめ其期間内に搔取を施行するを可とすべく若し濾過池一個の場合は貯水池に依りて調節する事を得べき設備を施す方ならん濾過層搔取後濾過膜完成に至る時間に就ては氣温、源水の性質季節等種々の關係より一定ならざるも本市に於ける實驗の結果に依れば夏季は一日春秋は二日冬季は三日にて確實に濾過効力の發現を見たり (大阪市)

一、本市に於ても今春水道擴張工事完成以前は豫備濾過池を有せず給水上非常に困難を來したり故に第二十二回協議會第六七問題東京市説明の如き方法を請じ一時濾過速度を増し濾過水を貯溜し然る後最も使用水量の少なき時を利用し(多く夜間)濾過層搔取をなしたり濾過膜完成する迄濾過水を停止する暇なきを以て微濁ありと雖も直に市内に配給したることあり

濾過膜は濾過層搔取後最低二晝夜位と認めらる (郡山市)

一、實驗なし (熊本市)

一、濾過層搔取中之が對策として濾過速度の増加に依り搔取期間中其不足水量の補給を行ふ假令一晝夜の濾過速度十呎を十二呎に増加し濾過水量の増加を計る濾過膜搔取後は六時間排水し

て使用する尙水質試驗の結果何等の異状なきを以て六時間にて濾過膜完成するものと考へらる鹽素消毒法を採用するも可ならん (臺北市)

一、前段の對策如何…に關しては許容し得べき程度に濾過速度を加減し嚴密なる水質検査の上濾過水を配水池又は其他の貯溜所へ貯水し給水上の圓滿を破らざらしむる外方法なきが如し (玉川水道株式會社)

(一一) 鐵管内部を掃除せられたる御實驗あらば其方法及成績水りたし (宇都宮市)

答 一、鐵管内部を掃除する場合の簡易なる方法としては河川又は排水溝に近く排泥管を設置し排泥の必要ある場合は其區域一部断水の旨を告示し、排泥管の制水弁を開きて清澄になる迄排水し復するに依り排泥管の制水弁を止めて復舊するものとす (高砂町)

一、鐵管の内部を掃除したる經驗なし (福井市、佐賀市、飯塚町、鳥取市、福島市、仙臺市、小倉市、水戸市、大牟田市、松本市、函館市、米子町、福岡市、尾道市、室蘭市、宇部市、鹿兒島市、仁川府、大阪市)

一、市内給水區域を數區に區分し其の掃除の日程を定め遅くも前日に新聞紙其他に廣告又は通知し置き各區毎に最低區の「ドレン」を抜き急速に鐵管内の水量を吐水し以て鐵管内に停滞しある悪水を吐出せしむ、其の成績良好なり但し一區一日とし數日間を要するを以て可成給水の少なき時期を撰み實施せり (山形市)

一、配水池に近き「プロック」(他の「プロック」とは制水弁により全く閉塞す)より初め壓力ある水を色々の方向より送り鐵管を洗滌したる水は消火栓より排除す成績良好なるもの如し(南滿洲鐵道株式會社)

一、本市にありては送水路中の河川伏越鐵管の内部は掃除せしことあるも配水鐵管の内部は未だ掃除せし實例なし (名古屋市)

七九

- 一、本市は毎年排水を行ふ以外に鐵管内部を掃除したることなし（堺市、川崎市田島町上水道組合）
- 一、配水管の管末より停滯したる水を時々放水したことあるも其の他の方法により掃除したることなし（郡山市）
- 一、配水管の低部には排泥用制水弁を設け死端には臺付曲管上に消火栓を設けあり平時放水班を設置し循環的に排水し鐵管内部の掃除を施行し居れり（熊本市）
- （二二） 階上立上り其他耐寒装置執行方法の御質問を承りたし（宇都宮市）
- 答 一、階上立上りは配水塔の高さと水壓を考慮して壁内に塗込、或は板にて被覆し設置せり、耐寒装置は當町は比較的溫暖なるを以て外部の給水栓柱に限り進其他を以て被覆することあり（高砂町）
- 一、階上立上りの箇所は主として面隠しに依り鉛管を固定せしむ、又耐寒装置を要す可き水路の横斷其の他總て立上りの部分には防寒用「フェルト」を以て鉛管を二重に被覆し、之を鉛管（瓦斯管）又は面隠しにして包藏せしむ（福井市）
- 一、毛布卷の上空間に粗糖を充填したることあり成績最もよろし（福島市）
- 一、當市に於ては耐寒装置執行の實驗したることなし（佐賀市、名古屋市、福岡市、米子町、飯塚町、尾道市、水戸市、大牟田市、宇部市、仁川府、鹿兒島市、川崎市田島町上水道組合）
- 一、立上り鉛管下部に乙種止水栓を取付け、嚴寒日は使用済に際し止水せしめ管内の排水を爲さしむる設備をなしあるも其の實行を怠る傾きありて未だ充分と認め難し（山形市）
- 一、當市に於ては階上立上り装置には防寒活瓣を取付夜間使用せざる場合は必ず斷水せしめ相當效果あり、又此の装置を常時使用するときは不時の衝撃を避け得べく、此の外共用栓に耐寒種を使用するの外他の防寒装置を爲さず（仙臺市）

- 一、階上立上り其他の耐寒装置として本市は佐野式長六尺を所要長さに改造し使用しあると、一面防寒活瓣を地下に設備し、鉛管若しくは鍊鐵管にて立上り水栓取付該活瓣に適當の「スビンドルハンドル」取付閉排水装置とし結氷を除禦しあり（室蘭市）
- 一、本市に於ては結氷なす事少なきも、なるべく屋内を立上り杉貫板等にて被覆をなせり（小倉市）
- 一、階上立上りには止水栓並に排水栓を装置し木樋にて包被し地表上鉛管には「フェルト」ヲ捲き付く（新潟市）
- 一、階上立上りは別に耐寒の装置を爲さざるも耐寒豫防上總て慣包又は塗込とす（神戸市）
- 一、本町に於ては階上立上り其他鉛管露出部の耐寒装置としては厚二分以上の「モーフ」（普通フェルト）にて覆ひ其の上を「マニラ」麻を以て巻締し、而して貫及小割にて樋状を作り之を被覆して防寒せり（目黒町）
- 一、階上立上り等の耐寒装置には排水止水栓を取付く（松本市）
- 一、階上立上りに對する耐寒装置として自働放水弁を取付使用せり（鳥取市）
- 一、暖房設備あり凍結の憂なき所を除いては壁内の木製縦樋内に「ビヤレスウール」卷とせる鉛管を納め施工せり（南滿洲鐵道株式會社）
- 一、階上立上りに付ては管内の水を排水する方法をとり給水栓に付ては不凍式給水栓を採用せり（函館市）
- 一、階上立上りは原則として暖房装置の設備ある家屋にのみ施工す、方法は側壁内に入るゝか又は木箱を以て包む、又暖房装置なき家屋にありては冬季は使用せず夏季のみ給水す、冬季給水の要ある時は階下地中に於て排水設備を爲し停水後は立上り管を空にし凍結を防ぐ（京城府）

一、室内(温度の平均せる處)鐵管に「フェルト」を巻き杉貫を以て被覆す、室外(凍結の憂ある處)鐵管露出の儘とし下部に吐水「コック」を取付け汲水の都度其の「コック」を開け管内の水を排出す (釜山府)

一、「フェルト」を以て鉛管を巻き「アスファルト」或は「コールドター」を塗布す、又鉛管を瓦斯管を以て覆ふ (堺市)

一、本市に在りては「ホイラーフェルト」厚さ約一寸位のものにて包み其上を「ドンゴロス」巻きとし銅線にて縛り置く程度のものを行せり (大阪市)

一、給水開始以來左記の通り種々装置をなしたるも未だ良好なる成績を得ず、藁繩巻、「アスファルトフェルト」巻、毛氈巻、紐糠 (郡山市)

一、階上立上り等にして主に寒氣に晒らざる、箇所が鉛管の場合は瓦斯管にて外套をなし其上を「アスベストヤーン」又は「アスベント」の粉末に海草(角又)と練合したるものにて被覆し其の上を麻布類にて巻付保護をなし居れるが結果は良好なり (熊本市)

(三) 國庫補助を受けたる水道布設工事用剩餘材料處分方法に關する取扱改正方其筋に稟申の件(和歌山市)

理由、從來國庫補助を受けたる上水道布設工事用殘材料を處分せむとするときは、其處分方法を定め主務大臣の認可を要することに條件を附せられあるも、斯ては之か手續後認可迄に時日を要し爲に處分の時期を失し不尠損失を蒙る虞あるを以て、之等は適宜處分方法を定め主務省へ報告することに改正方其筋に稟申せむとす

答 一、賛成 (鹿兒島市、佐賀市、佐世保市、福岡市、宇都宮市、平町、尾道市、室蘭市、福山市、目黒町、濱松市、南滿洲鐵道株式會社、函館市、宇部市、福井市、福島市、小倉市、秋田市、仁川府、甲府市、仙臺市、大牟田市、長崎市、山形市、名古屋市、堺市、大阪市、郡山市、

熊本市

一、速成せられんことを切望す (飯塚町)

一、該當なし (水戸市)

一、賛成、委員を挙げ建議すること (鳥取市)

一、本組合に於ては國庫補助の稟請中なれ共其の指令に接せず具體的方法を詳知せざるも、本問の理由書並に補助法規等より推すれば誠に不自由なるものにして、其れが經營は水道經營者にとり最も焦眉の急務なりと信ず、是の取扱に關しては左の如く改正せられたらんに甚だ便宜多きもの存らんと思惟するものなり

一、有償の場合市會又は組合會の決議を経て之を處分し主務大臣に報告するのみに止め認可條件撤去の事

理由

有償と云ふも或は不當安價に見積ることあるを保し難きも大體に於て主務大臣は補助金其物を主眼とすると共に市會又は組合會に於ては然せる不當なる決議をなすとも思へず故に然したる憂なきものと思惟せらる

二、無償の場合主務大臣の認可を得ること、以上の如くしたらんには如何と思はる、本問理由書の如く有償無償を問はず適宜處分を爲し、單に報告することに改正せられれば尙々結構なりと思惟せざるを得ず(川崎市田島町上水道組合)

(一四) 谷崎式量水器表面の成績に就き調査せられし所あらは其結果承りたし (鹿兒島市)

答 一、谷崎式量水器筐のみを使用し居る關係上他品と優劣比較研究はなし能はざるも其の成績優良と認めらる (福井市、宇和島市)

一、使用せず隨て調査したるものなし (福島市、仙臺市、福岡市、尾道市、名古屋市、飯塚町、

水戸市、南滿洲鐵道株式會社、堺市、川崎市田島町上水道組合、鳥取市、仁川府、平町、大阪市、熊本市)

一、成績に就き未だ調査したるものなし然れども量水器の點檢及保護等に於て良好なるが如く認め居れり (佐賀市)

一、比較的良好 (長崎市)

一、他品と比較調査せしことなく目下使用しあるも使用後日尙淺き爲其の成績等につき目下調査研究中に屬す (山形市、宇都宮市、室蘭市、大牟田市、宇部市)

一、谷崎式量水器を使用せるも未だ成績發表の期に至らず (米子町)

一、谷崎式量水器及止水栓共に使用せるに止水栓は結果良好なるも量水器は車道等重量物通行場所に取付の際は上蓋の破損多き様認めらる (小倉市)

一、谷崎式量水器鐵函は最新式即ち蓋の眞鍮棒螺番式取付のもの使用日尙淺きも成績良好と認め從來の蓋と函(胴)と別々なるものは蓋を盗るゝこと多かりしも此型は其憂ひなく蓋の開閉又容易なり (神戸市)

一、大體に於て他量水器よりは据付簡單にして二十耗量水器以下各種のものを同一筐内に納め得る便益を認む (目黒町)

一、本市は寒地の爲め給水管埋設深きに付現在のものにては使用不便を感ず (松本市)

一、成績良好 (函館市、甲府市)

一、最近取付けたるものにして深き實驗なきも嚴寒中結氷の爲め蓋の開閉不便ならんと認む (郡山市)

(一五) 給水工用鉛管の代りに他の材料御使用あらば耐久力及工事費に就き調査せられし所あらば其結果承りたし (鹿兒島市)

答

一、給水工用鉛管の代用として他の材料を使用せしことなし (福井市、山形市、米子町、宇都宮市、平町、仁川府、水戸市、鳥取市、宇部市、堺市、大阪市、郡山市、臺灣總督府)

一、鉛管代用として配水管の末端に近く甚だしく遠距離の場合瓦斯管を使用したることあるも使用後經過日淺く耐久力等不明、價格は約三分の一なり (福島市)

一、當市に於ては鉛管並に鐵管を使用せり、鐵管は大正四年布設當時より五ヶ年位にて破損せるものあり、又現今に於て依然として破損せざるもの多し從て最長の耐久力は不明なり、工事費は鉛管に比し鐵管は約半額位なり (佐賀市)

一、亞鉛引鐵管を使用耐久力比較的強し、工事費は約三分の一 (長崎市)

一、(一)亞鉛引瓦斯管を使用することあり、耐久力に付數字的の調査を爲したることなし、(二)亞鉛引瓦斯管の使用は行止まり箇所等にて水壓の關係上鉛管にては之に堪へ難き場所に限るも給水者の希望に依り取付くることあり、(三)工費は $\frac{1}{2}$ に於て鉛管壹圓貳十五錢に對し瓦斯管五十二錢(壹米突)なるを以て殆ど比較にならず、(四)普通の場所に對しては鉛管使用を定則とすること無論なり (福岡市)

一、亞鉛引瓦斯管を使用せり、耐久力に就ては日尙淺きを以て不明なるも工事費に就ては材料に於て約四割、工費に就て約三割五歩の節約をなし得るも、水質に幾分變化を來すと修補工事の場合鉛管に對し割高の工費を要するが如し (飯塚町)

一、鉛管代用として亞鉛引鐵管を使用せしことあり、材料費は約三分の一を減ず、使用後二三年を經過したるのみにして耐久力の實驗期に達せざるも、鉛管に比し遜色あるは免れざる處とす (仙臺市)

一、亞鉛引瓦斯管を使用し距離の長さものに對し破裂を防止し得たり、工事費(材料費を含む)は約半額なるも耐久力は鉛管に及ばざるものと認む (奈良市)

- 一、鉛管代用として亞鉛引鋼管を使用す、耐久力は使用日尙淺く不明、工事費は鉛管代に比し約七割安（尾道市）
- 一、鉛管の代りに鍊鐵管を使用せし部分あり、而して土質の如何に依るも大體其耐久力は八ヶ年乃至十ヶ年内外と認めたるを以て現在には使用せず（但普通瓦斯管とす）（室蘭市）
- 一、規定鉛管の外使用せざる方針なるも需要者の希望に依りては試験的に亞鉛鍍金瓦斯管を以て施工せる事あり、耐久力は埋設地質に關係あるならんも十五ヶ年は充分使用に耐へる見込、工費も鉛管工事費の二割五分乃至三割五分にて充分なるに依り不經濟ならざるものと認む（小倉市）
- 一、亞鉛引鍊鐵管を使用しつゝあり、耐久力に於ては其の埋設箇所により同様ならざるも概して拾ヶ年位なるべし、價格は鉛管の約三分の一なり（大牟田市）
- 一、管て鋼鐵管を代用せし時代あり、其明治四十二、三年頃の布設に係るものは管の内部酸化し赤錆の爲殆ど閉塞し通水不良甚しきに至りて僅に點滴を漏すのみ、此等の管は内部を掃除するも已に腐蝕して用に堪えず、依りて二分ノ五吋管は布設後約十七八年四分ノ三吋管は約二十四五年位の壽命と認めらる、其他の材料は使用し居らず（神戸市）
- 一、鉛管の代りに亞鉛引瓦斯管を使用致すことも有之右は工事費に於て約半額なれども耐久力短き由なるも實驗の域に達せず（松本市）
- 一、工場に於て使用せる普通瓦斯管にして約十年位經過せるものを掘上げたるものより考察するに相當年月の間維持し得るもの如し、殊に亞鉛管に於て然りとす（南滿洲鐵道株式會社）
- 一、亞鉛鍍金瓦斯管を使用し初めたるも其の結果については試験中（函館市）
- 一、當府にては伸縮部約二尺の鉛管を使用す、他は亞鉛引瓦斯管にして米國・ナショナル・チューブ・會社製品と同等以上の品を使用し居れり、府の水道部建設以來十二年間に至るも今尙使

用に堪え尙數年間其儘使用し得る状態なり（元山府）

- 一、主として亞鉛引瓦斯管を使用す、耐久力は土質（假令製鹽所等）により一様ならざるも明治四十一年給水開始以來今日に至る迄大體に於て何等異狀なきにより先二十年乃至三十年位は使用に耐ゆるものならん、併し海岸とか電車（單線架空式）横斷箇所又地質濕潤にして湧水甚しき箇所においては數年にして漏水し使用に耐へざるに至る（水壓約百封度）工事費は鉛管に比し約三割位安價なり（京城府）
 - 一、本市は室内立上り等にして施行上已むを得ざる部分に限り亞鉛引鐵管を使用しつゝあるも之が耐久力に付き特に調査せし實例なし（名古屋市）
 - 一、給水裝置請求者の請求により一時以上の給水管を使用するとき限り亞鉛引瓦斯管を以て代用す、耐久力は弱し殊に海岸に近く土中鹽分を含む箇所には其の耐久力著しく弱きを見る、工費は同一徑に於て比較的安價なり（川崎市田島町上水道組合）
 - 一、鉛管及瓦斯管（亞鉛引）を需要者の請求によりて併用しつゝあるに其の耐久力に付ては日時尙淺きため確證なきも工事費に付ては後者は前者に比し幾分低廉にして13m(1吋)の場合長一〇米突にして八割五分二〇米突にして七割五分位の工費となり漸次長くなるに従ひ割安となる然れども後者は工水面倒なる勞力費に於ては多少高き傾向あり尙接合管の部分は衝動に堪へしむるため瓦斯管の場合に於ても一米突位鉛管を使用し居れり（熊本市）
- (一六) 協議會に於ける協議方法改正の件（鹿兒島市）
- 説明 提案したる議案中書類を以て各會員の回答を求めたる方徹底的に有效なるものあるを以て、議案提出期を繰上げ主催者に於て書類の回答を適當と認むる議案に就きては、豫め會員より回答を求め之を各會員に配布し、會場に於ては之に就きて各質問説明し以て提案者の要求を満たし且各會員の便益を圖らんとす

答

一、賛成 (堺市、高砂町、佐賀市、長崎市、米子町、仙臺市、宇都宮市、平町、奈良市、尾道市、福山市、小倉市、大牟田市、目黒町、濱松市、鳥取市、南滿洲鐵道株式會社、函館市、京城府、宇部市、福島市、甲府市、和歌山市、水戸市、山形市、福岡市、川崎市田島町上水道組合、大阪市、郡山市、熊本市)

二、考慮中 (室蘭市)

三、同意、議案に依り簡單なる説明を附されたし (秋田市)

四、協議方法改正の必要あり (仁川府)

一、提出者の主旨に對しては賛意を表するに吝ならざるも、提出問題は多數に亘るを以て之に對し詳細なる説明を附したる書類を提出するが如きは到底其の繁に堪えざるものあるにより勢ひ説明の概要を回答する向多からんも、斯くては議場に於て説明に對し更に説明を要するものと認むるに依り、従前通り主催地より問題の配布を受けたる時は豫め研究し置き議場に於て意見を發表するに止め、書類に依る説明は之を爲さざる方却て簡略ならずや (名古屋市)

(一七)

市勢の伸展に伴ひ各市共漸次給水装置の員數を増すに至るとせば自然修繕の請求者頻繁となるべし、此場合に於て少額なる修繕費を各人より徴收するは如何なる形式に依り納付せしめ居るや、簡便なる取扱方法ありとせば承知したし (別府市)

答

一、自然破損に限り町費を以て修繕をなすも其の他の破損に對しては實費を徴收す (高砂町)

二、毎月納額告知書を發行して毎月分を徴收し居れり (鹿兒島市)

三、電話又は口頭等にて修繕申込をなせば工事者は修繕工事施行票携持し、施行済の上給水係に於て直ちに切符發行納入せしむ (福井市)

四、小修繕につきては一定の標準を定め置き之を徴收す、但し修繕申込書を徴し修繕工事完了後精算の上納額告示書を發し徴收す (谷村町)

一、常に繁鎖なる手續を要し不便を感じつゝあるも少額なるが爲の簡便法なし (福島市)

二、修繕の請求書提出するときは設計せずして直に工事を施行し、精算修繕費は請求者より徴收し居るも工事費の徴收成績良好ならず、之れが徴收方法に就ては尙研究中にて各市に於て良法あれば承りたき希望なり (佐賀市)

三、本市に於ては小額なる修繕費と雖も一般徴收方法と異なることなし、從來之に對し何等不便なし (長崎市)

一、本市に於ては家主より修繕請求書を提出せしめ家主の名義にて納入せしめるを原則とすれども便宜各使用者より前記の手續を了せしめ居れり (佐世保市)

一、給水開始後日尙淺き爲簡便なる良方法を得るに至らず、各市の取扱方法を承り参考に供せむとす (山形市)

二、簡單なる方法を未だ考案せず (米子町)

三、工事施行後三ヶ月を経過したるものは實費に依り徴收す (福山市)

一、本市は條例に於て小額修繕費(貳拾六錢以下)は徴收せざることをせり、又自然破損修繕費も同様とせり、(二)右以上の修繕費徴收方法は先修繕を爲し材料及勞力の要したる金額に依り納額告知書を發布し徴收し居れり (福岡市)

二、少額の修繕費を各人に持參納付せしむるは至難なるに依り、修繕の場合修繕簿なるものを修繕夫に携帶せしめ請求者の認印を受け領收證作成集金係を派し集金せしむ (飯塚町)

一、少額の修繕費を徴收するは各市共相當苦慮せらるゝ處と察す、之は或る程度まで制限を附し市負擔とせらるゝは一策たるべく、又徴收手續は可成簡易迅速なるに若かざるも當市は一般收入と同一手續にして特に少額なるの故を以て簡易なる別法を採り居らず (仙臺市)

二、修繕は即行し料金は普通手續に依り納付書を以て納付せしむ、但しパツキン交換の如き拾錢

- 未滿の工費は無料とす (宇都宮市)
- 一、修繕費二十錢未滿は徴收せず、徴收すべきものにありては修繕請求書に調印せしめ費用を調定し納額告知書を發するのほかに便方なからん (尾道市)
 - 一、修繕費の如きは最も簡便とするは同感なり、當市は電話口頭の如何に拘はらず直に職工派遣と同時に修繕傳票を持參し之れに捺印せしめ、該傳票に工費を計算し工事係より給水係へ廻付し、給水係は直に納額告知書を發し修繕費を徴收す (室蘭市)
 - 一、バルブ皮取替等の如き小修繕は市にて負擔、其の他は實費を徴收す (和歌山市)
 - 一、バルブ一ヶの取替は無料とし其他は有料とせり、徴收方法は規定に依り納額告知書にて納入せしめ居り他に良方法の考究なし (小倉市)
 - 一、給水工事新設工費徴收手續に同じ (水戸市)
 - 一、使用料同様納額告知書を發行し之によりて納付せしむ (神戸市、鳥取市、京城府、堺市)
 - 一、故障の通知に接すれば水栓番を派して修理せしむ、水栓番は常に修繕申込書を携帶す、修繕にパッキン以外の物品を要するときは右申込書を徴し要したる物品を報告せしめ徴收係に於て令書を發す本市に於ては納入成績良好なり、右は敢て面倒にあらざる如し (大牟田市)
 - 一、目下本町に於ては使用材料の名稱數量金額及職工人夫の歩掛額を記入したる修繕請求書に修繕後記名調印せしめ、後日之を精算し其の費用を徴收し居れり (目黒町)
 - 一、修繕費内譯を添付せる納額告知書を發付整理す (松本市)
 - 一、修繕後徴收す (函館市)
 - 一、未だ便法を設けず (宇部市)
 - 一、均一修繕料として徴收す、例令給水栓パッキン一個取替へたるときは職工手間共に金拾五錢として徴收し、二個の場合は拾八錢三個の場合は二十一錢を徴收す、其他の小修繕に付ても

- 豫め標準を定め置き徴收す (長野市)
- 一、一定の金額を印刷せし印紙大の小形領收證を修繕職工に持參せしめ、簡易修繕にして職工に於て工費の判別せる場合に限り修繕後直ちに該當工費を受領し右領收證を交付せしめつゝあり、斯くして集金したる小修繕工費は受領の翌日水道課に於て集合納付書を作製し、一括して市金庫へ拂込の制度にして本制度は能率増進上極めて効果あり、且關係各係の手数は非常に簡略せられつゝあり (名古屋市)
 - 一、事故の通知を受けたる場合には組合備付の事故簿を修繕職工に於て持參し、修理後其の帳簿に請求者の承認印を押捺せしめ直に納額告知書により料金を徴收せり、其他簡便なる方法等あるも弊害をかもし安し (川崎市田島町上水道組合)
 - 一、振替貯金の方法に依り納付せしめつゝあり、參照明治四十二年逓信省令一五號 (大阪市)
 - 一、本市に於ては修繕の請求ありたる場合は直に現場に出張し修繕を行ひ然る後納入告知書を發し徴收す (郡山市)
 - 一、修繕の主なるものは給水栓漏水即ちパッキン切れケレツプ取替にして修繕の九〇パーセント以上を占むれども微細なるものに對しては修繕料を徴收せず修繕費の徴收を要するものは修繕の際使用者に對して使用材料を記入せし認知票に捺印せしめ告知書に依り納付せしめつゝあり (熊本市)
 - 一、修繕費一圓未滿は之を徴せず (臺北市)
 - 一、令書を以て徴收す (基隆市)
- (二八) 計量給水に於ける家事用營業用に付一ヶ月最低制限水量未滿の使用者は最近に於て各其の幾割なりや各市の實況承りたし (尾道市)
- 答 一、夏季と冬季に於ける使用量は著しく増加せるを以て平均せば當町としては最低制限水量未滿

の使用者は百分の三にすぎず (高砂町)

一、調査中 (鹿児島市)

一、本市は放任、計量の兩制なるも計量に於ける家事用營業用の最低限度使用者の割合左の如し、八月末現在 家事用 四割三分四厘、營業用 五割六分七厘 (福井市)

一、二割三分 (谷村町)

一、家事用營業用を合し制限に達せざるもの約三割三分 (福島市)

一、計量給水使用者にして最低制限水量未滿の使用者は約四割位なり (佐賀市)

一、約二割五分 (長崎市)

一、家事其他用 七割五分、私設共用 六割五分、公設共用 八割五分 (佐世保市)

一、給水開始後日尙淺き爲未だ正確なる統計を得るに至らざるも概ね左記の通り、家事用 七割、營業用 一割五分 (山形市)

一、家事用營業用通じて約七割位なるも夏季使用量の多きときは約三割位なり (米子町)

一、大正十五年六月現在 一、家事用 七、六七五戸 五割六分。二、營業用 九九五戸 一割五分 (福岡市)

一、戸數約四割弱 (飯塚町)

一、本年四月より七月までの統計による割合は次の如し、家事用 五割三分餘、營業用 (湯屋製氷業) 一割八分餘、營業用 (湯屋、製氷業を除きたるもの) 四割九分餘、但家事用營業用乙は制限量十五立方米突、營業用甲は百立方米突 (仙臺市)

一、計量給水使用歩合 (本市は八十石を以て最低限度とす) 四十石迄 一割六分、五十石迄 九分四厘、六十石迄、九分二厘、七十石迄 九分二厘、八十石迄九分 (制限以内分) 八十石以上 四割七分 (制限以上分) (宇都宮市)

一、家事用最低限度未滿四〇%營業用一〇% (平町)

一、本市の最低制限水量未滿使用者は五割七分七厘餘にして營業用家事兼用なれば別に區別せず (室蘭市)

一、五割 (和歌山市)

一、家事用 約七割七分八厘、營業用 約七割五分八厘 (福山市)

一、營業用 二四%、家事用 七〇% (小倉市)

一、家事用なし、營業用 二割五分八厘弱 (水戸市)

一、定量未滿の使用者、營業用 四割二分、家事用 一割八分 (大牟田市)

一、本市に於ては目下計量器取付中にて全部取付未了なるを以て正確の割合計算不能なるも、現在の取付數一、二九八個の内制限未滿のものは二割五分弱なり (制限量四〇石) (秋田市)

一、現在計量給水使用戸數三百二十四戸中最低制限水量超過のもの僅かに五十五戸なるを以て未滿のもの六割を占む (峰山町)

一、大正十四年度中、家事用は五割五分、營業用は四割三分 (神戸市)

一、七月末日現在に於て左記の通り、専用計量栓 (家事用) 七割七五、特別計量栓 (營業用) 六割四七 (目黒町)

一、八割なり (松本市)

一、若松市は百分の三十九 (若松市)

一、營業用總戸數に對し限度以内のもの三割八分、家事用總戸數に對し限度以内のもの 四割二歩 (鳥取市)

一、調査なし (南滿洲鐵道株式會社)

一、二割七分 (函館市)

- 一、五、六、七月三ヶ月を平均したる結果に依れば一ヶ月の使用量左の如し、家事用定量未滿八分、超過 二分、營業用定量未滿 七分、超過 三分 (元山府)
- 一、大正十四年度中に於ける最低限度未滿使用者は、六七三六五なり (甲府市)
- 一、二割弱 (宇部市)
- 一、特別専用給水に於て五割三分、専用給水に於て七割、私設共用給水に於て八割八分に當れり (仁川府)
- 一、月により其の割合を異にするも最近半年(三月より八月まで)の調査の概要左の如し
 - 一、營業用最低水量(十立方メートル)以下のものなし。一、家事用最低水量(七立方メートル) 六ヶ月間最低量以下のもの一割九分、六ヶ月間 同以上のもの七割一分、一ヶ月間同以上のもの一割 (釜山府)
- 一、本年度第一期分即ち四、五、六の三ヶ月分の統計に徴すれば最低未滿家事用は四割一分強にして營業用は七分三厘強を示す (名古屋市)
- 一、最低限度水量は各市各様なりと信ぜらる、本市は専用最低限度一ヶ月五十石にして大正十四年の使用量より調査したるに依れば、以上は總數の四割に相當せり、但大正十五年第二期より限度四十石に改正せり (堺市)
- 一、本水道の最低制限水量四〇石なるが、其最低制限水量未滿の使用者は總戸數の六割七分なり但本歩合は大正十三年、十四年、十五年の二月及七月の割合を算出し、以て一ヶ年に於ける統計を取りたるものなり (川崎市田島上水道組合)
- 一、夏季と冬季に於ける使用量は著しく増減あり、六、七月平均 家事用 五割七分、六、七月平均 營業用 四割五分八厘、一、二月平均 家事用 八割五分四厘、一、二月平均 營業用 六割九分 (京城府)

一、大正十四年度に於て約六割なり但し共用栓を除く(共用栓使用料は給水装置所有者より徴收せる爲一栓に對し限度未滿あり又以上ありと云ふ實況なるを以て是迄調査したることなし)

(大阪市)

- 一、四割五分強(大正十五年八月中) (郡山市)
- 一、一ヶ月最低水量を十二立方メートルとし營業用水は計量給水とし、家事用水中一戸十一人以上居住者は居住人員不定のもの又は使用者の請求に依りて計量給水となせる關係上使用水量概して多量にして一ヶ月最低制限水量未滿の使用者は最近六ヶ月の平均に於て計量水全部の三割なり (熊本市)

一、大正十五年四月専用	四割七分	共用七分
同	五月	四割三分
同	六月	三割六分
同	七月	三割
		五分
		三分九厘

(臺北市)

最低制限水量とは定量ならん當市は定量未滿のもの約四割なり (基隆市)

(一九)

給水種別を定むるに當り水を使用する營業狀態が副業(例令は米穀販賣を本業とし傍酒類の小賣をなすが爲少許の水を使用するもの、類)ならば家事用に決定せらるゝや各市の御取扱振承りたし (尾道市)

答

(高砂町)

- 一、水道使用料條例細則に依り水の使用量の如何に拘らず營業科目に依り規定の使用料を徴收す
- 一、家事用と見做す (鹿児島市、高知市、福山市、川崎市田島町上水組合、仁川府、神戸市)
- 一、實地精査の上家事用或は營業用を決す(福井市、谷村町、飯塚町、甲府市、臺北市)
- 一、營業用として處理す (福島市、長崎市、仙臺市、和歌山市、函館市、長野市、郡山市)

- 一、給水種別は條例に規定せる業態により決定せり、尤も當市に於ては特種營業者の外家事用と給水料同額なり (佐賀市)
- 一、湯屋營業を區分するのみにて其の他は總て家事用として徵收することに條例を以て規定す (佐世保市)
- 一、本業を基準として給水の種別を定む、但し營業の狀態に依り本業より著しく多量に使用する副業にありては之を營業用水と看做し取扱ふことあるべし (山形市)
- 一、本業副業を論せず水の使用多量なるものに決す (米子町)
- 一、本市に於ては其營業に直接使用する水量の多寡に依り、種別を定むるに依り提出問題の如きは別に營業用とせず、其の中にて家族の炊事を爲し居らば家事用とす、尤も本市は家事用營業用共に料金の料率同様なるを以て嚴重に區別する必要を認めず (福岡市)
- 一、本市は計量給水として處理す (宇都宮市)
- 一、専用給水は計量制なるを以て是に就ては給水種別云々の必要なきも共用給水は計量に非ざるを以て營業用家事用の區分を要せり、此場合副業にして極めて少許 (共用給水者は賣力貧弱なるもののみなり) の水量を使用するに不過ものは家事取扱とせり (平町)
- 一、給水の方法は須く計量給水を時代に適應したるものと認め、本市は近く計量制に改正の見込みなり、故に營業狀態の本業副業を論せず酒類等販賣者は總て計量給水栓とせり (室蘭市)
- 一、本業を主とするも副業にして使用水量多き見込ならば副業を給水上の職業とすることあり (小倉市)
- 一、本業の基準とし給水種別を決定す (水戸市)
- 一、家事用に決定す、酒醬油店等は營業用の種目なるも本問の如きは完全なる酒醬油店にあらず從て完全に營業用の定規を適用する能はず、但し副業の酒醬油販賣狀況が專業の同店より優

勢の狀況にあるときは別に考慮を要す、要するに用途の主たるところに従ふべきものと信ず (大牟田市)

- 一、一戸構内にて使用するものは家事用水として計算す (本市使用料金は錢湯用水の外營業用水家事用水と同率なり) (秋田市)
- 一、本問題に對する本町の取扱は三ヶ月間を通じ最低制限水量(二百十石)未滿の時は家事用とし制限水量超過の時は其超過分のみ營業用と定め料金を徵收しつゝあり (峰山町)
- 一、本市は家事用と營業用とを區別せず、區別するは却て取扱上繁雜にして必要なかるべしと思考す (宇和島市)
- 一、目下本町の取扱は其の營業狀態が正業と副業又は使用水量の多少に不拘家事用と栓種を異にし居るも、實際に當り營業者の狀態に鑑み使用水量の多少に依り種別したる方妥當ならむと認めらるるを以て目下考究中 (目黒町)
- 一、屋内給水は全部計量給水なる爲取扱上支障なし (松本市)
- 一、營業用水とし計量器を使用せしむるを原則とせるも、使用量僅少と認むる場合は家事用放任給水として許可せり (鳥取市)
- 一、給水を使用する營業狀態が副業なると否とに拘はらず主たる給水狀態に因りて給水種別を定むることとせり (宇部市)
- 一、營業用料金二種の中低額に依る、然れども其消費水量が常に家事用水最低水量以下なるときは家事用水として相當料金を賦課する場合あり (京城府)
- 一、本、副業の區別なく營業用給水使用者なれば之を營業用給水として處理せり、但當府は他水道の如く營業用と家事用との最低使用水量の差甚しき懸隔なきを以て、給水種別を孰れに決するか考慮の必要を認めざるに因れり。即ち 營業用最低水量 十立方尺 一、八五 (釜山府) 家事用最低水量 七立方尺 一、二六

- 一、一桵の場合にありては副業による使用量の多少に不拘總て料率の高きに從ひ用途の認定をなす (名古屋市)
- 一、使用の主なるものに依り種別を區分す (堺市)
- 一、事實なし (大阪市)
- 一、水の使用は本業に依りて用途を決定するを本則とすれども本市に於ては放任計量を併用せる關係上かゝる場合は計量とすることとせり (熊本市)
- 一、正業と副業とを問はず一つの業態が條例に定むる計量に該當するときは計量給水とせり (基隆市)

一、原則として本業に依り決定し居れり (高雄市)

(110)

既往に於ける貯水池流入土砂の程度及其の除去並之れが流入防止方法に付各市の御經驗承りたし (尾道市)

答

- 一、經驗なし (福島市、山形市、飯塚町、平町、函館市、佐賀市、米子町、水戸市、大牟田市、宇都宮市、松本市、仁川府、名古屋市、大阪市、熊本市、郡山市)
- 一、本市貯水池周圍約一里餘は全部花崗岩層にして崩壞等の虞なきも、上流に於て石灰石採掘の爲其殘土砂の流入するものあり、其程度は數字的表示し難きも年々上流の水深を減ずるの危害ある爲め其土地を近々市に於て買収するの計畫を有せり。又一案としては流入口附近に小堰堤を築き之にて其土砂を防止し、其沈澱土砂は貯水池満水面以上の場所に除去搬出する研究をなし居れり。又地形の都合上にて洪水の際は上流より隧道又は水路により堰堤下流に放水するを最適法と雖工事費多額に上るの嫌あり (福岡市)
- 一、當市の貯水池(配水池と解す)分は一池十二萬立方尺を容るゝものにして、一年一回掃除し其際蒐積する土砂はバケツ(普通のもの)一個位に過ぎず、之が除去として時々送水管の泥吐よ

り排除するも別に流入防止の方法を講じたることなし (仙臺市)

一、貯水池流入土砂の程度は其場所並に水質等其他種々原因あるべくして一定せざるべし、而して可及的流入防止方法は沈澱池を築造するの外なかるべく本市は貯水池なく故に斯る經驗なし (室蘭市)

一、量水開渠の上流に土砂留堰堤を二ヶ所設け、年二回流入土砂を浚深せるに何等支障なかりしも大正十二年同十三年二回の大洪水の爲めに土砂留堰堤破潰し、多量の岩石土砂貯水池に流入し之が除去に閉口なし居れり (小倉市)

一、貯水池は取水河川を横斷し堰堤を設け容積八百六十萬立方尺なり、堰堤の竣功後十五ヶ年間に於ける流入土砂の量は約百四十二萬七千立方尺なるを以て大正十二年度より三ヶ年間に於ける流入土砂の量は約百四十二萬七千立方尺なるを以て大正十二年度より三ヶ年間繼續事業として浚深したり、尙上流防止堤二ヶ所を築造したり (秋田市)

一、本町は二ヶ所貯水池あるを以て各年交代に流入土砂の除去をなす、又流入防止の方法としては本町の如きは溪間の流水なるを以て水道に柳を植込み之れが土止めをなす、年々土砂流入減少の傾きあり (峰山町)

一、流入土砂は豫め土砂溜地に導き溢流水のみ配水池に流入せしめつゝあり (南滿洲鐵道株式會社)

一、貯水池附近の地形並に土質に依り其防止方法を異にするものなれば實地調査の上ならねば回答し難し (宇部市)

一、聖知谷貯水池明治四十四年水深九五尺、大正十五年九月同八〇尺一五尺の差、一年約一尺づゝ土砂流入を示す、然れ共有效水深七十三尺五寸に達せざるを以て、未だ其除去と流入防止とを施行したることなし (釜山府)

- 一、本市は川底砂面以下に枠を設け流込せしむるの方法を採れるを以て、自然に土砂の流入を防止せり(堺市)
- 一、當組合水道の水源取入口は護岸に於て水底深く木製枠を沈下し金網蛇籠と砂利を以て被覆せり、然し充分なる土砂流入防止の方法と云ひ難し(川崎市田島町上水道組合)
- 一、研究中(鳥取市)

(三二) 水源下流に於ける灌漑用水は其の要求の全部に應じられつゝありや、又は制限せらるゝや、當事者との契約と實際の御取扱振とに付承りたし(尾道市)

答

- 一、實際問題なし(福島市、佐賀市、水戸市、山形市、飯塚町、室蘭市、大牟田市、松本市、南滿洲鐵道株式會社、宇部市、仁川府、川崎市田島町上水組合、大阪市、熊本市)
- 一、適當と認むる水量を送水す(長崎市)
- 一、下流灌漑用水に影響せざるも用水補給の設備を爲す可き契約あり(米子町)
- 一、本市は大體に於て水源池水量豊富なるを以て下流灌漑用水の放流に付ては不足を告げしむることなし、但し普通時は多少制限し契約通りの放流を爲さざるも、夏季水量不足の場合は契約を實行せしむるにせり、契約其の他の詳細は本會議の際之を詳述せんとす(福岡市)
- 一、當市は灌漑補充として千八百萬立方尺(一人所要四立方尺十五萬人分三十日間の積算にして既往統計上旱天の最長三十日なる爲め)の水を容るゝ貯水池を築造する契約にして其の半數を容るゝ貯水池は既に設けたるも他は目下築造中なり(仙臺市)
- 一、水源下流灌漑用水より何等要求を受けたることなし(宇都宮市)
- 一、提案者の要趣詳かならず(平町)
- 一、要求を調査し相當と認めたる場合は之に應ず(福山市)
- 一、水源より貯水池へ流入すると同一の水量を放水することを約す、實際は濾過池「オーバ」水量

と砂洗滌水量を以て水源より貯水池へ流入する水量と殆ど同一水量なるを以て特に放水を爲さず、但し大旱魃の際には特に臨機の處置を爲すことあり(小倉市)

- 一、夏期渇水時に於て灌漑用水に不足を來したる場合は水道用水と同量を貯水池内より放流することとせり(秋田市)
- 一、契約に依りて定まりたる範圍内に限定せり(神戸市)
- 一、或程度迄應ずることとせり(鳥取市)
- 一、當事者との契約なし可及的要求に應ず(函館市)
- 一、貯水量豊富なるときは可成所要の水量を供給するの方針なり、灌漑用水の契約あるも當事者より供給不足内として之が契約履行に付請求を受けたることなし(釜山府)
- 一、送水路築造當時の状況に依り本市に於て沿線農民の水利權を認めたるものに對しては本市の費用を以て補給す然らざるものにして沿線農民關係者より分與を歎願し來りたる地方にありては期間を定め歎願者の設備を以て送水上支障を來さざる範圍内の分與を爲しつゝあり(名古屋市)

一、本市の水源河川は夏季渇水を例とせり、而して其の時季には水源の上流に多數の灌漑用唧筒を備へ川床を横斷し取水せらるゝを以て水源池は勿論下流灌漑用水に於ても取水困難なる状態にあり、從て下流當業者より要求を受くる事竝に契約を結びたることなし(堺市)

一、本市の水源は第一、第二、第三の三ヶ所を有し第二水源は安積疏水普通水利組合の疏水路より取入るることに承認を得たるも近來灌漑反別の増加に伴ひ夏期灌漑期中水量不足を告ぐるを以て所要水量を取入るゝことを得ず依つて第三水源として河川の水量を唧筒力に依り取入るゝこととしたるを以て夏期灌漑中は大部分下流の灌漑用應じつゝあり(郡山市)

(三三)

百二十尺の水頭を有する中都市にて火災消防の爲水道消火栓の外消火栓より水道水を消防唧筒

答

に注水せる装置方法如何 (徳島市)

一、消火栓より水道水を「タンク」に入れ之により消防唧筒を使用す (鹿兒島市、長崎市、宇部市、高知市)

一、意見なし (福島市、佐賀市、米子町、平町、尾道市、大牟田市、名古屋市、南滿洲鐵道株式會社、水戸市)

一、提案の意味不明なり (福岡市、仙臺市、函館市)

一、當町にて腹案中のものを參考迄に報告す、消火栓より相當揚水能力を有する個所に貯水樹(方三尺深三尺乃至四尺)を設置し、非常時には同貯水樹迄消火栓より送水し同樹内に消防用唧筒の「サクシヨン」を入れ放水せしむる計畫、貯水樹は市内必要の個所に數個設置す、尙各市の御高説承りたし (飯塚町)

一、自働車唧筒は直結用具を設備し其他は布製「タンク」に依り給水す (宇都宮市)

一、自働車唧筒の連結装置に連結加壓注水 (奈良市)

一、市内水壓低き箇所にありては消火栓より一應ズツク製タンク(約十石入)に注水し之に吸揚管を入れ、又は唧筒の吸揚管を消火栓に取り付ることす (京城市)

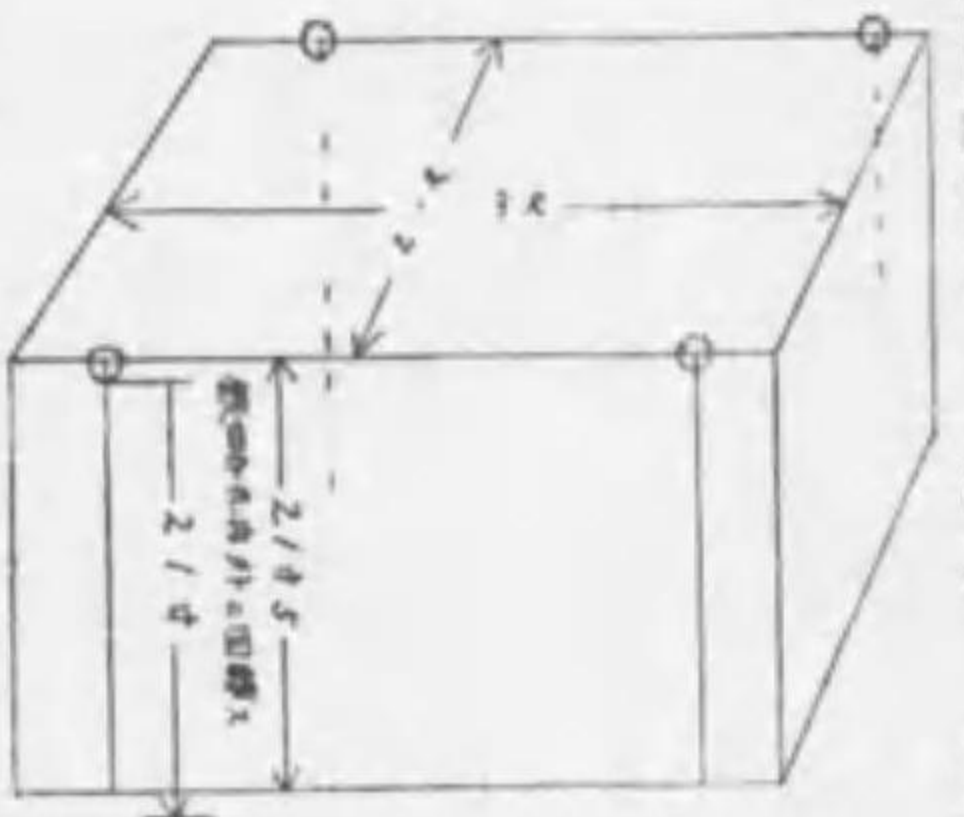
一、本市水道は水壓七十五封度なり、火災の際放水壓力百二十封度を有する「ガンソリン唧筒」に防火栓の「スタントパイプ」より唧筒の汲水管に「ホース」を以て直結なし給水をなす事あるも何等の支障なし (小倉市)

一、本市は百二十尺以内なり (新潟市)

一、本件の意味不明なるも本市は一朝有事の場合消火栓を使用し水壓に影響ありと認めたる際は消火栓室(内法二尺角深み四尺五寸)にガンソリン唧筒或は自動唧筒のホースを挿入使用しあるを以て特別装置の必要を認めず (室蘭市)

高 知 市

上鐵六分丸に布卷込縫とす



下鐵五分丸に布卷込縫とす

一、本市は主として消火栓にホースを取付け消防用唧筒給水口に流入せり (堺市)

一、消火栓を直接使用する外消防唧筒により注水す (川崎市田島町上水道組合)

一、事實なし (大阪市)

一、消火栓直結放水の外消火栓の「ホース」より「ズツク」製の水槽に注入す (郡山市)

一、經驗なし (熊本市)

一、低壓の際は消火栓よりホースにて一旦ズツク製タンクに注入し此のたんにポンプのサクシヨンパイプを投入してポンプを運轉す消火栓は最少四吋鐵管に取付けたり、高壓の際はホース又はポンプへ直結す (臺北市)

一、帆布製水槽に消火栓より取入れ消防ポンプのサクシヨンホースを挿入して注水し居れり (高雄市)

一、水頭百尺を出でざるも單孔又は双孔消火栓を直接消防のサクシヨンホースに連絡せしことあるも斯くては二個以上使用すること不可能なるを以て近來に於ては消火栓樹を大きくなし

の貯水槽となし其中へ前記のホースを挿入して噴出する水量の許す限りホースを挿入して使用しつゝあり (玉川水道株式会社)

(二三三) 内径十二吋以下のフランジ継手鐵管を桁として其の儘架渡さんとす、其の経間幾尺迄許容するや御経験を承りたし、勿論鐵管自身桁として其の應力許容範囲なり (徳島市)

答 一、本市に於ては経間二十五尺へ八吋フランジ管を架渡したるも何等の異状を認めず其他經驗なし (尾道市)

一、經驗なし (平町、仙台市、福岡市、米子町、山形市、宇都宮市、水戸市、名古屋市、佐賀市、福島市、福井市、函館市、大牟田市、川崎市田島町上水道組合、小倉市、仁川府、新潟市、大阪市、郡山市、熊本市)

一、經驗なし但し本件は其架渡せんとする個所の前後の鐵管の延長及高低により壓力を異にするが故に適當尺數は一定し難しと思料す (室蘭市)

一、今より十四年前に於て内徑八吋フランジ継手鐵管を経間廿四尺の處へ架設せしことあり、今に至るも何等異状を認めず、本市に於ては未だ「なし」 (宇部市)

一、凍結の虞ある關係上全部地下に埋設するを以て上記の如き經驗なし (南滿洲鐵道株式会社)

(二二四) 水道事業に對する國庫補助金額並に補助年次短縮の件を本會の決議を以て其筋へ建議し其達成を致度 (濱松市)

答 一、賛成 (鹿兒島市、米子町、福岡市、宇都宮市、尾道市、南滿洲鐵道株式会社、大牟田市、峰山町、新潟市、鳥取市、函館市、元山府、福山市、室蘭市、川崎市田島町上水道組合、福井市、福島市、小倉市、秋田市、山形市、仙台市、水戸市、平町、目黒町、仁川府、大阪市、郡山市、熊本市)

一、本件の如きは水道の計畫に屬するものにして本協議會に於て直接其筋へ建議するは穩當ならずと思ふ、之の如きは全國民長會議に上程方を協定し建言するを可なりと思ふ (佐賀市)

一、趣旨に對しては賛成なるも本件は大正十二年三月其筋に建議に係り以來之が促進の爲二回に涉り陳情書提出済に屬す (名古屋市、堺市、長崎市)

一、是非速に達成を期したし、尙毎年度補助額前期に多く後期に少なく或は毎年略平均して下附せられん事を追加せられたし (現今にては前少後多なるを以て布設當時の經費多大なる時少く費用差繰上非常に困難なればなり) (飯塚町、宇部市)

(二二五) 水道統計表中に各種業態別平均消費水量の統計を追加することに致度 (濱松市)

答 一、調査困難と認めらる (尾道市、佐世保市、長崎市、室蘭市、堺市)

一、賛成 (宇都宮市、米子町、谷村町、宇部市、元山府、鳥取市、大牟田市、名古屋市、南滿洲鐵道株式会社、平町、福岡市、目黒町、仙臺市、水戸市、福島市、福井市、小倉市、仁川府、川崎市田島町上水道組合、郡山市)

一、全市計量制を定めたる處は業態別に調査し得るも、放任と計量と併用に對しては調査することを得ずして統計の主旨に添ふを得ざるに終らんかと思ふ (佐賀市、鹿兒島市)

一、用途を「家事及營業用」一種目に限定せるを以て業體別の水量は調査困難なり (大阪市)

一、煩雜なるため不正確に陥ること、其の效果の點より考慮して業體別を制限すること必要ならん (熊本市)

(二二六) 各種業體別に消費水量を區分するは甚だ困難なるものと思料せらるゝに付家事用、家事用以外の二種位に區分せば足れりと思料す (臺北市)

一、近來統計表の繁雜なるには殆んど困惑し居れり能ふ限り手数を省くことを望む (高雄市)

答

一〇六

一、調査したることなし (福島市、山形市、米子町、仙臺市、堺市、平町、水戸市、鳥取市、佐賀市、川崎市田島町上水道組合、宇都宮市、宇部市、室蘭市、仁川府、大牟田市、南滿洲鐵道株式會社、大阪市、郡山市、熊本市)

一、夜間調査す (長崎市)

一、本市街を二十七區に割ち各區に調査用計量水器を設置し夜間調査することとせり

例(第一區)

四吋鐵管 二、二六六間、二吋鐵管 四三三間、防火栓 三三三箇、制水瓣 七箇、自家栓 一七八箇、共用栓 三五箇

右區間に於ける量水器に表示せる漏水量は一時間六五立にて少量のため異狀箇所發見せざるも接合管及鐵管接手漏水ならん (佐世保市)

一、漏水の事實なし (尾道市)

一、問題の御説明を乞ふ (小倉市)

一、實驗中 (函館市)

一、海底埋設送水鐵管の漏水調査方法、(一)漏水量の調査、調査線路を其の兩端に設けたる制水瓣に依り斷水し、其の一端を通水管より鉛管を以て連絡し、連絡線に裝置したる量水器に依り漏水量を觀測す、(二)漏水箇所調査、調査線路の一端よりエヤー唧筒を以て壓搾空氣を注入し漏水箇所より海面に出づる氣泡により其の位置を發見す (若松市)

一、送水管の漏水調査を特に實施せし經驗を有せざるも殆んど漏水なきものと認む、配水管にありては直接調査せしことなきも各戸量水器指示水量の合計と同期に於ける「ベンチユリメーター」指示量とを比較するに一割乃至一割五分の差を生ずることあるも、工事及其他水の新陳代謝の必要上放水等の場合もあるに依り之を以て悉く配水管内の漏水と斷定を下し得ざ

る狀況にありとす (名古屋市)

一、當市は送水管を市街入口の制水瓣を閉塞し水源地にて量水器により漏水の有無を調査したることあるも配水管は各所に引込栓あり調査不能なり (基隆市)

(二七)

建議事項の實現を促進したし (佐世保市)

答

一、賛成 (室蘭市、濱松市、福山市、宇部市、元山府、南滿洲鐵道株式會社、峰山町、大牟田市、京城市、尾道市、福岡市、米子町、長崎市、佐賀市、宇都宮市、飯塚町、名古屋市、堺市、水戸市、山形市、福島市、谷村町、仙臺市、小倉市、福井市、仁川府、川崎市田島町上水道組合、大阪市、郡山市、熊本市)

一、本市も同感なるを以て問題(六〇)の通り撰出せり (鳥取市)

一、同意、建議事項の實現と否とは協議會の權威に關すること甚大なるを以て促進は理事に於て充分努力を希望す、尙今後建議事項は慎重審査の上決定を望む (秋田市)

一、賛成(六〇)及(六九)等一括し案件を詳かにし再建議を爲し其實現に一層努力せられたき希望 (平町)

(二八)

濾過池掃除後の排水時間を短縮し得る方法なきか (佐世保市)

答

一、問題簡單の爲め不明 (小倉市)

一、經驗なし (水戸市、米子町、大牟田市、函館市、山形市、川崎市田島町上水道組合、宇部市、尾道市、宇都宮市、福島市、佐賀市、大阪市、郡山市、熊本市)

一、適量の硫酸礬土を注入す (新潟市)

一、濾過水逆漲の外經驗なし (鳥取市)

一、沈澱池を多くする外ならん (室蘭市)

一、殺菌方法如何 (京城市、仙臺市)

一、題意不分明、若し逆流入水位濾過効力發生に至る迄の濾過水放流の時間の短縮を意味するものならんか、當市に於ては砂上五、六寸にて逆流入水を止め直ちに砂上に源水を導き同時に濾水を放流しつゝあり、濾水は四十八時間以上放流しつゝあり (福岡市)

二、濾過池掃除後排水時間の短縮及濾過装置に可成異變を與へざる目的を以て搔取の際は濾過層に包含せらるゝ水は全部排水することなく、搔取作業に差向へなき程度迄排水し以下の水は其儘保留せり (仁川府)

一、水深を可及的淺く保ちつゝ排水を爲すことに依り幾分短縮し得るものと認む (名古屋市)

二、本問題は其水質令温並濾過床の構造關係及濾過速度等の異なるに従ひ其趣きを異にせるを以て其方法を一般的に定むるは至難ならんと信ず (堺市)

(二九)

地下水を水源とする水道に於て自然的に漸次或は急劇に水量の減退を來せる現象を實驗せし處あらば其模様承り度し (臺灣總督府)

答

一、實驗なし (室蘭市、宇部市、函館市、水戸市、小倉市、福岡市、尾道市、福島市、米子町、宇都宮市、仁川府、平町、大牟田市、仙臺市、名古屋市、川崎市田島町上水道組合、大阪市郡山市)

一、斯かる現象を呈せることなし (南滿洲鐵道株式會社)

一、急劇に水量の減退せしことなきも自然的に増減せり、之に附近の河川及耕地等の水量の關係に依るものならんも其地下水は如何なる範圍の滲透水なるや未だ不明なる爲、毎年春夏の時に比し秋冬に於ける著しく減退せるは種々なる關係あらんも主なる原因に就き調査研究中なるも未だ不明なり (山形市)

一、當市は鑿井を水源とせるに自然的に漸次水量減退せるが如し、之に對しては當初の水量に著しく減退したる源井に對し水壓を加へて鐵管内を洗滌又はストレーナの外部に排水掃除を爲

したるに多少の増加を來たせるも最初の水量に復活するに至らず、其の減退の理由等は實驗したるものなし (佐賀市)

(三〇)

一、揚水の時日淺ければ實驗なく今日迄變化なし (熊本市)

市街配水管に對し「ポンプ」にて直接加壓送水せし經驗あらば之に就き不便を感じたる諸點を問ふ (臺灣總督府)

答

一、經驗なし、猶本問題の外自然流下式の送水管に「ポンプ」にて加壓送水せし經驗に就きて承りたし (小倉市)

一、經驗なし (水戸市、鳥取市、函館市、宇部市、室蘭市、福島市、佐賀市、山形市、米子町、福岡市、大牟田市、尾道市、松本市、仁川府、平町、宇都宮市、名古屋市、郡山市)

一、埋設せる古き鐵管の接合部より水を噴出せることあり (南滿洲鐵道株式會社)

一、直送「ダイレクトポンピング」は本町に於て「タービンポンプ」なれば水壓は激減し配水塔の高二分の一に當るを以て消火力には全く結果良しとは思はず寧ろ「プランチャール式」を用ふる方可と認む (高砂町)

一、本市水道は水源地より市内に直送し同水量が給水量より超過の場合には天王貯水池へ流入し之に反し給水量が送水量より多量の場合は天王貯水池の水は自然流下する方法なり、即時水池は送水唧筒壓力の調整をなすを以て不便を感じたることなし (堺市)

一、完全なる補助動力の設備或る二つの送電系統を異にする電力供給設備を要す、使用量の變化に應じ壓力不均一なるを以て常に阻水弁の開閉を加減するを要す (川崎市田島町上水道組合)

一、別に不便を感じたることなし (大阪市)

一、給水區域中高臺の一部の使用者に對し四吋配水管に三吋自動開閉裝置付電動機直結「タービ

ンポンプ」を連結し直接給水し居るに時日短かきため未だ一回の故障もなく機能完全に運轉しつゝあり (熊本市)

(III) 電氣工作物(特に電車)と水道鐵管との間に於ける障害防止設備につき御意見承りたし (福島市)

答

- 一、なし (室蘭市、宇部市、水戸市、尾道市、仁川府、佐賀市、大牟田市、南滿洲鐵道株式會社、山形市、宇都宮市)
- 一、電車線路との交叉及接近せる部分は「ヒッチ」被覆を施せり、右は乾燥地にては良好なるも濕地においては完全に電流防止は困難なるが如し (小倉市)
- 一、從來特に防止設備をなさざるも軌道と交叉するの箇所はコンクリートの鞘管を使用するか又は鐵管に「アスファルト」を塗布することにしては如何 (京城府)
- 一、電氣工作物を分ちて二種とす一つは電導防止装置と一つは荷重より起る震動防止設備とす
 - (一) 絶縁體たる混凝土柱を以て鐵管を覆ひ (二) 鐵筋混凝土柱を以て覆ふを可とす (高砂町)
- 一、電氣工作物と水道鐵管との距離を六尺以上とすること (二) 電車線横斷箇所は軌條より六尺半徑下に鐵管を埋没し厚二百耗鐵筋コンクリートにて鐵管を被護し其上面は厚五十耗通り「アスファルト」を塗抹せり、他の方法は鐵管外徑より百耗以上大なる圓徑を有する鐵筋混凝土管にて之を包繞し混凝土管に設けたる小孔より「アスファルト」を注入し絶縁方法とせり
- 一、本市の電車は全部單線式なる爲め水道本管は電車路を避け他の道路に布設せり (福岡市)
- 一、單線架空式の電車にして軌道に水道鐵管が直角なる場合は暗渠を築造し軌條の上端より暗渠の天端迄二尺とし鐵管には五分の「アスファルト」を塗り保護し軌條に平行なる場合は軌條より六尺の距離に布設したるに現今迄の約十ヶ年間障害なし (鹿兒島市)
- 一、當市は電流防止の方法として鐵管を「アスファルトコンクリート」を以て巻き其上を更に「コ

ンクリート」にて被包し絶縁装置を施行せり (仙臺市)

一、本市に於て電車軌道下横斷の場合にありては主として配水管を「アスファルト」及「コンクリート」を以て巻き立つる工法を以て感電防護工事を施行す、但本問題は(五五)問題と併合を可とす (名古屋市)

一、既設電鐵線路に並行の場合は一、二米突の距離とし、軌道横斷の場合は軌道面より一、二米突以下に埋設し且つ相當の設備をなし直接荷重を避け、單トロッ式軌道下は別に電流防禦設備をなす(五十五問題回答参照) (堺市)

一、常に電氣工作物を六尺以上離れて埋設することに務む、止むを得ず六尺以内に近接する場合に於て避電装置を施せり、當組合には鐵板軌條或は瓦斯管等の導體を鐵管に平行に埋設し導線を以て鐵管とを電氣的に連結して導體より放電せしめ水道鐵管より直接放電することなからしむる方法に依れり (川崎市田島町上水道組合)

一、第五十五問と同じ (大阪市)

一、施設なし (郡山市)

一、本問題に關し當社の水道鐵管にはアスファルトを圍繞し障害防止の方法となせり (玉川水道株式會社)

(III) 電氣工作物か水道鐵管又は他の地中管に及ぼしたる障害の實況承りたし (福島市)

答

一、鐵管線は未だ電蝕に依り破損なしたる事なきも鉛管線は埋設後一、二ヶ年にして電蝕の爲め破裂なす事多し、猶電蝕は乾燥地より濕地に又同じ電車線路にありても發電所に接近地程強烈なるが如し (小倉市)

一、經驗なし (水戸市、尾道市、宇都宮市、宇部市、室蘭市、米子町、仁川府、佐賀市、大牟田市、南滿洲鐵道株式會社、川崎市田島町上水道組合、山形市、仙臺市、堺市、大阪市、郡

山市

- 一、給水亞鉛瓦斯管に障害を來し數年にして腐蝕するに至れる實例あり（實物を參考品として別室に陳列す）（京城府）
- 一、本市は布設後約四年にして且つ障害防止には充分意を用ひたるを以て障害の實況を見ず、但しボルトの試験は時々之を行ふこととし時々逡信省より其作用の有無を調査することあり（福岡市）

- 一、本町は配水鐵管本線と並行（其の距離三尺位）し單線架空式電車軌條あり、鐵管及給水用鉛管に感電の程度は最高十二ボルトに達する箇所あり、鉛管は布設後一年半にして甚だしく感電する箇所は腐蝕し其腐蝕面は白色を呈し一面針にて穴を穿ちたるが如くぼろ／＼と抜け落つ、防護方法として軌條と鐵管とを鐵線にて接続し一の導體となしてより約一年以上を經過したるも前に腐蝕したる箇所の跡に取付たる鉛管に異狀を認めず（谷村町）

- 一、給水工用鉛管を別に保護工事をなさず、軌條より約二尺の位置に布設したるに濕氣の多き部分は布設後二ケ年にて電氣分解の結果漏水するに至れり、故に其後鉛管を「アスファルト」にて被覆し深さを少し深くして施行したるに今日迄漏水したるを發見せず（鹿兒島市）
- 一、本市に於ては未だ障害の實況を認めたることなし（名古屋市）

(三三)

- 一、鐵管に及ぼしたる障害の實況は詳ならざるも市街電車の變電所附近に於て幾分の電流が鐵管を通じあるを認めたるにより鐵管と軌條間を銅線を以て連結し防蝕の設備をなせり（熊本市）
- 一、鐵管切替の爲配水區の一部斷水中其區域に火災起りたる場合の應急處置に付最適當なる方法如何（福岡市）

答

信ず（室蘭市）

- 一、以上の場合に於ては最も近き通水し居る鐵管より送水するより外なかる可し（宇部市）
- 一、作業の狀況其他に依り臨機處置すべきものなるを以て茲に具體的意味の發表困難なり（鳥取市）

- 一、最善の方法存知せず（大牟田市）
- 一、經驗なし（小倉市、山形市、水戸市、福島市、佐賀市、米子町、宇都宮市）
- 一、本市は地形の關係上約方一町毎に制水弁を設備せるを以て斷水區域の火災に對しては他の區域より送水すること易くして別に研究したる方法なし（尾道市）
- 一、ガソリン唧筒を消火栓に設置し「ホース」を延長し使用するか又は「ホース」を延長し消防「ポンプ」に依る（仁川府）

- 一、實際問題にして應急處置の方法は抽象的に定め難しと思料す（仙臺市）
- 一、斷水區域及時間は其の都度消防署に通知するを以て萬一斷水區域内に於て火災勃發等の場合は總て消防署に於て機宜の措置を構する筈（名古屋市）
- 一、斷水中に火災起りたる場合は其區域外に於ける最近の消火栓を使用するの外なきを以て此の場合には其消火栓の水壓を高むる爲附近給水分岐制水弁を閉塞する方法を採るを適當と信ず（堺市）

- 一、總て配水管を連結し斷水方面を出来るだけ小部分に止め、又何れの方面よりか迂回して給水し得る設備とすることに努む（川崎市田島町上水道組合）
- 一、事實に遭遇せることなきも鐵管切替の場合は一小部分の斷水に止むるを以て萬一其區域に火災あるも附近の防火栓より給水することを得（大阪市）
- 一、其土地の狀況及斷水區域の大小により應急の處置を取るべきを以て詳細なる説明を承知せざ

- れば適當なる方法を定め難し (郡山市)
- 一、鐵管切替中斷水の場合には其の工事班には常に丁字管と同長のソケット付切管を携帯せしめつゝあり、されば工事中火災起りたる場合は切斷部にソケット付直管を挿み鉛を流し込み應急處置をなす意なり (熊本市)
 - 一、切替の爲め斷水したるものは急速の場合如何にするも通水不可能なりと思料す依て該工事施行前斷水區域の最寄消火栓を調査し斷水區域の變異に應ずる様工事を施行するより方法なきものと思料す (臺灣總督府)

(三四) 各市に於て給水普及の目的を以て井水試験を各戸に就て施行せられたることあらば其結果に付承り度し (福岡市)

- 答
- 一、經驗なし (小倉市、尾道市、松本市、鳥取市、函館市、福島市、山形市、仙臺市、宇部市、仁川府、米子町、大牟田市、川崎市田島町上水道組合、福井市、佐賀市、水戸市、大阪市)
 - 一、大正五年十一月中堀井水水質化學試験成績は 四一八箇の内 飲用水に適するもの 七一箇同 不適とするもの 四一二箇 (甲府市)
 - 一、井水試験は屢々之を行ひ飲料に適せざるものは警察と協力して注意し閉塞する場合ありしも之を破壊する權能あらず、故に更に使用するものありて其結果面白からず、本問題は研究の必要あるものと思料す (室蘭市)
 - 一、六、七年以前施行せし實例あり其結果は普及上相當効果を收めたり、但井水検査は水道とせず衛生事務として取扱たり (宇都宮市)
 - 一、本市は大正四年縣市合同を以て市内井戸 二八、五八三箇に對し水質試験を實施せり、當時の成績は飲料適 五、九一五箇、濾過適 八五三箇、煮沸適 一〇、三八一箇、不適 一一、四三四箇を示せり、右以外にありては去る大正十二年本市水道擴張計畫に伴ひ該區域中の井戸五三六

箇に就き水質試験の結果適 八六箇、不適 四五〇箇の成績を示せり (名古屋市)

- 一、傳染病豫防の目的にて屢々井水試験を行ふことあり、其の結果飲料不適のものには水道を使用することを勧誘し居れり (堺市)
- 一、給水開始當時縣衛生課より技術員の派遣を乞ひ全市に亘り井水の水質を試験し飲料水の適否を知らしめたることあり (郡山市)
- 一、最近惡疫流行し防疫調査會なるものによりて井水試験を行ひたる結果市民の保健衛生の自覺を生じ其結果給水普及に好影響を及ぼしつゝあり (熊本市)
- (三五) 通水後送水管内流速及送水量の變化に就て各市の状況承り度し (福岡市)
- 理由 最初計畫の際送水量を舊管又は新管として算定したるものが通水後幾年かを經過したる今日其流速及送水量に如何なる變化を生じ居るや各市に統計的のものあらば承り度
- 答
- 一、送水線全能力にて送水せるは最近 一、二ヶ年の夏期約二ヶ月間位なるに依り未だ統計的のものなきも年月の經過するにつれ管内及(バルブ)等の内部に鐵錆水垢等の爲め管斷面縮少及摩擦抵抗の爲め年々流量の減少なす傾向あるを認む (小倉市)
 - 一、調査せしことなし (水戸市、福島市、仙臺市、宇部市、山形市、室蘭市、宇都宮市、佐賀市、堺市、川崎市田島町上水道組合、大阪市、郡山市、熊本市)
 - 一、通水後相當年數を經過したるときは送水量に減退(水質其他の原因により異なるへきも)するは共通的現象なるを以て新規布設に當り送水管及主要鐵管の口徑を定むるに際し相當の余裕を見込ことを容認する様内務省の諒解を求むることに致したし (秋田市)
 - 一、通水後日向淺くして變化を認めたることなし (尾道市)
 - 一、調査中 (米子町、函館市)
 - 一、大なる變化なし (仁川府)

一、本市は内径三十六吋延長約四千間の區間即ち沈澱池濾過池間の送水鐵管に於て實驗せし結果に徴すれば通水後十二ヶ年を経過せし流量は新管として計算せし流量の約七割とす (名古屋市)

(三六)

全市給水加速的普及の爲工事費無料に要する起債の可否に就て (福岡市)

一、給水工事無料にて給水を加速的に普及せんとするは保健衛生上最も其當を得たる方法と同感なるも、之れが工費多額なるは勿論配水管より距離遠近を問はず施工するは頗る工費に甚大の影響を及ぼすを以て至難なり、尙ほ其の栓種は總て共用栓なれば可能性を有するも専用、計量其他装置が年々増加の場合には本管を改造するが如き複雑を來すを以て本問題は絶體不能と認む (室蘭市)

一、水道布設工事費の多寡に依り收支計算の關係上其の可否同一ならずと認む (宇部市)

一、可 (函館市、鳥取市)

一、給水装置工事費無料に付ては水道條例第十一條但書の規定に依る命令第九條第二號に抵觸することなきや、起債の可否に就ては可とす (目黒町)

一、現行水道條例及内務省令に依れば市町村に於て上記の費用を負担する場合は衛生上特に必要を認め地方長官の認可を受けたるものに限られたるが如し、本問題は省令及條例の改正を意味するか主旨明ならず、若し衛生上必要なる場合は起債も已むを得ざるべし (秋田市)

一、研究せしことなし (水戸市、小倉市、高砂町、福島市)

一、要趣不明 (平町、堺市)

一、各市の經濟状態により一定し難きも工事費無料に要する起債は必要止むを得ざるものと認むるを得ざるが如し (佐賀市)

一、給水普及上一方途なるべきも起債許可困難なるべし (宇都宮市)

一、理想的問題にして遽に可否を表明するを得ず (仙臺市)

一、給水の可速的普及と否とを問はず、工事費の有料無料は各地の財政状態其他に依り自ら差異を生ず、而して本問題の可否は一つに主務者の意向に據るの外なきものと認む (名古屋市)

一、急速的給水普及の爲工事費を無料とすべきか又之が爲に起債の必要あるかは、其の都市の状況と財政と給水能力等の方面より考究すべきものにして、民度負擔力及衛生思想の低き朝鮮に於ては大に考慮を要すべき問題なり (釜山府)

一、給水工事費組合負擔の負擔の費用は極めて少額なるを以て起債の必要なし (川崎市田島町上水道組合)

一、各都市の經濟状態に依り決定すべきものなるを以て可否を論ずること困難なり (大阪市)

一、詳細説明あるに非ざれば可否決定し難し (郡山市)

一、各地の財政水道普及の状態等により劃一的に論じ難し (熊本市)

(三七)

一、水道事業の向上發展を計る爲九州に於ける上水道布設各市町上水主任協議會を設立し大正十五年四月十一日第壹回を福岡市に於て開催せり、而して爾後毎年全國上水協議會の例に倣ひ引受市又は町に於て開催することに決定せり、從て全國上水協議會に對し提出する諸問題に就ては九州上水主任協議會の名に於て爲すものあり右容認相成度 (福岡市)

答

一、異議なし (南滿洲鐵道株式會社、平町、谷村町、宇都宮市、堺市、水戸市、佐賀市、小倉市、秋田市、濱松市、仁川府、川崎市田島町上水道組合、京城府、尾道市、仙臺市、福島市、宇部市、大阪市、郡山市、熊本市)

一、協議會に出席の上意見を述べたし (室蘭市)

一、本問題は上水協議會に於て會員を離れ各會員の集合組成したる地方團體を新たに認むるや否やにある重要問題にして相當研究の價值ありと認む (名古屋市)

(三八)

一一八

水道事務従業者の生活を安定せしむる爲共済組合の組織を望む (福岡市)

答

理由 公益を目的とする團體の向上と生活の保障を希求し安んじて其職に従事せしむる目的に依る

一、賛成 (室蘭市、福山市、函館市、目黒町、小倉市、山形市、福島市、谷村町、宇都宮市、

峰山市、川崎市田島町上水道組合、水戸市、熊本市)

一、技術部としては同意なり (宇部市)

一、水道従業員の少数を以て組織せんより寧ろ市吏員全部を網羅する方組合の實績を擧ぐる上に於て効果ありと認む (鳥取市)

一、趣旨は賛成なるも實行不可能と認む、提出者より案文の提出を望む (秋田市)

一、具體案を承りたし 尾道市、鹿兒島市、堺市)

一、各所屬團體の支配に在る従業者を網羅し共済組織を爲すは頗る至難の如く思料す、趣旨は賛成なるも大なる研究を要するが如し (平町)

一、理想としては可なるも實行困難なりと認む (米子町)

一、大體に於て賛成なり、但し其範圍は書記以下とするか又は傭人のみに止めるか研究を要することならん、尙其資金は従業員の積立金のみにするか又は經營者に於て負擔し基金を作成するか是れ又研究を要するものと思ふ (佐賀市)

一、時代の要求として御希望は諒とするも各都市事情の異なるあり統一的共済組合組織の具體化は蓋し容易ならざる可し、然し研究の價值ありと認む (仙臺市)

一、提案の趣旨判明を缺くを以て的確の意見を附するに由なし (名古屋市)

一、趣旨は同意なるも實現に就ては考量を要すべし (大阪市)

一、至極賛成なるも相當審議を要するものと認む (郡山市)

(三九)

上水協議會機關紙として月刊雑誌の發行を望む (福岡市)

答

理由 會員相互の意志の疎通を計り水道事務の研究に資する爲

一、賛成 (小倉市、目黒町、鳥取市、南滿洲鐵道株式會社、函館市、福山市、濱松市、室蘭市、

京城市、尾道市、平町、米子町、山形市、谷村町、宇都宮市、水戸市、和歌山市、鹿兒島市、

仙臺市、堺市、峰山町、宇部市、仁川府、福井市、福島市、熊本市)

一、賛成、但其經費は雜誌代のみにて維持し得るや (佐賀市、飯塚町)

一、問題の趣旨を聴取したる上賛否決定したし (堺市)

一、月刊雑誌の發行は至極同感なるも經費關係及掲載原稿の蒐集等果して所期の効果を收得し得るや否や研究の價值ありと認む (名古屋市)

一、經濟の許す限り誠に結構なりと思惟す (川崎市田島町上水道組合)

一、理事に於て可能なりとせば何等異存なきも元來本會員は水道經營の都市なるを以て寧ろ一步を進め別に廣く水道關係者を會員とする水道協會を設け機關雑誌の發行より講演、調査、職業、同盟、其他諸事業を經營し以て本問の目的を達すること、しては如何 (大阪市)

一、至極賛成なるも至難の事業にして且つ相當經費を要するものに付熟議の必要あるものと認む (郡山市)

(四〇)

國縣道に配水管引込及修繕等の場合に於ける認可手續の簡略なる方法に付國縣に建議せる本會議議決の運動促進に就而 (福岡市)

答

一、賛成 (室蘭市、濱松市、福山市、宇部市、函館市、大牟田市、宇都宮市、名古屋市、秋田市、小倉市、福島市、水戸市、平町、尾道市、川崎市田島町上水道組合、大阪市、郡山市)

一、簡略ならしむることに賛成 (南滿洲鐵道株式會社)

一、(二七)問に合併審議すべきもの (鳥取市)

に交渉するすることにしては如何 (佐賀市)
一、同感にして特に細管布設工事の如きは相互の手續容易ならず、依而事後報告位に止められ
し (仙臺市)

(四一) 本會議決事項の促進運動は指名せられたる各市にて相當御配慮中と信ず (堺市)
協定上水試験法改正に關する件 (南滿洲鐵道株式會社)

答 一、改正の要點聴取の上賛否を決す (小倉市、平町、仙臺市)

一、同感 (水戸市、福岡市、宇部市)

一、改正要項判明の上考究したし (尾道市)
一、本問題は當市に於ても必要なる事項として既に其の改正に就ては本會議に上程せられ今尙研
中なりと思考す (堺市)

一、本件は已に宿題として特別委員其他各市に於て研究中に屬するを以て何れ今回會議の際何等
かの決定を見るべき筈 (名古屋市)

(四二) 如何なる程度に改正するや詳細なる説明を必要とす (郡山市)

一、「ラジオ」受話装置の一端を地中に埋設する代りに往々給水装置に取付くるものあり之を禁止す
べきや (神戸市)

説明 近來「ラジオ」の普及に伴ひ受話装置の一端を地中に埋設する工事を省略し給水装置の一端
に取付くるもの往々之ありラジオ加入勧誘者も亦之を宣傳す、此装置によりて鉛管並に鐵管の受
くる影響に付調査せられたることあらば承知したし、若し何等影響なしとするも之を絶対に禁止
すべきや、之を禁止すべきものとせば其取締方法

答 一、給水用器に感電の恐あり故に禁止する方可なるべし (宇部市、室蘭市、鳥取市、目黒町、
大牟田市、京城府、尾道市、福岡市、福島市、山形市、宇都宮市、仙臺市、名古屋市、川崎

市田島町上水道組合)

一、今日の處該當せるものなし (水戸市、小倉市)

一、説明を聴取し賛否を決すべし (平町)

一、米國等に於ても「ラジオ」の地線を多くは水道栓に取付け居るものゝ如く當局者は之を認めて
居るものゝ如し (仁川府)

一、意見なし (佐賀市)

一、鉛管其他給水用具に電化作用を起すことなきや、あるとすれば全然禁ぜられたし (飯塚
町)

一、研究中 (堺市)

一、大正十二年十二月二十日逕信省令第九十八號放送無線電話規則に依れば放送無線電話装置に
對しては「アース」は專用のものを設備せしむることゝなるも聴取無線電話装置に對して瓦斯
管の如き引火の虞あるものゝ使用を禁ぜるのみにて水道管利用に對しては何等制限なく受信
空中線回路に流るゝ電流は極めて微弱にして増幅機の發達せる今日電流百萬分の一「アムペ
ア」もあれば充分強勢なる音を發生せしむることを得る實況なれば此微弱なる電流が水道
鐵管に對し影響を與ふるものとも考へられず從て禁止の必要なきものと認む (大阪市)

一、電氣的には差支なきものと認むるも禁止することに賛成 (郡山市)

一、經驗なし (熊本市)

(四三) 給水栓よりの漏水に對し通知を受け修繕するに至る迄需用者に於て止水栓に觸れず應急防禦の
方法なきや併て各市の取扱振承知したし (神戸市)

説明 「ケレツプ」の磨損により漏水のありたる場合通知を受けて修繕するに至るまで多大の時間
を要し此間多量の上水を流出せしむることあり、此の場合に需用者に於て應急防禦を施し得ば實

に双方の便益なる而已ならず上水を保有する經濟上の利益あり、之に付き應急防禦的手段を講究せられたることあらば其の手段方法

答 一、本問題に對し本市は給水栓に別に止水栓を取付くべき計畫なるも未だ實施に至らず (室蘭市)

一、需用者が止水栓に觸るゝは取締上に於て免角支障を生じ易く、故に通知を受け急速出張修繕するより外なる可し (宇部市、松本市、小倉市、高砂町)

一、良法なし、本市は通知を受けた時は可成迅速修理せしむるも、若し著しく漏水して應急修理不可能の時は需用者の承認を経て一時止水栓を閉鎖し居れり (鳥取市、京城府、山形市、名古屋市)

一、止水栓に觸れずしての應急手當あるを知らず、甚しき漏水に對しては需用者に於て止水栓により一時止水するは止むを得ざるものとせり (大牟田市)

一、特記すべきものなし (水戸市)

一、未だ適當の方法發見せず (尾道市、仁川府、宇都宮市、川崎市田島町上水道組合)

一、説明を聴取し賛否を決すべし (平町)

一、本市にありては普通の家屋には止水栓のみにて別に裝置せざるも需用者の要求又は給水設備の大なるものは止水栓の先き又は給水區の一部に「ストップバルブ」を取付此れを需用家に閉せしむる様にすること (福岡市)

一、考究中なるも良策なき爲め漏水の儘放置し置く有様なり (福島市)

一、蝶形水上取付は如何、當市は常に故障の起り易き虞ある個所に裝置せり (仙臺市)

一、經驗なし (佐賀市)

一、布又は繩等を以て給水栓を掃付くる方法を採りつゝあり、之等は最も單純なる附禦に過ぎざる

も費用を要せずして一時的防禦の方法としては他に良策なからんか (堺市)

一、上部を強壓し緊縛し置くを通例とせり (大阪市)

一、鉛管は之を打潰し通水を遮断するも他は適當なる方法なし (郡山市)

一、室内止水栓(ハンドル付)を各戸に取付け置けば便利ならんも給水管引込の複雑なる特別裝置以外に取付けず從て修繕職工の急派に極力努めつゝあり (熊本市)

一、屋内、屋外適當の場所にハンドル付止水栓を設置し漏水の場合之を閉止することとせば便なるも右は費用の點もありて實行困難なり (臺灣總督府)

(四四) 乙が甲の設備に係る給水管より承諾を得て更に給水管の延長若くは分岐をなし給水を受けつゝありたる際、甲が給水の廢止並に給水管の撤去を要求したる場合乙の給水に支障なき様處する各市の取扱方法承知したし (神戸市)

(説明) 乙が甲の給水管よりするか若くは甲の土地(使用地)を通過するにあらざれば給水管を設置することを得ざる場合に、甲が給水の廢止並に給水管の撤去を申出でたる際、市は乙の給水に支障を來すの故を以て之を拒むことを得ず是を以て本市の條例に於ては此場合に甲は五日以内に乙に通知するの責務を負はしめ乙は此五日間に何等かの手續を爲さざる時は給水を廢止したるものと看做すとの規定を設けたり、然るに乙は給水の廢止は困惑ありさればとて他に適當の方法なきを以て如何ともする能はず、斯かる場合に各市の爲に如何なる處置を執らるゝや實況承りたし

一、經驗なし (小倉市、米子町)

一、廢止の場合は甲の了解を得て分岐點の止水栓の設置をなす、給水管の撤去の場合は必要の部分を甲より乙に譲渡せしめ所要の加工を爲し乙の給水上支障なき部分を撤去す (水戸市、大牟田市、松本市、南滿洲鐵道株式會社)

一、本問題提出者神戸市使用條例第二十四條と本町使用條例第二十條と殆ど同意味に付本町は之

に依り處理するものとす (目黒町)

- 一、甲が給水廢止並に水管撤去を要求したる場合は乙の給水に支障なき程度を慮り、即ち分岐點まで之れを撤去し乙の給水に支障なき様なし居れり、若し甲に於て全部撤去を要求したるときは甲乙兩者間と交渉せしめ水管の位置變更をなさしめ給水の便を計り居れり (鳥取市)
- 一、斯の如き場合は先づ甲乙をして協定せしむ、若し其の協定にして纏まらざれば乙をして給水管の新設を爲さしむるの外なしと認む (宇部市、佐賀市、仙臺市、仁川府)
- 一、給水條例第二十八條拔萃、本管所有者給水管の位置を變更し又は之を撤去せんとするときは五日以前に支管所有者に通知すべし、此場合に於て支管所有者相當の手續を爲さざるときは給水を廢止したるものと看做す (宇和島市、尾道市)
- 一、本栓が撤去申請の場合支栓者は給水管の讓受又は賣買の手續を要求し若し應ぜざるときは本栓者の要求の通り撤去す故に此場合斷水は免れず (室蘭市)
- 一、條例に他人の給水管より分岐引用せむとする者は請求書に本管所有者の承諾書を添付すべし本管所有者給水用具の移轉又は撤去を爲さむとするときは豫め分岐引用者に通知すべし、此の場合に於て分岐引用者より七日以内に其の裝置の改造又は本管取得の手續を爲さざるときは給水の使用を廢止したるものと看做す (京城府、釜山府)
- 一、本案に對しては左の條文に依り處理し居れり、條例第十八條他人の給水管より支栓を分設せんとする時は本管所有者並に使用者若くは保管者の承認を得町長に請求すべし、本管所有者に於て給水廢止、停止若くは本管撤去を爲さんとする時は支管引用者に通知すべし、此場合に於ける支管引用者は本管取得の手續を爲さざる時は給水使用を廢止したるものと看做す右條文に基き廢止又は撤去請求に連署せしむるか若くは通知したることを明かにする書面を徴し其請求を處理す (平町、鹿兒島市)



- 一、此の問題は各市各町に起る事と察するが、當町としては給水管の分岐は各當事者間の協定の上工事施行するものにして町の責任にあらざるを以て、假に撤去を要求したる場合ありとせば各當事者間の協定の更上更に申込を請求して工事をなす (高砂町)
- 一、未だ本問の如き實例なきも將來起るべき問題なりと存じ考究中に屬す、尤も甲の設備より分岐又は延長する場合は甲乙間の協議により乙に於て幾分の費用を負担しある模様なり、依て甲に於て乙を顧みず給水管の撤去を要求することは實際上なかるべしと雖も、若し實現の場合乙を保護する意味に於て甲乙間を測定する外なかるべし (山形市)
- 一、本件の如き場合は乙に對し直に配管接續の手續を爲さしむ (福井市)
- 一、本管撤去を拒否するの權能なきに依り本問の如き場合は乙に對し配水管を直接給水に變更手續きをなさしむ (宇都宮市)
- 一、意見なし (福島市)
- 一、本組合に於ては取扱なく何とか取る可き處置なからんと目下考慮中なり (川崎市田島町上水道組合)
- 一、乙が甲の承認を受け給水管を分岐使用せる場合甲が給水廢止したるときは乙に於て別線を引込ましむる方法を探らしめつゝあり、但乙が其の工事の要求をなさざるときは同水栓は當然廢止せるものと看做せり (堺市)
- 一、問題の如き場合にありては乙に於て給水上支障なき程度に甲所有の給水裝置の所有權を取得するか、又は甲が本管の撤去又は廢止を爲すも乙に於て給水に支障なき程度に給水裝置の改造を爲さしむ (名古屋市)
- 一、廢止は各給水栓には止水栓前柱の傍にあるを以て之より撤去の場合は甲乙協議の上之を定む (函館市)

- 一、甲乙相互に協議せしめ本線に當る給水管を買収又は譲渡せしめて給水に支障なからしむ而して其協議成立するならば給水管の撤去工事を留保するものとす (大阪市)
- 一、本栓所有者に於て給水装置を撤去したる場合は本市水道給水條例に基き分岐引用者は其給水使用を廢止したるものと看做し處理しつゝあり (郡山市)
- 一、本管所有者が給水の廢止又は撤去をなす場合には豫め分岐給水使用者に通知し分岐給水使用者が本管取得の手續をなさざる時は給水を廢止したるものと看做すことになり居れども未だ是等當該事項なし (熊本市)
- 一、装置の廢止、管の撤去前乙者に對し一應通知し更に設備の方法を講ぜしむることに實行し居れり (臺北市)

(四五)

答

- 一、鐵筋コンクリート給水栓柱を使用したる所あらば其の成績承り度し (關東廳)
- 一、最近多少使用せるに成績良好なり (神戸市)
- 一、鐵筋コンクリート給水柱は廣島コンクリート工作所及中國コンクリート會社製品を使用せるに中部管と外體「コンクリート」との固着良好なる爲め在來の鉛管被覆式柱の如く「シヨック」の爲めの中部管震動及振切等なく、猶廣島コンクリート工作所製品は保溫装置を施せるに依り冬期氷結を防ぐに効果あり、又木柱の如く腐蝕及垢の爲め變色等なく採用日淺けれ共成績良好の見込なり (小倉市)
- 一、使用せず (水戸市、福井市、堺市、函館市、室蘭市、宇都宮市、名古屋市、大阪市、郡山市)
- 一、鐵筋コンクリート給水栓柱の中國コンクリート工業所、廣島コンクリート工業所、東京友田商店製の三種に就て其の構造何れも大同小異にして本町に於て使用後日尙淺くして充分の成績を驗する能はざるも未だ柱内にて凍結したる事なく、大體に於て木柱に比し重量約一貫匁

程多く從て取扱に多少の缺點あるも施行は遙に簡單なり (目黒町)

- 一、普通なり (松本市)
- 一、本市に於て試験的に使用中の處其の結果良好且つ工費も僅少の差額にて永久不朽のものにつき一般に該品を希望せられ、故に目下同品のみを使用す、然して同種類の製品幾多あるも水壓、耐壓、構造等を試験し廣島市中國コンクリート工業所製作品を採用しつゝあり (宇部市)
- 一、本市は専用栓及私設共用栓全部杉江式廣島混泥土柱を使用し居れり成績良好なり、同柱に四隅筋金を入れたるものあれども筋金無き方よろし (宇和島市)
- 一、使用後日尙淺くして成績判明せざるも木柱に比し體裁に於て良と認む (尾道市)
- 一、鐵筋コンクリート給水栓柱最近使用せり、使用後日淺く成績として可否を決するの域に達せざるも價格低廉なるを以て經濟なり、又成績も良好なるべしと思料し居れり (平町、川崎市田島町上水道組合)
- 一、目下試験中に屬す (高砂町、米子町)
- 一、木柱よりも耐久力大なり鉛管仕込の必要なき故價格低廉なり (福岡市)
- 一、最初鐵筋コンクリート給水栓柱を使用したるも柱内の鉛管破裂又は故障の場合に於て其の修繕等困難なる爲木柱に改めたり (山形市)
- 一、明治四十年給水開始當初より佐野式コンクリート給水栓柱を使用し來りたるも大なる缺點を認めず (佐世保市)
- 一、大正十三年度頃より一部分使用せり、今日迄の成績は良好にして設備請求者の歡迎せるもの多し (佐賀市)
- 一、凍結の爲め鉛管破裂する時は同時に柱に龜裂を生じ又は折損する等成績良好ならず (福島

市)

- 一、大正十四年度より全部混凝土に改正したり腐朽の虞なきと外觀宜しきを以て一般に評判宜し然し成績を發表するに至らず (鹿兒島市)
- 一、鐵筋コンクリート給水栓柱は凍結の際焚火及熱湯を用ゆる爲凍結時期に於て破損多く耐久力なし、現在に於ては全部木栓を使用しつゝあり (仁川府)
- 一、創設後日向淺きを以て耐久力其他に就ては調査しがたきも價格に於ては略木製給水栓柱と同格にして取付の容易なる點及木製給水栓柱に比して腐蝕の憂ひ少し、然し給水栓捻子込口の螺子に損傷を來す場合は栓全體の取付を要する點に於て不經濟とす (飯塚町)
- 一、杉江式及前濱式鐵筋コンクリート給水栓柱を使用しつゝあり木栓と比較するに價格殆んど大差なく尙體裁優美且つ腐朽せざる感を一般需要者に與へる爲か目下需要の八割以上を充しつゝある狀況なれども其の構造に就ては尙改良の餘地あり (熊本市)

(四六)

答

- 一、量水器の防寒装置につき各地の保護方法並其の成績承り度し (關東廳)
- 一、量水器地表面以下二尺以下に据付冬期は藁を詰込防寒装置し異狀なし、但し室内は其儘とす (室蘭市)
- 一、實例なし (宇部市、水戸市、福井市、川崎市田島町上水道組合、小倉市、尾道市、米子町、福岡市、仙臺市、宇都宮市、福島市、山形市、佐賀市、堺市、名古屋市、大阪市、熊本市)
- 一、切藁を使用す (函館市)
- 一、人孔を深くし中蓋を入れ或は藁にて覆ふ(南滿洲鐵道株式會社)
- 一、地下一尺に装置し鑄鐵製臺函を設く別に支障なし (新潟市)
- 一、量水器土留として鐵筋コンクリート管二個(上部一尺二寸下部一尺五寸)とし木製中蓋を以て保温用とす、量水器は給水管(深四尺五寸乃至五尺)より曲管を用ひ地盤下二尺の處に設く、

而して量水器の下方に徑五寸長二尺の土管を埋め周圍に栗石を填充し何れも地温を利用す、嚴寒の候は木蓋上に靱殻入袋又は「藁フロン」を置き蓋の下部に藁を入れることとす、其成績良好なり、地表は鐵製蓋を据付けり (京城府)

一、量水器防寒装置としては中蓋及上蓋を設置しあるのみにして凍結時期に於ても大なる影響なし (仁川府)

(四七)

答

- 一、特に防寒装置をなさず嚴寒中破損の虞ある所は冬季中取外置きつゝあり (郡山市)
- 一、水道用地の内空地の利用方法に於て各地の施設振承りたし (名古屋市)
- 一、利用し居らず (室蘭市、宇部市、水戸市、尾道市、仁川府、福島市、佐賀市、川崎市田島町上水道組合)
- 一、一部貸付 (函館市)
- 一、地盤保護及風致上植樹をなす (松本市)
- 一、水源周圍の空地は水源涵養の爲め造林を爲す其他利用せしものなし (小倉市)
- 一、利用する程度の空地を有せず (大牟田市、宇都宮市)
- 一、水源及淨水池附近空地には相當樹木を植林せり、送水線等の空地は鐵管置場を除き民間に拂下げを爲す豫定なるも本市は送水管の増設急なるものあり、其等完了迄は現存せしめ相當料金を徴收して貸與せる箇所あり (福岡市)
- 一、目下考究中 (山形市、堺市)
- 一、附近住民に代表者を定め試験的に耕作せしむ (福井市)
- 一、淨水諸池に支障なき限り植樹、花園等に使用せり (大阪市)
- 一、詳細なる説明を承知したし (郡山市)
- 一、水源池又は配水池の空地は事業に差支なき範圍に於て庭園的の施設を爲し居れり (熊本市)

一、苗木の試植も可ならん (臺灣總督府)

(四八) 特別會計を以て水道を經營せらるゝ市又は町に於て毎會計年度の損益計算書を作成し投下資本に對する収益歩合を明瞭ならしむる制度を設定せらるゝ向あらば其の内容承りたし (名古屋市)

答 一、設定されるものなし (室蘭市、仙臺市、宇部市、松本市、佐賀市、水戸市、尾道市、仁川府、大牟田市、福島市、宇都宮市)

一、設定なきも大正十四年度に於て損益計算書を作成せり將來作成するの積りなり (小倉市)

一、本市も提案に對し大に其必要を感じ居れり内容に付詳細承り度意志を有す (福岡市)

一、損益計算書を作成せしことなきも毎年度の豫算又は決算に於て大體の収益歩合を知ることを得 (山形市)

一、當組合には其制限なし、特別會計を以て水道經營する以上損益計算書の作製は収益歩合を明瞭ならしむるものにして何とか當該制度を設定す可く考慮中なり (川崎市田島町上水道組合)

一、本市は之等制度の設けなきも各事業別に歳出豫算を計上し歳入出の收支歩合を知るに便ならしむるの法を採れり (堺市)

一、制度として定めたるものなきも毎年度參考として計算せり而して投下資本は創設工費、擴張工費及毎年度鐵管増設工費等の累計なり (大阪市)

一、當市は特別會計にあらず且つ損益計算書作成したることなし (郡山市)

一、通水後日淺きを以て其の運に至らざるも先進都市の成績承りたし (熊本市)

(四九) 量水器の毎時に於ける最大最小排出量及誤差に對する標準を定むるの必要なきや (名古屋市)

答 一、最大、最小、流量及誤差の範圍は各市區々なれども大同小異にして標準を一定せざるも差支なし、若し一定するとせば其範圍相當考慮を要するならん (神戸市)

一、本問題に就ての説明を承りたし (小倉市、佐賀市)

一、一定の標準を定むる必要ありと認む (秋田市、堺市、水戸市、川崎市田島町上水道組合、鳥取市、函館市、長崎市、南滿洲鐵道株式會社)

一、排出量は水壓如何に依り相違あるもの故其の標準を定むるも詮なきことならん、量水器の誤差に對する標準を定むるは可なりと信ず (目黒町)

一、一定の標準を定めたし (宇部市、濱松市、平町、福岡市)

一、量水器の最大、最小、排出量を定むるは可なるも其誤差に對する標準を定むるは度量衡規定に於ける百分の五とあるを以て定むるの必要なしと思料す (室蘭市)

一、本市に於ては既に標準を定め購入しつゝあるを以て之に異なる標準は將來區々となり取扱上繁雜を來すものと認めらる(誤差は百分の二迄とす) (尾道市)

一、本市は誤差百分の三以内と規定す、其標準一定は便宜多きを信ずるに依り賛成 (宇都宮市)

一、之は大體決定しある様存ずるも尙明細に研究するときは水壓の關係等にて各都市同一の標準を定め得べきや疑問とす (仙臺市)

一、量水器誤差に對する標準を定むる必要あり (仁川府)

一、意見なし (福島市)

一、量水器製造の能率を高め安價に購入する上に於ては標準一定を希望するも本問題以上に必要ある量水器の取付口、捻子部、量水器の長さ、高さ幅等型式に於ても未だ一定し得られざる今日なるを以て本問題の實行は困難なるべし (大阪市)

一、標準を定むることに賛成 (郡山市)

一、適當なる標準の一定を希望す (熊本市)

一、最大及最少の標準を定むる必要ありと認む、當市は之が誤差の標準を百分の三以内とす

(臺北市)

(五〇)

制水瓣、排氣瓣の規格を定むるの必要なきや (名古屋市)

答

一、制水瓣の規格は昨年の上水協議會に於て工學會に之が撰定方を囑託することに議決あり排氣瓣も亦之に倣ふべきか (神戸市、室蘭市)

一、賛成 (小倉市、仙臺市)

一、必要ありと認む (鳥取市、函館市、尾道市、福岡市、長崎市、堺市、水戸市、南滿洲鐵道株式會社、宇部市、京城府、佐賀市、川崎市田島町上水道組合、大阪市、郡山市、臺灣總督府)

一、制水瓣は米突制の鐵管類新規格の中に制定せられ居るも詳細ならざるに依り排氣瓣と共に詳細の寸法規定し度 (濱松市)

一、制定せられたし (飯塚町、仁川府、平町)

一、既に鐵管規格を定めし以上本問の如き附屬具は當然規格を定むるの要ありとす (宇都宮市)

一、意見なし (福島市)

一、適當なる規格の調査を望む (熊本市)

(五一)

貯水池に發生する藻類の濾過池に及ぼす影響並其の處理方法承りたし (東京市)

答

一、實驗なし (尾道市、室蘭市、南滿洲鐵道株式會社、川崎市田島町上水道組合、宇都宮市、米子町、大牟田市、水戸市、仙臺市、佐賀市、山形市、仁川府、福島市、大阪市、熊本市)

一、本題は題意より推せば「濾過池水質關係の問題ならば其範圍廣汎にして殆んど總ての検査條件に影響するものなるを以て輒く此處に述ぶる事不可能にして又此影響こそ殆ど濾過効力に等しきものなればなり」目下研究中なり、源水豊富の場合には溢水管の手段により自然的に之を排水溝に導く (福岡市)

一、濾過障害は固より水質にも影響あり充分考究する要あり (長崎市)

一、(六三)問及(七六)問と合併審議を望む (鳥取市)

一、貯水池發生の藻類濾過池に流入せしむれば濾床に附着し濾過能力著しく減ずるに付本市に於ては濾過池引入前第一量水池に於て金網にて採取す (小倉市)

一、研究中 (堺市)

一、本市は貯水池を有せざるも藻類は濾過池に流入しつゝあり、但し之に依る影響を未だ認めず (名古屋市)

一、濾過速度に至大の關係あるのみならず濾床搔取に際し時日を置くに於ては特有の臭味を發生し後日淨水に影響をもたらすものと認む、處理方法として其特有の發生狀態を考究し適當の時日を以て再々濾床手入する外なからん (郡山市)

(五二)

水道使用料の徴收を集金制に依り實施の向あらば其の成績等實況承りたし (福井市)

答

一、未だ實施せず (尾道市、米子町、佐世保市、宇部市、南滿洲鐵道株式會社、宇都宮市、山形市、福島市、松本市、水戸市、仁川府、川崎市田島町上水道組合、佐賀市、大牟田市、名古屋市、大阪市、熊本市、郡山市)

一、給水開始(大正十二年)後同十三年度集金制を施行し十四年度より告知書納付式に改めたり、集金制も一利一害あれ共成績は概して滞納缺損の尠なかりし點に於て良好なりしを認む (仙臺市)

一、本市に於ては從來水道使用料の滞納者多く之が整理に頗る困難を感じたるを以て、本年度より集金事務員四人(男一人女三人給料月額合計百二十圓)を設置し、毎月給水使用者宅に派遣し使用料及工事費月賦金等を集金せしめつゝありて設置以來殆ど皆納の好成绩を挙げつゝあり、加ふるに一面に於て料金算定標準の調査及給水に關し水道課と給水使用者間に於ける相

互の連絡を圖る上に於て頗る便宜を得つゝあり、参考として「集金事務員服務心得」及「水道使用料及給水工事費集金事務取扱手續」左の如し（高知市）

水道集金事務員服務心得（大正十五年三月十八日）

第一條 集金事務員は収入役及水道課長の指揮命令を受け左の事務を掌る

一、水道使用料及水道給水工事費の集金 二、給水に關し市役所と給水使用者間に於ける注意、指示、希望、願届等の相互傳達 三、水道使用料算定標準の調査

第二條 集金事務員は忠實職務に勉勵し市民に接するには努めて温和篤實を旨とすべし

第三條 集金事務員は受持區域内に於ける集金期月に屬する使用料及給水工事費を集金し其月末日迄に完了すべし、但し止を得ざる事由ある者は翌月十日迄に集金することを得

第四條 前條但書期日迄に集金を了する能はざる者は其の翌日領收證を役入役に返納すべし此の場合に於ては同一給水使用者宅に臨むこと三回以上に亘りたるものなることを要す

第五條 集金事務員は毎朝出勤の上前日中集金したる現金及之に關する領收證原符を収入役に引渡しを爲したる後収入役及水道課に就き外部に對する用務の打合を爲し外勤事務に服すべし

第六條 収入役は時々未納領收證の檢閲を行ふものとす

第七條 剩餘過渡、違算等に因る損失其の他の損害は渾て集金事務員の負擔とす

第八條 集金事務員の受持區域は豫め之を定むと雖も缺員其の他の事故あるときは収入役及水道課長に於て臨機之を變更し又は區域外の勤務を命ずることあるべし

第九條 集金事務員の勤務時間は一般市吏員の例に依る但し事務の都合に依り時間外勤務又は休日勤務を命ずることあるべし

第十條 集金事務員は本心得に定むるもの、外市吏員服務に關する規定を遵守すべし

附 則

第十一條 本則は大正十五年四月一日より施行す

水道使用料及給水工事費集金事務取扱手續（大正十五年四月一日）

第一條 水道課は毎月十五日迄に水道使用料は徴收原簿により給水工事費は即納又は月賦臺帳により集金票（第一號様式）を調製すべし

第二條 前條集金票は各種別に區分して其の金額を集計し調定額を算出し収入役に送付すべし収入役に於て前項集金票の送付を受けたるときは其の領收證に職印を押捺し水道使用料及給水工事費收納整理簿（第二號様式）に記入の上集金票を集金事務員に交付し收納及收納未済の顛末を明かにすべし

第三條 集金事務員は集金を爲したる翌日收納日計表（第三號様式）を作製し集金票原符を添へ現金と共に収入役に提出すべし

第四條 収入役は現金受領の上集金票原符を水道課に廻付す、水道課は其の原符により徴收原簿及給水工事費臺帳の整理を爲すべし

第五條 収入役は水道使用料及給水工事費未納者を取調べ水道課に通知すべし、水道課に於て前項通知を受けたるときは未納者に對し直に停水處分を爲すと共に督促狀發付の取扱を爲すべし（終）

一、本市は集金制を實施せざるも一部分は集金を爲すに非ざれば納金せしめ難きものあり

（二）集金制度は經費を要し實績舉らざるものと思考す（福岡市）

一、本町に於て集金制に依り水料を徴收しつゝあり（但大正十五年度より）従前に比し其の納入歩合よろし集金人と収入役とは保證制度とし、約一ヶ月の半額位の保證金を収入役に提出し置

き領收證に領收印を便宜捺捺し之を需要家に持参し納入者に對しては直に集金人持参の領收證を交付す需要家は本制度採用につき非常に便宜となり喜びつあり (谷村町)

一、水道使用料未納の場合は何回にても完納迄督促し居るを以て年度内には必ず完納す (高砂町)

一、實驗せしことなきも本問題は協議會に於て研究を希望す (室蘭市)

一、納附期日迄に納付せざる向に對し督促し委託的に集金することあるも未だ集金制に至らず從て其成績を確むること能はず (函館市)

一、集金制にあらざるも外勤者二名を置き督促せしめ居れり成績良好なり (小倉市)

一、告知書に依れり (堺市)

一、給水設備後用具破損の場合市費負擔を適當とする期間各地の實況承りたし (福井市)

一、當町給水條例第二十六條「新ニ給水装置ヲ爲シタル後二箇月以内ニ故障アルヲ發見シタル時ハ使用者ノ故意又ハ過失ニ依ルモノ、外本町ノ費用ヲ以テ之ヲ修理ス」以上の條項に依り修理しつゝあり別に不都合を認めず (飯塚町、京城府、宇都宮市、宇部市、仁川府、佐賀市、福島市、甲府市、松本市、釜山府)

一、給水設備後六箇月以内の自然破損は市費を以て施行せり (神戸市、奈良市、尾道市、和歌山市)

一、市は設備後三箇月以内を限度とし而も給水請求者の責に歸すべからざる事由に依る破損の場合に限り市費を以て修繕を實施す、本取扱は本市水道創設以來繼續し居れるも格別支障を來さず (名古屋市、鳥取市、南滿洲鐵道株式會社、長野市、鹿兒島市、宇和島市、福山市、長崎市、佐世保市、山形市、仙臺市、平町)

一、給水開始の日より九十日以内を適當と認め實施しつゝあり、但し市に於て工事を施行せざるものは市費負擔を認めず (高知市)

一、本市は設備後三箇月以内と爲せり、但し小額修繕(二十六錢以下)及自然破損は三箇月後と雖も市費負擔にて修繕を爲す (福岡市)

一、工事後落成後六箇月以内小破修繕に限り町の負擔とせり (米子町)

一、設備一箇年以内の破損は町の負擔とするものとせるも、往々不注意に依り破損せしむることあり、之等は實費を徴收す (高砂町)

一、別に規定を設けざるも内規として一箇月を限度とす、但し一箇月以内と雖も其破損の原因が使用者側にありと認むるときは之を徴收し一ヶ月以上と雖も本市の施工不備と認めたる場合は市費負擔とせり (室蘭市)

一、破損の原因により町費を以て負擔する期間を一箇月とせり (目黒町)

一、給水用具の欠陥ありたるものに限り交換することあるべし (秋田市)

一、別に定めたる規定とはなく短時日の間に破損の状態に依り取扱ひ居れり (大牟田市)

一、破損の原因を調査し適當の處置を爲す (小倉市、水戸市)

一、本組合條例に於ては變更又は故意若くは不注意に基因せざる限り給水装置工事後落成後九十日以内の破損修理費は本組合に於て負擔することに規定せり (川崎市田島町上水道組合)

一、市の設備したる材料にして其の瑕疵に原因するものは施設の日より三箇月以内に限り無償にて修繕しつゝあり (堺市)

一、期間を定めたることなし (大阪市)

一、期間を定めず破損の状況により市費負擔と請求者負擔とを區別しつゝあり (郡山市)

一、市の施工したる給水設備の瑕疵に因る損壞は工事後竣工の日より三ヶ月以内に發生したる時に限り市費を以て補修す (熊本市)

(五四)

一、給水設備後一ヶ月以内に於て用具の不良設備の粗漏等に基因し破損したるものと認めたる場合は市費を以て修覆するも其他は使用者の負擔とす (臺北、高雄市)

給水設備不用に歸し市に買上ぐる場合之が價格決定標準各地の取扱振り承りたし (福井市)

一、市に於て買上げたる事實なし (尾道市、小倉市、水戸市、仁川府、大牟田市、米子町、臺灣總督府)

一、給水設備材料買收價格表 (宇都宮市)

品名	標準				準
	一箇年未滿	二箇年未滿	三箇年未滿	四箇年未滿	
給水栓類	原價の一割減	原價の二割減	原價の三割減	原價の四割減	原價の五割減
鉛管	同	同	同	同	同
鐵蓋類	同	同	同	同	同
鐵柱共用栓	同	同	同	同	同
鐵管類	同	同	同	同	同
消火栓類	同	同	同	同	同
白蠟	鉛管鐵管及栓類に接合附帶しあるもの限り買收價格を算入せず市の所得とす				

水栓柱類

壹箇年未滿にして何等腐蝕なく形狀異にせざるものにして長さ五尺以上の使用に足るもの限り据置當時實施價格の參割減或は該當年度單價の五割以上の遞減に依り買收することあるべし

- 一、取付使用後經過二箇年以内のもの時價百分の八十、六年以内のもの百分の七十、同十箇年以内のもの百分の六十、同十箇年以上のもの百分の五十 (仙臺市)
- 一、九州上水主任協議會に於て決定したるものあり福岡市へ御尋ねありたし (飯塚町、佐世保市)
- 一、高知市水道不用給水裝置材料買收内規(大正十五年六月廿六日 總達第十一號)
 - 第一條 本内規に依り買收する不用給水裝置材料は市に於て布設せるもの及市の材料検査並に竣功検査に合格せるものに限る
 - 第二條 不用給水裝置材料は買收の際市に於て施行する検査並に水壓試験に合格したるものたるべし、但し瓦斯管及木製給水用具は買收を拒絶することあるべし
 - 第三條 買收價格は買收の時に於ける徵收單價を基として次の減率に依る、但し著しき損傷あるものは其の都度之を定む、布設後二年以内のもの 二割五分減 布設後四年以内のもの 三割減 布設後七年以内のもの 三割五分減 布設後十年以内のもの 四割五分減 布設後十年以上のもの 五割五分減 (高知市)
- 一、一年未滿は一割五分 三年未滿は二割五分 三年以上五割、設備當時の原價より引き買上ぐる本春九州上水主任協議會を福岡市に於て開催の際統一することに決議 (福岡市、佐賀市)
- 一、給水設備の爲使用したるものは市に於て買上げざる方針なり (山形市、宇部市、鳥取市)
- 一、經過二年以内時價十分の八以内、經過五年以内時價十分の七以内、經過五年以上時價十分の五以内 (福島市)

- 一、價格は撤去當時を標準とし損傷の程度を調査して決定す (高砂町)
- 一、市は撤去材料を調査し之れを評價の上買上を爲す (室蘭市、和歌山市)
- 一、鉛管は重量にて時價の約半額とし其他のものは買戻せず (宇和島市)
- 一、給水装置各部分の單價を定め經過年數一箇年毎に査定價格の百分の五を差引き買取る、右價格に準じ難きものは適宜之を定む、但し各部分品は再用し得るものに限り (南滿洲鐵道株式會社)

給水工用材料買戻規定 (一)買戻す給水材料は本市に於て設備したる鉛管及水栓類に限る但し水栓類にして再使用し能はざるものは買戻を爲さず (一)買戻す材料は工事落成後左記標準率に基き其の價格を認定し工事精算額より控除す、若し精算額を超過する場合は別に定むる物品購買規定に據り取り扱ふものとす

買戻標準率

- 一、鉛管 (甲)一本の長さ十米突以上にして内外面共損傷なく再使用に適するもの、時價の七割五分 (乙)一本の長さ二米突以上十米突未満のものにして内外面共損傷なく再使用に適するもの、時價の六割五分 (丙)一本の長さ二米突未満のもの又は損傷あるもの、時價の五割五分
- 二、水栓類 (甲)使用五箇年未満にして損傷なく再使用に適するもの、時價の六割 (乙)使用五箇年以上にして損傷なく再使用し得るもの、時價の五割
時價は本市に於て最近購入せし價格とし單位は鉛管の場合は重量封度を用ひ水栓類は個數とす(大正十四年九月十七日より施行す) (若松市)
- 一、經過年數に依り等差を附す (松本市)
- 一、大破なき限り左の價格を以て買戻すものとす、(一)布設後一箇年以内のもの 原價二割引 (一)

布設後三箇年以内のもの 原價の二割引五分 (一)布設後五箇年以内のもの 原價の三割引
布設後五箇年以上のものとは雖使用に堪ゆると認むる時は購入することあるべし、其の價格は其都度之を定む、支柱其他の木造部分及土管(オントラソ)の代價は計算せず (秋田市)

一、給水設備不用に歸したる場合に於て鉛管のみ相當時價を以て買上ぐ但し希望者なし (神戸市)

一、斯る場合には年限經過に應じ相當割引して買上たる事ありしも今は絶對に買上の事實なし (川崎市田島町上水道組合)

- 一、買上の標準中 鉛管二箇年以内 三割五分引(賣價に對し) 二箇年以上 五箇年以内 四割五分引(賣價に對し) 五箇年以上 五割五分引(賣價に對し) 十箇年以上 七割引(賣價に對し) (堺市)
- 一、市は豫め不用材料の検査を爲し、合格品に限り使用年限等を參酌し時價五割以内の歩引を以て之か買上を爲す (名古屋市)
- 一、時價を參酌し其の時々決定せり但し買收は鉛管に限るものとす (大阪市)
- 一、再度使用し得る材料のみを取付當時の價格に對し後記割合により買上つゝあり但し撤去費用は所有者の負擔とす

取付後	滿壹ヶ年迄	壹割減
	參ヶ年迄	壹割貳分減
	五ヶ年迄	壹割五分減
	十ヶ年迄	貳割減
	十ヶ年以上	參割五分乃至五割減

(郡山市)

一、修理及手入を施し再度使用に堪ゆると認めたるものに限り相當の割引を以て買上げつゝあり其の價格は實物に付て決定し居るも本市は布設後日淺きを以て大體に於て鉛管は二割引、栓

類は二割乃至五割引見當なり (熊本市)

(五五)

單線架空式電氣鐵道の軌條と交叉して水道鐵管を埋設する場合に電流の分解作用を防ぎ得る尤も經濟的にして且つ簡易なる絶縁装置の方法あらば承りたし (長野市)

答

一、實例なし (尾道市、宇都宮市、仙臺市、水戸市、山形市、佐世保市、室蘭市、南滿洲鐵道株式會社、仁川府、佐賀市、宇和島市、郡山市)

一、(三一)問と併議 (福岡市)

一、研究中 (米子町)

一、本市に於て同意味の問題提出し置けり (福島市)

一、本町にては鐵管と軌條とを鐵線によりて接続し一の導體として電流の分解作用を防止す、取付前最高箇所十二ボルト位感電せし箇所接続後は〇ボルト又は一ボルト位に減じたり (谷村町)

一、御要求の條件に適合し得ざらんも單線架空式電氣鐵道と交叉布設せし水道鐵管に對しては總て混凝土造暗渠を築設し鐵管を保護し厚三寸の「アスファルト」「モルタル」を以て鐵管の全面を完全に被覆暗渠内には細砂を填充したり (福井市)

一、「ピッチ」の被覆をなす (小倉市)

一、(三一)問參照 (鹿児島市、川崎市田島町上水道組合、名古屋市)

一、軌道下の鐵管は「アスファルト」の溶解液に細砂を混合せるものを塗布せり(三一)問回答參照 (堺市)

一、「ヘツチャンクローズ」に「アスファルト」を浸潤せしめたる「シート」巻を三重乃至五重とし巻立の際より密著せしむる爲め「アスファルト」を厚き適當に塗布し巻立後更に塗上げ仕上げをなすの方法を實行せり (大阪市)

一、單線架空式電氣鐵道の軌條と交叉して水道鐵管を埋設せしは幹線四ヶ所支線四十四ヶ所に於て全部鐵筋コンクリート暗渠中を通過せしめ其の兩端は軌條と鐵管の間隔六尺以上となる様施設せり (熊本市)

一、第三十一問と同一「アスファルト」にて鐵管を巻く (玉川水道株式會社)

(五六) 唧筒力に依り送水しつゝある管内の水が衝撃を起し量水器の指針を空ら回轉爲す場合はれを防止なす方法承り度し (横須賀市)

答

一、意見なし (福島市、佐賀市、山形市、尾道市、大牟田市、宇都宮市、室蘭市、小倉市、仁川府、宇部市、堺市)

一、研究中 (米子町)

一、全部の量水器に逆止瓣を取付くることは經濟上不可能なるべく、本市としては未だ其經驗を有せざるも唧筒直送式の水道は特に考究の必要あるものとして本問題の研究賛成 (福岡市)

一、當市は給水區域全部自然流下配水にして問題の如き事實は無きも尙實際問題の説明を承はらざれば御主旨を諒解するを得ず (仙臺市)

一、「チエックバルブ」を裝置する如きは一の方法ならざるか (神戸市、京都市)

一、市は濾過池より配水池に對して揚水の爲め唧筒を使用するも配水池より市内に配水の場合は自然流下の方法に依るを以て管内水衝作用に依り量水器指針の空回轉を爲すが如き場合を認めず (名古屋市)

一、事實なし (大阪市、熊本市)

一、當市は一部唧筒により送水しつゝあるも直接配水管に送水せざるを以て右様の事故を認めず (郡山市)

(五七)

無料貸與の量水器が修理を要したる場合其費用を徴收せられつゝ有る市の費用割合を承り度し

(横須賀市)

答

- 一、該當の事項なし (米子町、室蘭市、宇部市、福島市、仁川府、平町、熊本市)
- 一、當市は無料貸與をなしたることなきにより従て修理費を徴收したることなし (佐賀市)
- 一、總て有料を以て貸與しあり (山形市、福岡市、臺灣總督府)
- 一、徴收せず (宇都宮市、函館市、南滿洲鐵道株式會社、新潟市、大牟田市)
- 一、修理を要する原因が故意又は不注意なるときは修理費用全部徴收す、自然破損の場合は全部市費負擔とす (尾道市、佐世保市、京城府、若松市、堺市、名古屋市)
- 一、無料貸與の量水器なし、但し私有量水器を修繕したる時は其費用を徴收す (鳥取市)
- 一、量水器が市の所有なるときは修繕費は市の負擔とし徴收せざるも故意又は過失等の破損は修繕料の實費を徴收す (小倉市)
- 一、本組合に於ては専用栓の量水器無料貸與を爲さず、只共用栓に限り無料貸與とし修理の費用は之を徴收せず (川崎市田島町上水道組合)
- 一、本市は無料にて量水器を貸與し給水装置所有者に保管せしむ修繕費は保管者の故意過失に依るもの、外全部市の負擔とす (大阪市)
- 一、修繕に要したる實費を徴收す (郡山市)

(五八)

神戸市、大阪市)

理由 上水道源水保護取締法制定に付内務大臣へ再建議の件 (東京市、横濱市、名古屋市、京都市、

したるも今尙實現を見るに至らず、甚だ遺憾とする所なり、然るに近時工業の發達に伴ひ上水道源水に供する河川に劇毒薬を含める工場廢水を吐出し、其の他尿尿等を放流するものを生し、水質を汚染惡化すること甚しく保健衛生上一日も等閑に附する能はざるを以て之か取締法制定は目

下の急務なりと認む、之再び本問題を提出したる所以なり

答

- 一、賛成 (高砂町、鹿兒島市、谷村町、福島市、山形市、堺市、福岡市、宇都宮市、尾道市、室蘭市、宇部市、小倉市、峰山町、元山府、南滿洲鐵道株式會社、函館市、名古屋市、佐賀市、長崎市、仙臺市、平町、仁川府、川崎市田島町上水道組合、郡山市)
- 一、賛成、仍整井に依る地下水及伏流水の利用する水源保護の併記を希望す (米子町)
- 一、本問題の理由を見るに主として河川湖沼等より引用する源水を保護せんとするもの、如きも近來整井を爲し、之を源水とする水道漸次多きを加ふるの傾向あるを以て源水井の附近に整井し減水を來すことなき様保護する必要あるものと認むるに依り、本問題の保護法規に地下水保護の條項を加へらるゝ様致度 (濱松市)
- 一、(二七)問と合併審議せられたし (鳥取市)

- 一、同意、水源池に存在する國有林伐採に際し充分其の影響を調査し施業案を樹つる様農林省に建議し度し (秋田市)
- 一、建議案賛成、速に實現せんことを望む (熊本市)

一、臺灣に於ても現在本問題に關する事故起り居りて源水保護取締法制定の必要を痛切に感じ居れり至急再建議をなし一日も早く實現されんことを希望して不止 (臺灣總督府)

(五九)

各地に於て使用せらるゝ鹽素滅菌機急速濾過機及濾過速度調制機の型式並に其の長所短所に就き經驗の結果を承り度し (大阪市)

答

- 一、京城、平壤、鐵道局水道の鹽素滅菌器は磯村商會納付のMSA形を使用し鐵道局水道の急速濾過機は米國ジュエルメカニカルフィルター會社製のジュエル式を用ひ居りたるも目下使用せず (京城府)
- 一、經驗なし (尾道市、飯塚町、山形市、佐賀市、福島市、室蘭市、宇部市、小倉市、宇都宮

市、郡山市、熊本市

一、當市鹽素滅菌機は磯村合名會社販賣のMSA型のみにして未だ他機との比較實驗なく又急速濾過機濾過速度調製機は設置せず、但引出口に堅立圓鏡管に目盛尺を取付け速度の加減を爲す (仙臺市)

一、本市は未だ鹽素滅菌機及急速濾過機の設備なし、濾過速度調製機は四角ノツチにして多少手数を要するも正確なりテレスコップブエヤーの如きは空氣を吸入し送水配水量に無理を生じ、自働的の装置は概して結果良好ならず (福岡市)

一、ラングフォード型を使用せり (函館市)

一、鹽素滅菌機、ワレーヌチルテチン會社製、濕式(MSA型)乾式最近新設せるものに付深き經驗なし、急速濾過機ヘル式壓力方式之に附屬する沈澱槽のみにては沈澱時間短く且つ重力式に比し少しく細菌效果低きか如し、パターンソン式最近新設せるものにして記録なし (南滿洲鐵道株式會社)

一、鹽素滅菌機は米國の「ワレーヌ、エンド、テアナン」會社の專賣に屬し上水用のものとす時々刻々變化あり取水送水に對し其の適量を注入することは今日迄の經驗上至難に屬せり (仁川府)

一、急速濾過機なし、鹽素滅菌機は經驗日淺し、濾過速度調製機は「グッキンフィールドジョンズ」型調製機を使用せるも取扱不便にして調製意の如くならず、良好なる成績を挙げ難し寧ろ水量調製は簡易なる矩形堰又三角堰に依る方法可なりと認む (川崎市田島町上水道組合)

一、研究中 (堺市)

一、市は獨逸「オルンスタイン」氏發明に係る鹽素殺菌機を購入せしも未だ使用を開始するに至らざれば之が成績に關しては未知數とす、但し價格の點に於て米國「テアナン」會社製MDA型

に比し廉價なるは事實なり (名古屋市)

一、當社水道に於て目下使用しつゝある鹽素殺菌機はワレーヌ、エンド、テアナン式なり (玉川水道株式會社)

(六〇)

先年來本會に於て可決し主務省へ建議せる事項何れも未だ實現を見るに至らず、是等は緊要の事項に屬す故に再提議を爲し之が促進を期せんとす (鳥取市)

答

一、贊成、(尾道市、宇都宮市、福岡市、米子町、山形市、堺市、長崎市、佐賀市、福島市、谷村町、福井市、鹿兒島市、小倉市、室蘭市、和歌山市、濱松市、宇部市、仙臺市、仁川府、南滿洲鐵道株式會社、峰山町、名古屋市、水戸市、川崎市田島上水道組合、大阪市、郡山市)

一、(二七)問と一括すること (平町)

(六一)

給水使用者の資格(何回以下共用栓)とせる家賃の査定方に就き各市の取扱振承りたし (鳥取市)

答

一、共用栓設置資格は家賃拾圓以下家屋建坪十五坪以下を共用栓とし夫以上は専用栓とす (高砂町)

一、(一)賃貸價格一ヶ月拾五圓以上の家屋に居住するもの、(二)直接國稅年額金拾五圓以上納むるもの、(三)家屋稅年額金拾五圓以上納むるもの、専用栓使用者

右以下のもの 共用栓使用 (鹿兒島市)

一、場所により一定せず附近民家の賃貸價格を參酌し之を定む (福井市)
一、賃貸價格一ヶ月拾五圓未満共用栓使用者とす、但し家賃は市長の認定に依る (福島市)
一、家賃の査定は事實調査に依る (米子町、佐賀市)
一、本市に於ては家屋稅を賦課し居れるにより是れが賃貸價格を標準となせり (佐世保市)
一、共用栓を使用する資格は家賃に依らず、縣稅戶數割の一戸平均額未満の者とせり、但し別に定むる營業者は平均額未満と雖共用栓使用の資格なきものとす (山形市)

- 一、本市は家賃の多寡に依らず、市税戸数割年額八圓未満共用栓使用資格、以上専用栓資格、但し専用栓は共用栓資格者と雖之を引用することを得（福岡市）
- 一、戸数割を標準として家賃に關せず、戸数割毎年賦課、一戸平均額以上を納付するものは共用栓を使用するも専用栓の使用料金を徴收す（飯塚町、小倉市）
- 一、當市は資格に家賃條件なし（仙臺市、郡山市、臺灣總督府）
- 一、本市は認定の形式を採れり（宇都宮市）
- 一、事實賃貸借のものは其の價格により自己所有のものは他の賃貸價格を標準として査定す（尾道市）
- 一、一般届出に依る、若し不當と認めたるときは調査せしめ特別契約に基くものゝ如きは請求者と協議評價す（京城府）
- 一、一平家建にして延建坪十二坪又は二階建にして、延建坪十五坪未満の家屋に居住するもの、（二）家賃金額拾圓未満の家屋に居住するもの、（三）市長に於て相當事由ありと認むるもの（和歌山市）
- 一、目下の家賃査定方は借家なれば實際の契約家賃、自己所有の家屋なれば其の附近の借家賃を參考として査定す（宇部市）
- 一、條例第二十九條、左の資格の一に該當する者は共用栓の給水使用者たることを得ず、但し特別の事情あるものは此限にあらず、（一）所得税を納むるもの及其の他直接國稅年額拾圓以上を納むるもの、但し家計を共にする同居者の納稅額を合算す、第二號の場合亦之に同じ、（二）一ヶ月六拾圓以上の俸給、給料、報酬、手當等を受くるもの、（三）一ヶ月賃貸價格拾圓以上と認むべき家屋に居住するもの、（四）雇人三人以上を使役するもの、（五）縣稅戸數割等級平均一戸當以上を負擔するもの（甲府市）

- 一、資格決定（専用を除く）には單に家賃のみを基礎とせず家賃と共に尙ほ建坪をも標準とす、即ち（一）賃貸價格貳拾圓未満又は建坪十五坪未満の家屋に居住する者を以て私設共用栓使用者とし（二）賃貸價格拾貳圓未満又は建坪十坪未満の家屋に居住する者を以て公設共用栓使用者と定む（元山府）
- 一、附近家屋と比較し査定す（松本市）
- 一、共用給水使用者に對して左の制限を附す、自己所有の土地又は家屋に居住するものにして直接國稅年七圓以上を納むるもの、及賃貸一ヶ月貳拾圓以上の家屋に居住するものは共用給水使用者たるを得ず（秋田市）
- 一、本市は左記に依り區別す、戸數割平均以上の負擔者若くは所得納稅者は共用栓使用者たるを得ず（大牟田市）
- 一、家賃の査定は貸借主を調査し、尙必要ある時は貸家稅の根據となるべき調査を參酌し之を定む（水戸市）
- 一、經驗なし（室蘭市）
- 一、給水區域各町發展情況、位置、職業種別等を斟酌し疊數を以て之を査定し賃貸價格を定め賃貸價格拾六圓未満に共用栓を許し拾六圓以上は許さざる事とせり、但し特種事情ある場合は拾六圓以上と雖も組合長は之を認めたる場合は許す例外規程あるも適用せざる方針に出づ（川崎市田島町上水道組合）
- 一、一箇月賃貸價格拾貳圓以上のものは共用栓使用者と雖も専用栓の料金を徴收し居れり（堺市）
- 一、本市は曩年専用共同の使用資格を家賃賃價格に依りたるも之を價格査定極めて困難なる理由の下に數年前本制度を廢止し現在は家屋の建坪は基礎を置けり、而して建坪の算定は階上階

下を始めその他覆蓋ある工作物は假令物置小屋と雖も延坪數として加算し十四坪未満の家屋居住者を共用資格者と定む、但し自己所有家屋の場合又は市長の認定に依り十四坪未満と雖も専用料率に依り徴収する場合ありとす (名古屋市)

一、大體家賃の領收書に依り認定せり (大阪市)

一、實際の賃貸價格に依るを原則とすれども之に依り難きものは市長の認定に依る (熊本市)

(六二)

一、緩速濾過池に於て汚泥層凝固する原因並其防止法如何 (鳥取市)

一、汚泥層凝固する原因は主として冷気の場合にありと推斷するを以て之が防止設備は家屋設備を爲すを可と思ふ、若し此家屋設備不可能の場合は氣候に注意して凝固せざる以前に於て掃除するを可とす (高砂町)

一、經驗なし (福島市、佐賀市、尾道市、水戸市、堺市、山形市、南滿洲鐵道株式會社、大牟田市、仙臺市、川崎市田島町上水道組合、熊本市)

一、生物を其の原因と認む、殊に膠樣質は其主因なるべし (長崎市)

一、極力調査中、源水比較的不良の水道に於て沈澱池を有せず、直ちに濾過池に導くものは姑息ながらも着水井位にて藥品投入其の幾分かを防止するより策なかるべくと思はる (福岡市)

一、水源其他に依り狀況を異にすべし共通的の考案を有せず (宇都宮市)

一、沈澱池に於て沈澱劑を使用し可及的凝集成分を沈澱せしめては如何 (京城市)

一、水質其他を研究せざれば從て其防止方法不明なり (室蘭市)

一、緩速濾過池に於ける汚泥層の凝固するは自然の現象にして、濾過速度の稍々遲鈍を示すに至る頃は既に砂面には二分以上の汚泥層の沈澱凝固するを常とす (仁川府)

一、汚泥層の凝固するは源水中の含有成分の影響なるものゝ如くして重に冬期に於て凝固の傾向あるも作業上何等支障なきものゝ如し (名古屋市)

一、本市に於ては汚泥層の凝固するは普通天候不良 (雨天又は曇天に多くして搔取の時砂面の乾燥悪しき場合) の時に於て此現象を見ること多く晴天多き年には此現象を見ること少き等により察するに濾過膜搔き取りの際各砂粒の粘着物或は藻類は充分乾燥せる場合は容易に粉碎せらるゝも天候不良にして充分乾燥せざるときは粉碎困難なるを以て附着の儘存積するに原因するが如し又硫酸礬土を使用したる場合も凝固すること甚だしとす防止法としては搔取りの際砂面を能く乾燥 (或程度迄) せしむるを主とし又長二寸位の釘を一、二、三分の間隔に植付たる熊手を以て上層を能く搔き亂すことに依り其凝固を免れつゝあり (大阪市)

一、特に注意を拂ひたる事なし (郡山市)

一、經驗なし (熊本市)

一、緩速濾過池に於て汚泥層の凝固に二通りあり

(一) 新濾過層が機械的に浮遊物質を遮過し或一定の限度に達すれば濾過減退し且つ其表面に及ぼす水壓に依り凝固するものなるべし

(二) 汚泥搔取の際人夫が作業中に層を踏み固むるに起因すると思料せらる

當市に於て搔取作業中は濾過層上に板を竝べて其上を歩行せしめ層の凝固を防ぎ居れり (臺北市)

(六三)

一、淡水海綿濾過層上に發生するを防止する方法如何 (鳥取市)

答

一、經驗なし (山形市、飯塚町、南滿洲鐵道株式會社、名古屋市、大牟田市、福島市、佐賀市、水戸市、福岡市、仙臺市、川崎市田島町上水道組合、宇都宮市、尾道市、堺市、大阪市、熊本市)

一、濾過速度を比較的速にし削取を多くし沈澱作用を完くし特に分裂作用の盛なる秋季の掃除削取作業を完全にすること (京城市)

一、掩蓋を有する濾過池にありては日光に觸れしむること不能なるを以て防た策極めて困難にして常水道にありては専ら器械的に之れが除去に努め居れり (仁川府)

一、水質其他を研究せざれば随つて其の防止方法不明なり (室蘭市)

一、各地特有のものならんも當地方のものは特に苦慮する程のものなく考慮したる事なし (郡山市)

(六四)

承口挿入を有する鑄鐵管の接合用として「レイダイト」を使用せられたる處あれば其の方法、工費及成績承りたし (廣島市)

答

- 一、使用したることなし (福島市、佐賀市、名古屋市、松本市、山形市、函館市、米子町、福岡市、南滿洲鐵道株式會社、小倉市、大牟田市、飯塚町、仙臺市、室蘭市、仁川府、尾道市、堺市、川崎市田島町上水道組合、郡山市、熊本市)
- 一、工費は鉛繼手に比し二割五分乃至四割方安價なり、其の方法及成績に就きては議場にて口頭説明すべし (小樽市)
- 一、使用箇所あるも少許にして具體的比較調査したるもなし (宇都宮市)
- 一、試験用とし數箇所使用せるも成績不良なり (神戸市)
- 一、未だ使用せることなきも其の品質試験を専門家依頼し左の報告を得たるにより參考の爲め茲に掲ぐ、鐵管接合劑「レツダイト」(Leadaite)の主要成分定量提出品に付分析せるに次の結果を得たり
- 提出品は黑色粉末にして之を加熱するに容易に熔融して亞硫酸瓦斯の臭氣を發生し尙加熱するに燃焼して凝固し黑色物を殘留す之を更に強熱せば灰化して砂分を殘留す之に依り本品は硫黃と炭素と砂との混合物なる事を認め定量分析を行ふに砂約五〇、〇%、硫黃約四四、四%炭素質殘餘の如く炭素は定量せざるも殘餘即ち五—六%として差支へなかるべし以上の結果

(六五)

濾過水に鹽素消毒を施行する際に於ける注加鹽素量と細菌復活現象の關係如何 (廣島市)

答 一、經驗なし (福島市、佐賀市、小倉市、山形市、福岡市、尾道市、南滿洲鐵道株式會社、室蘭市、米子町、宇都宮市、水戸市、大牟田市、川崎市田島町上水道組合、仙臺市、郡山市、熊本市)

一、三百萬分の一乃至二百萬分の一の常時使用にありては細菌の復活現象はなきものと認むるも臨時の使用にては三百萬分の一以下にては細菌の復活現象を認め得ることあり (京城府)

一、目下實驗研究中 (堺市、宇都宮市)

一、MDA型鹽素殺菌機を購せしも未だ使用開始の運びに至らざれば從て該當事項なし (名古屋市)

に依り本品は硫黃、砂、炭素質を配合せる一種の硫黃セメントなるべしと認む依て本品を使用せんとせば其熔融溫度に極めて注意せざるべからず即ち硫黃は攝氏一一一度に於て熔融して薄黄色の液となり攝氏一八〇度に至り多量の無定形硫黃を含有するゴム狀物となり攝氏二六〇度にて再び液となり攝氏四四四、五度に至りては遂に沸騰し褐赤色の瓦斯を發生し燃焼し去るに至るものなり此故に之を熔融せしむるには攝氏一一一度以上攝氏一八〇度迄に熱すべく若し流動性を失へば更に攝氏二六〇度内外迄熱するを要し其れ以上に熱する事は徒に硫黃の損失を増し本品の效力を失ふに至るべし尙熔融の際は空氣と直接に接觸せざる様蓋をなすを必要とすべし而して本品の成分上述の如くなるを以て本品にして果して有效なるものとせば内地に於て自由に製造し得べく何等高價なる費用を費して外國より砂分及硫黃の如きを輸入するの要なきものなりと認む (大阪市)

(六六)

給水の普及を可及的速かならしむる目的を以て給水設備を需用者の請求に依りて市自ら施行し之を貸與する方法を採られたる處あらば其の貸付料並に成績等に就き承り度し (熊本市)

答

一、未だ貸與の方法採用し居らず (福井市、福島市、佐賀市、米子町、宇都宮市、水戸市、宇都市、名古屋市、仁川府、飯塚町、平町、尾道市、小倉市、大牟田市、松本市、堺市、山形市、大阪市)

一、高知市提出第三問答参照 (福岡市)

一、當市は問題の主旨を以て給水當初より規定實施せしが財政又は取扱繁額の點より獎勵せず需用者も餘り歓迎せざるを以て貸付實施のもの極少數なり、使用料は月額工費の千分の十四とす (仙臺市)

一、給水設備費中材料費に限り一箇年以内に於て分納を許可す而して分納金完納に至る迄材料代價一箇月千分の十五を用具使用料として徴收す (京城府)

一、經驗あらざるも本問題は必要事項として研究を希望す (室蘭市)

一、最初は貸付料を徴收せざりしも後に規則を改正し給水装置は一切請求者の負擔とせるを以て貸付料五十錢を徴收することとせり、勿論當初の成績は良好なりき (南滿洲鐵道株式會社)

一、給水装置は公設共用栓の外は需用者(家主又は地主)の負擔とせり (川崎市田島町上水道組合)

一、當市は道路の分を市費負擔他は全部請求者負擔とせり (郡山市)

一、貸付料付給水にして量水器の口径に應じ

本栓 十三種 六十錢 支栓 十三種 三十錢

二十種 九十錢 二十種 三十錢

成績としては其目的を達成したるものと料す最近に至り一般に上水道思想の普及せるに付貸付設備なる條項は廢止せられ單に既設貸付栓の維持の方法を採り使用者の拂下申込に對しては其設備當時の設計金額にて拂下をなし居れり (臺北市)

一、四分の三吋及二分の一吋鉛管に限り本栓は長二十五間支栓は五間迄市設として施行したるも

一五四

(六七)

答

諸材料の價格時々變動し經理上繁雜となりしを以て大正十四年度より廢止せり (高雄市)

一、鑄鐵管を速に切斷する良法なきや各市の經驗を承り度し (熊本市)

一、良法と信ずる經驗なし (宇都宮市、仙臺市、佐賀市、福島市、大牟田市、水戸市)

一、振れ止め加工の上チエンカッター或は「ダイヤモンド」を使用し切斷しつゝあるも他に速に切斷し得る良法未だ發見せず (山形市)

一、研究中 (室蘭市)

一、布設現場にて切斷するには從來行はれつゝある方法より外なかる可し (宇都市)

一、「ダイヤモンド」を以て約十六分の一吋程切込みて後「平タガネ」を以て切斷なす方法を探れり切斷時間は左記の通、三吋四吋約四分間 六吋八吋六分間 十吋十二吋 十分間 十四吋十六吋十八吋二十分間、右以外に良法あらば承りたし (小倉市)

一、鑄鐵管切斷器を使用せり (堺市)

一、本問題に關しては本市に於ても少なからず、苦慮を重ねつゝある所にして先年「パイプチェンソー」を購入し六吋管以下に使用せしも成績比較的不良にして從來の如く「タガネ」を以て切斷する方法を可と認むるも他に良法あらば承知致度し (名古屋市)

一、大管には「パイプカッター」を小管には「タガネ」を使用せり此外酸素溶解の方法をも併用せり (大阪市)

一、「カッター」若くは「ダイヤモンド」にて切斷しつゝあり (郡山市)

(六八) 大正十年七月勅令第三三一號内務大臣の職權を地方長官に委任事項へ左記の一項追加を建議し

一、給水區域擴張の件 (佐賀市)

一五五

答

一、賛成 (尾道市、宇都宮市、飯塚町、福岡市、米子町、山形市、平町、仙臺市、福島市、福井市、谷村町、室蘭市、和歌山市、濱松市、宇部市、南滿洲鐵道株式會社、鳥取市、鹿兒島市、小倉市、大牟田市、水戸市、峰山町、堺市、川崎市田島町上水道組合、名古屋市、大阪市、郡山市)

一五六

(六九)

一、當局の内意を伺ひたる上に於て決定しては如何 (熊本市)
大正十年七月勅令第三三一號地方長官に對する委任事項第二項中參萬圓未滿の配水管及屬具埋設擴張工事は許可を受けずして事後申報することに改正の促進を期する爲め重て建議の件 (佐賀市)

答

一、賛成 (尾道市、宇都宮市、福岡市、米子町、山形市、福島市、仙臺市、和歌山市、長崎市、福井市、谷村町、室蘭市、濱松市、宇部市、函館市、南滿洲鐵道株式會社、鳥取市、鹿兒島市、小倉市、大牟田市、秋田市、目黒町、峰山町、堺市、川崎市田島町上水道組合、名古屋市、大阪市、郡山市)

(七〇)

一、當局の内意を伺ひたる上に於て決定しては如何 (熊本市)
給水設備後數年を経過するに従ひ通水量減少するの故を以て設備者より其の減水の原因を調査方申出するものあり斯の場合市は當然調査すべきや、又修繕の請求を爲さしむるや各市の取扱振り承知したし (佐賀市)

答

一、實例なし (福井市、福島市、宇都宮市、平町、尾道市、南滿洲鐵道株式會社、熊本市)
一、當然調査す (長崎市)
一、給水設備後日尙淺き爲本問の如き事實發生せしことなし、但し後日起るべき問題として考研すべし (山形市)

一、其の機に達せず (米子町)

一、本市に於ては未だ提案の如き事實なしと雖先決問題として、市は當然之を調査するの必要ありと認む、其の結果の如何により修繕とすべきか改造とすべきか決定するを至當とす (福岡市)

一、實例なきも調査に應ずべきものと思料す (仙臺市、宇部市、京城府)

一、當然調査するものにして其の調査の結果に依り修繕或は改造等の請求を爲さしむ (室蘭市、水戸市)

一、市は調査を爲し費用は市に於て負擔す (函館市)

一、給水設備に異状ある場合は市に於て當然調査し市民の便宜を計るは當然なるべきも修繕の請求と否とは各自の任意たるべし (秋田市)

一、當然調査すべきものと認め適當の修繕を加へつゝあり (大牟田市)

一、給水設備の故障と認むる場合は總て調査せしめ居れり、修繕を要するものは請求の有無に係はらず修繕し個人所有の分け費用を徴收す (小倉市)

一、其の原因を調査し復舊を圖り費用を要するものは之を徴收す (神戸市)

一、申出あれば直ちに之が調査を爲し原因を究めたる結果に依り有料又は無料と爲す (長野市)

一、原因を調査の上修繕を要するものは同申込書を徴し修繕しつゝあり (堺市)

一、請求を俟つて堀鑿調査し適當に修繕を加へ之に要する勞力費材料費は請求者より徴收す (釜山府)

一、本件に關しては調査の上修理の請求を爲さしむべきか否かを決定せり (川崎市田島町上水道組合)

一、本市に於ては問題の如き場合一應調査を爲し其の結果に依り適宜の措置を講じつゝあり (名古屋)

一五七

一、止水栓又は量水器の塵除器等に雜物詰りて出水減少の申出をなしたる場合は其部分を掘起し無計修理をなす、給水管の故障即ち破損又は「ヘコミ」にて出水減少の申出をなしたる場合は有料にて其部分を取替ふるものとす但し該部分が道路にして其破損原因が所有者の責に歸すべきものにあらざれば無料修繕とす (大阪市)

一、市は當然調査すべきものと認む、當市は申出の都度調査しつゝあり (郡山市)

一、當市は修繕の請求を爲さしめ居れり (基隆市)

一、給水管に鉛管を使用せる場合に於ては數年を経過するも通水に異狀を來せる經驗なし若し此場合調査の申出ある場合は當然調査をなすべきものと信ず (玉川水道株式會社)

(七二) 各戸引込み給水管に唧筒を直結使用許可せられし實例あらば左記各項につき其成績並取扱振り承りたし、(イ)消火用に供する爲め一時的な水壓の増加を計るもの、(ロ)平常水壓の増加を必要とするもの、(ハ)直接給水不可能にある高所に送水するもの (若松市)

一、實例なし (福島市、福岡市、仙臺市、宇都宮市、名古屋市、佐賀市、平町、尾道市、松本市、大牟田市、堺市、水戸市、小倉市、宇都部市、仁川府、大阪市、熊本市)

一、流末装置としてゴム管等の直結を許可しあるも唧筒の直結使用を許可したる例なし (山形市)

一、(イ)給水栓は飲用を主としたるものなるを以て唧筒取付を許可せず、(ロ)水壓の増加を必要とするものなし、(ハ)直接給水不可能の高地の居住者に對しては之を許可せり (室蘭市)

一、壓力「タンク」を設置し送水するに成績良好なり (南滿洲鐵道株式會社)

一、各戸引込給水管(圓徑四吋以上の鐵管)により私設防火栓の装置にして消火用の爲水壓増加を圖るもの此の場合には潮制瓣を取付くるものとす、但し(ロ)ハは許可せず (神戸市)

一、(イ)項消防用唧筒は全部直結使用することゝせるも經驗淺く成績は不明なり、(ロ)ハ項に對しては實例なし (川崎市田島町上水道組合)

一、(イ)ロの實例なきも(ハ)は實例あり

成績良好其取扱は市長の承認を受くることゝしあり (郡山市)

(七二)

水道鐵管内に發生したる疣狀酸化物の簡易なる除去方法承りたし (若松市)

一、經驗なし (大牟田市、水戸市、小倉市、山形市、宇都宮市、室蘭市、南滿洲鐵道株式會社、福島市、佐賀市、仙臺市、尾道市、堺市、大阪市、熊本市)

一、未だ其除去法なからん (宇都部市)

一、本件は鐵管の通水能力に至大の影響を及ぼす重大問題にして水道關係者に於ては發生の原因防止、除却の方法等に關し各地協力一致徹底的に調査研究を遂げ速に之が解決を望む (名古屋市)

一、當市に於ても著明の現象なれとも考究したることなし (郡山市)

(七三)

給水設備に装置せる量水器にして異狀發見にかゝるもの、外一般に取替又は指示水量誤差有無につき検査を行はるゝ向あらば其取扱承りたし (京城府)

答

一、量水器は異狀ありと認むるものは勿論可及的一回轉を限度とし携帶の標準量水器を給水栓に接続放水し既設量水器と比較し誤差百分の五以上のものは直に取替を施行しあり (室蘭市)

一、未だなし (宇都部市、南滿洲鐵道株式會社、飯塚町、福島市、仁川府)

一、異狀發見又は検査請求に依り検査す (松本市、山形市)

一、一年一回注油をなす (新潟市)

一、指示水量に疑ひありとて検査請求あらば之を検査し異狀なければ所定の検査料を徴し異狀あらば無料とす且つ試験済のものゝ取替つゝあり (大牟田市)

- 一、量水器は修繕を要する場合の外取替へず、又該器の検査は毎月末水量調査の際検査するの外随時に之を行はず（水戸市）
- 一、異状の爲め取替るものの外一般に取付後滿二ヶ年毎に取外し検査及掃除油差を行ふ方針なり（小倉市）
- 一、未だ一般的に取替又は指示水量誤差等検査したることなし、但し量水器點檢の際に於て異状發見又は給水者の検査申立のものに對しては取外し検査修繕をなし居れり（佐賀市）
- 一、設置後約十ヶ月位を標準として取替検査をなし居れり（佐世保市）
- 一、本市に於ては半年を理想とするも現在に於ては二ヶ年位の分を市の費用に依り取替へ居れり（福岡市）
- 一、取付後相當期間を經過せしものより順次注油を行ひ併せて取替水量誤差の検査を爲しつゝあり、其の取扱振りとしては特に述べべきことなし（仙臺市）
- 一、定期一般検査を希望する處なるも未だ實行せず（宇都宮市）
- 一、量水器點檢の際併せて調査する外特に検査したることなし（尾道市）
- 一、本市に於ては量水器の異状發見に係るものゝ外一般に取替又は指示水量の誤差の有無に付特別なる検査を實施せざるも水道検査員中に監査制度を設け量水器故障の有無指針の正否等を常時調査せしめつゝあり（名古屋市）
- 一、使用者より試験の要求に應じ携帶用量水器を持參し検査しつゝあり（堺市）
- 一、量水器の作用に關し試験を請求するものあるときは日時を指定し之を試験す此の場合に於て其試験の成績を以て結局の決定とす量水器試験器に依り試験の結果水量に百分の五以上の誤差あるときは其の割合に應じ前同點檢以後の消費水量を訂正す若し百分の五未滿なるときは量水器の口徑に従ひ試験手数料を徴收す、尙試験の際には請求人又は代理人をして立會せざ

るも其の結果に付異議を申立つる事を得ず誤差甚だしきものは直に取替又は修理す（川崎市田島町上水組合）

- 一、量水器にして異状發見せるものは直に取替せるも一定時期に一般取替は行はず指示水量誤差が度量衡法の誤差を越ゆるや否や疑あるときは随時檢定用量水器を以て検査することにせり（大阪市）
- 一、一般の取替又は検査の必要を認め居るも未だ其運びに至らず（郡山市）
- 一、計量給水使用者の請求に依る量水器検査の結果水量の差違百分の五以内なるときは消費水量の更正をなさず且検査手数料を徴收す（熊本市）

(七四) 鐵管代用としてヒューム式鐵筋コンクリート管を使用されたる處あらば其成績承りたし（京城市府）

- 答 一、經驗なし（水戸市、山形市、函館市、室蘭市、福岡市、南滿洲鐵道株式會社、松本市、大牟田市、小倉市、福井市、福島市、佐賀市、米子町、飯塚町、宇都宮市、尾道市、仙臺市、仁川府、名古屋市、堺市、川崎市田島町上水道組合、大阪市、郡山市、熊本市）
- 一、「使用せしことなし」高壓ならざる送水管等に使用し得るものと信ぜり然れども通水後に於て萬一故障を生ぜし場合其修繕を加ふることに至りては鐵管の如く急速に爲すこと能はず尠くも「セメント」の硬化する迄は全く斷水の虞あり目下考究中なり（宇部市）

(七五) 水中硬度物質の除去法として炭酸ナトリウムを使用せば如何（京城市府）

- 答 一、實驗なし（南滿洲鐵道株式會社、大牟田市、水戸市、小倉市、山形市、宇都宮市、尾道市、室蘭市、仙臺市、福島市、佐賀市、平町、川崎市田島町上水道組合、熊本市）
- 一、目下實驗中（宇部市、堺市）
- 一、硬度低し（新潟市）

一、本市上水硬度は比較的低きを以て更に其の下降に勉めたる事なし、但し提案の如き炭酸曹達を用ふれば其の分量に注意せざれば却て水質に悪影響を及ぼすものと信ず（福岡市）

一、硫酸鹽を含む一時的硬水を、軟水にするために炭酸ナトリウムを用ふるものとせば良きことと思料せるも永久硬水たる硫酸鹽を含む場合の除却には同劑より石灰を用ふるを最良策とす（高砂町）

一、本市の水質は硬度極めて低く其の必要を認めざるも若し必要ありとせば炭酸ナトリウム又は曹達灰を使用するを適當と認む（名古屋市）

一、當地のものは硬度極めて低位にあり特に其實地に考慮する處なし（郡山市）

（七六）水中プラ、クソンの水質に悪影響を及ぼしたる實例並に其處置方法如何（京城府）

答

一、經驗なし（室蘭市、新潟市、佐賀市、山形市、米子町、名古屋市、尾道市、平町、大牟田市、水戸市、小倉市、仙臺市、川崎市田島町上水組合、福島市、郡山市、熊本市）

一、目下實驗中（宇部市、堺市）

一、二、三の實例を有す後日報告すべし（長崎市）

一、本市に於てはプランクトンに依り毎年秋氣（七、八、九月）に於て外觀は勿論カメレオン消費量等に増加を見る、去る大正十三年度に於ては該量最高一八、二庭に昇り、當時の濾過水も約二、五庭に昇り平常より約一、〇庭強を示したり、爲に濾過水細菌學的には別に異狀を認めざりしも、配水池導入を中止せしめたりしことあり、其の後は斯る激増を見ず、但し其の種類は多種多様にして逐一査定するの暇なかりし爲機を逸したり、本年度より極力研究調査の豫定なり（福岡市）

一、水質に影響すべき程度のプランクトンに遭遇せず、從て經驗を有せず（宇都宮市）

（七七）

一、濾過池は上水道濾過池濾過膜を通過するものなりや否や（別府市）

答

一、經驗なし（室蘭市、山形市、宇部市、南滿洲鐵道株式會社、小倉市、福岡市、川崎市田島町上水道組合、大牟田市、水戸市、福島市、佐賀市、尾道市、熊本市）

一、濾過装置不備の折通過することあるべし（長崎市）

一、濾過床の構造如何によりては通過せざることなきにもあらずと思料するも未だ現認したる事例なし、出題市と同様承りたし（仙臺市）

一、濾過膜は細菌より大なるに依り濾過膜を通過せずと信ず（宇都宮市）

一、濾過膜は細菌をも抑留する程度のものなるを以て無論濾過の卵を通過せざるものと認めらる（京城府）

（京城府）

一、濾過膜を完全に構成せる濾過層にありては決して通過し得べからざるものと認む（名古屋市、仁川府）

一、研究中（堺市）

一、實驗せることなきを以て不明なるも恐らく通過することなかるべし（大阪市）

一、通過することなきものと認め居れり（郡山市）

一、通過したる場合上水道鐵管内に於て何日後解化するものなりや否や（別府市）

（七八）

一、經驗なし（室蘭市、山形市、南滿洲鐵道株式會社、水戸市、小倉市、名古屋市、福岡市、川崎市田島町上水道組合、大牟田市、高砂町、福島市、佐賀市、尾道市、郡山市、熊本市）

答

一、流動の甚しき而も高壓の水道鐵管内にては解化し得ざるべし（京城府）

一、研究中（堺市）

（七九）

一、全計量給水の都市に於ける共用給水の場合其の使用料徴收方法を承りたし（函館市）

答 一、私設共用栓は其の家主（栓の所有者）に公設共用栓は其の組合管理者等宛其の給水料を引纏めたる金額を告知書一枚に作成配布し納付せしむ、但し給水料の内譯即ち私設、公設共其の使

- 用者の資格「甲一、二乙一、二丙一、二甲六、七、號の區分」に依り料金に等差あるを以て居住者異動の都度家主又は組合管理者に通知し徴收上支障なからしめ居れり（元山府）
- 一、量水器の取付けある際は各戸人口に應じ按分することとし取付なき際は一戸三人迄は一人一箇月に付一、五立方米を以上一人を増す毎に一立方米を使用するものとし一立方米十錢の割合を以て徴收す（南滿洲鐵道株式會社）
 - 一、共用栓の使用水量は各戸均等に使用したるものと見做し、毎月翌月分の一栓に對する使用料を測定し、共用栓總代人より之を取纏め徴收す（若松市）
 - 一、該當事項なし（宇部市、宇都宮市、室蘭市、水戸市、福岡市、仙臺市、福島市）
 - 一、共用給水のみ計量制にあらず（松本市）
 - 一、豫め總代人を定め之に水料支拂の告知をなし同人より徴收し居れり、總代人は町より配付されたる支拂合書に基き各使用人より集金し町に納入す、之等全責任を總代人に持たしめ居れり（目黒町）
 - 一、五戸以内と六戸以上の二種類にして五戸以内の分は一戸に付最低限水量三百立方尺迄三十八錢、使用水量最低限を超過したる場合百立方尺に付十三錢の割、之を各戸に分割して徴收す、六戸以上の分は最低限水量二百立方尺迄二十五錢、此の最低限を超過したる場合は百立方尺につき十三錢の割、之を各戸に分割して徴收す（神戸市）
 - 一、總代人に於て取纏め納付す（新潟市）
 - 一、共用栓は代表者を定め全責任を負はしめ料金も告知書も代表者名義にて發行し代表者は適宜按配徴收納付す（市條例に於ては共用栓の使用水量は各戸平均等に使用したるものと看做す）別に使用者の氏名を記したる仕譯書を添付し代表者の參考に資す（小倉市）
 - 一、各共用栓一基につき各給水組合となし總代を置き、此の總代に於て市より配付せる告知書に

- より各使用人より取纏め納入せしめ居れり（佐世保市、大牟田市）
- 一、計量給水なるも共用栓には量水器を附せず、認定計量とせり、其の認定の方法は人員、牛馬、風呂等の現在に依り各其の單位水量に依り算定することとせり（山形市）
 - 一、最低限以上は各戸均等に使用したるものと看做し納入告知書は一栓分の合計額を其の總代人に配付納入せしむ、使用者各自の合意を妨げず（奈良市）
 - 一、共用栓に對しては使用者に於て管理者を届出しめ有るを以て使用料徴收は其の管理者に於て使用者と協議をし市の指定額を納入しつゝあり（尾道市）
 - 一、イ私設共用各戸の使用水量に付ては各最低消費水量を使用したるものと看做し、其の超過消費水量に付ては各戸均等に使用したるものと看做す、料金は各戸最低料金及超過使用水量は一立方メートル迄を増す毎に十一錢を徴收す。ロ公設共用、（一）組合給水、十戸以上の給水使用者に於て組合を組織し一栓毎に一名の管理者を選定し連署の上給水請求をなす、管理者は組合員の給水及料金納付に關する事務を處理す、給水料算出方法は私設共用の例に依る、但し料金の單位を異にす、（二）特定用給水、販賣制度に依る、此の場合販賣人は府尹の許可を要し、一荷約三十六リットル五厘以下に販賣せしむ（府の機關にあらず）但し府は販賣人より一立方メートル毎に九錢を徴收す（京城府）
 - 一、使用者別に各告知書を發行徴收す（鹿児島市）
 - 一、私設共用給水、家主が借家人の爲に設けたる給水にありては家主より徴收す、總代人を設けたる給水にありては總代人に對し告知書を發し使用者より取纏め納付せしむ、公設共用給水、總代人をして各使用者に告知書を配付せしめ使用者より納付せしむ（仁川府）
 - 一、共用栓使用者は一栓の使用人全員を以て一組合とし、使用料は給水装置所有者又は其の代理人をして一組合分を納入せしむ（名古屋市）

- 一、使用量は均等に割付け左の率に依り徴收せり、一戸一箇月三十六石迄三十七錢限度以上一石に付一錢を徴收す、但し貸賃價格十二圓以上は専用栓の料金を徴收せり (堺市)
 - 一、私設共用給水に付ては家主か借家人の爲給水を受くる場合は家主より、其の他は總代人より徴收す、公設共用給水は各人より徴收す (釜山府)
 - 一、本組合水道は全部計量制にして共用給水に依る使用料金の徴收方法は使用者が組合を組織したるもの、内より管理者一名選定し、給水に關する一切の責任を負擔せしむ、從て該管理者に使用料の納額告知書を發し徴收す (川崎市田島町上水道組合)
 - 一、給水装置所有者より使用水量に應じ徴收せり但し各使用水量は均等に使用したるものと見做すの規定なり (大阪市)
 - 一、本市の共用栓は計量に依らず放任とす (郡山市)
 - 一、該當するものなし (熊本市)
 - 一、共用栓の使用料は家主又は納入總代を定め納入せしむ (臺北市)
 - 一、代表者を設定し之に債務の責任を負せり (基隆市)
- (八〇) 寒國都市に於ける給水管及栓の不凍装置を承りたし (函館市)
- 一、防寒装置は種々あるも未だ確實なるものを認めず (宇部市)
 - 一、普通の給水栓にして凍結の虞あるものに對しては「ビヤレス、ウール」巻、繩巻とし、共用栓は不凍式を使用す (南滿洲鐵道株式會社)
 - 一、(四六)に同じ (新潟市)
 - 一、經驗なし (大牟田市、水戸市、小倉市、佐賀市、飯塚町、福島市、名古屋市、堺市、熊本市)
 - 一、防寒活弁又は乙止水栓を取付け其の他外部には藁藁等を巻き付け凍結を豫防しあるも絶對防止の效力なし (山形市)

答

- 一、(一一)問參照 (福岡市)
 - 一、出題市に於て行はれある防寒活弁を利用するの外別に特殊の不凍装置を實施せず (仙臺市)
 - 一、研究中 (宇都宮市)
 - 一、本市に於ける給水管及不凍装置は左の通り、極寒の温度は最大零下十二度前後にして室外は地面以下約一尺五寸前後室内は地面約八寸内外氷結する實驗上給水管埋設は二尺以上とし給水栓は主として、和田式、佐野式、不凍耐寒栓を使用し、而して該栓は地面以上二尺五寸以下に建設しあり、尙階上の如き地上十數尺の個所に給水栓を必要とする個所は佐野式を適當の長さに改造し、使用若くは普通鉛管又は鍊鐵管にて立上り水栓を取付け此立上管の最下部(地下二尺五寸内外)に防寒活弁を取付シャフトは立上給水管と略同長のものにはんどるを取付閉閉排水し以て防寒装置と爲せり、以上の外立上り管に外套を施し毛布或は鋸屑其他にて防寒装置を爲したるも零下五度以上の場合其效果あらず失敗に期したり (室蘭市)
 - 一、給水管は地下五尺に布設することとし給水栓の下端に排水コックを設く (京城府)
 - 一、佐野式不凍給水栓を裝置せり (仁川府)
 - 一、共用栓は全部不凍式を使用し給水栓も一部不凍式を用ひ居れり給水管は高架水槽堅管の外別に不凍装置をなさず
 - 一、高架水槽堅管の防寒装置は純毛氈「フェルト」、アスファルトフェルト、「アスファルト」フイナングを用ふ (郡山市)
-(終).....

第二十三回上水協議會議事速記錄

第二十三回上水協議會議事速記録

大正十五年十月十一日午前十時四十分開會（本會議）

○京城府尹馬野精一君開會の辭

唯今から開會いたします、今回當地に於きまして第二十三回全國上水協議會を開くことに相成りました、内地は勿論臺灣、滿洲の方面よりも多數會員の御來會に相成りましたことは、主催地の最も光榮と存ずるところであります、又特に各關係當局の閣下各位の御臨席を蒙りましたことは、本會に取りまして、偉大なる光彩を添へる所以であります、昨年高崎市に於きまして、第二十二回の開催されました時に次回の開催地に付きまして多數會員の御希望がございましたので、本年當京城府に於て開催することに相成つたのであります、何分準備もございませぬし、のみならず御案内の通り府廳も未だ完成に到りませぬ状態でございます、種々不行届の點も少くないことと思ふのであります、のみならず此の十月には全國山林大會、又今回水産大會など種々な會合が催されることと相成りました。旁々御旅館其の他の點に付きまして十分御便宜をお計りすることが出来なかつたことは誠に遺憾に存ずる次第であります、此の點は豫め御詫び申上げる次第であります、朝鮮のことに付きましては、最近内地の方面にも相當に御諒解も出来て来たことと思ふのでございますが、尙ほ此の機會に十分御視察を願ひまして一層朝鮮を御諒解願ひまするならば、獨り京城府のみならず朝鮮全土の開發のため誠に好都合であらうと思ふのであります、本會の議長は從來の慣例に依りますれば、主催地の當局が之を勤めることに相成つて居りました、甚だ僭越てはございますが、當府尹として私が會議中議長の席を穢すことに致したいと存じます、何分斯る會合は初めてでございます、萬事慣例其の他の點にも通じて居ない次第でございますから何卒御援助御指導を切に希望申上げる次第であります、唯今から議

事に入りたいと考へますが、議事に入ります前に會務の御報告を致したいと思ひます、會務の報告は書記をして朗讀いたさせます。(拍手)

〔會務報告〕

現在加盟箇所は總數九十二箇所、昨年十月(第二十二回會議)後新に加入せられたるものは米子町、元山府、目黒町、高砂町、釜山府、川崎市田島町上水道組合、仁川府、長岡市、前橋市、荒玉水道町村組合、大津市、群山府、鎮南浦府の十三箇所、川崎市は退會しました。而して今回協議會缺席は十五市六ヶ町及江戸川上水町村組合、小田原電氣鐵道株式會社の二十三ヶ所でありました。又出席通知に接せるものは東京市外六十九ヶ所、七十二名であります。議案の提出せられたるものは、新問題九十二件宿題三件研究問題四件報告十九件總計百十八件であります。又臨席申請方面は朝鮮總督府、京畿道、内務省、陸海軍省、各帝國大學等であります。

○議長(馬野精一君) 湯淺政務總監閣下が御臨場になつてお出でになりますので此の際御紹介いたしたと考へます、左様御承知願ひます。

○政務總監湯淺倉平君挨拶

今回第二十三回の上水協議會が開かるゝに當りまして我が朝鮮の地に斯く全日本よりの各地より斯界に深き關係を持たれ御經驗のある、又斯界の權威とも申すべき有識の方々が多數御來會になつた機會に於きまして、私が一言祝詞を述べます機會を得ましたことは、私の最も光榮とするところであります、上水道の施設は現代の都市の中最も重要であり且つ緊要なるものであると云ふことは、改めて申上げるまでもないこととあります、是が完成に依つて保健衛生の上に其の他各般の都市住民の生活の上に非常なる福祉を齎らすこととあります、是が事新しく申す必要はないと考へます、是等の施設のことには付きまして、年々會議を開かれまして、是が改善に向つて努力いたされまことは、尚に適

切なことを考へます、而して施設が年を追つて盛になつて参りますことは、又尚に慶賀に堪へないところとあります、又我が朝鮮に於きまして、今日まで工事中のものを合はせまると二十九ヶ所程の上水道の施設を見る運びに相成つて居りますが、まだ之を以て足れりとする次第ではございませぬが、朝鮮に於きましては他の施設と較べますれば比較的進んで参つて居る次第であります、日程を拜見しますれば、會議の後には各地御視察のやうに拜見いたすのであります、就きましては何卒朝鮮に於ける水道の施設を御覽になりまして、先進者として、御視察の上色々御指導を賜りますことを切望いたす次第、のみならず従來の朝鮮の事情に付ましては内地に能く諒解されて居らぬやうに感じます點もあるのてございませぬから、此の際各地を御視察になるに付しましては、獨り水道の施設に止らず朝鮮内の各般の事情等に付きまして、之を内地各方面に能くお傳へ下さることを併せて願ひする次第とあります、此の會議の場合に上水道に關する各種の問題に付きまして、一言御挨拶を申上げる次第とあります。(拍手)

○議長(馬野精一君) 米田京畿道知事を御紹介申上げます。

○京畿道知事米田甚太郎君挨拶

地元に住ります故を以て一言御挨拶を申上げます。今回第二十三回上水道會議を當京城にお開きになりまして、皆さん方のやうな歴史の方々が多數お集りになりましたことを喜びますと共に皆さんにお目に掛る機會を得ましたことは尚に満足に堪へませぬ。此の協議會は第十回を朝鮮總督府の主催で當京城に開かれたやうであります、其の際と今日とを比較いたしますれば、會員數等も二倍以上になつて居るやうであります、此のことが既に非常に上水の普及されて居ること、又此の協議會の年と共に發展して居ると云ふことを物語るものでございまして、非常に喜んで居るやうな次第であります、今回の協議會の日程を拜見いたしますと、現今最も必要なもの、適切なるものに付いて御協議にな

るやうに思はれます、従ひまして此の協議會が效果の顯著なる成績を齎らすものであらうと考へて居るのであります、唯今總監閣下からもお話になりました通りに、此の上水協議會の直接の任務は言ふまでもない譯であります、當地にお出でになりました機會に於きまして各地御視察の際朝鮮の事情等をも上水以外の點に付いても十分御視察を願ひまして、お歸りになりました上に御周囲の方々にお傳へ下されば、朝鮮としても非常に仕合せと感ずるものでございます、此の點に付いてもお願ひして置きます、御協議の時間も短いやうでありますから、簡單に是だけを申上げて御挨拶に代へて置きます。

○議長(馬野精一君) 齋藤總督閣下が御臨場になつて居ります、御紹介いたします。

(滿場起立敬意を表す)

○議長(馬野精一君) 唯今から議事に入ります、上水協議會の理事から直接に皆さんの方に御報告申上げる議案がございます、之を最初に附議いたしたいと存じます、即ち大正十四度上水協議會歳入歳出決算、大正十六年度上水協議會歳入歳出豫算、上水協議會規則中改正の件、大正十五年度上水協議會歳入歳出追加豫算、歳出臨時部豫算繰越の件、以上五件を一括いたしましたして議題に附したいと考へます理事の御説明がある筈であります。

○番外(神田眞君) 理事提出の議案は本會の主事から御説明申上げる筈でありましたが今回は已むを得ない事情が御座いまして出席が出来ませぬので私が代りまして御説明申上げます、大正十四年度決算歳入總額は二萬八千五百五十一圓八十四錢、歳出總額が一萬六千八百七十六圓八十二錢で差引一萬一千六百七十五圓二錢の殘餘を生じました、其殘餘の内大正十五年度に繰越しましたものは經常部の事務費印刷費二千九百九十四圓三十四錢、臨時部の異形管の種類増加外三件調査費九百三十六圓二十八錢、同じく水道鐵管接耐震試驗費五千圓合計八千三百三十二圓六十二錢で再差引三千五百四十四圓四十錢が大正十四年度の剩餘金即ち準備積立金となつた譯であります。次に大正十六年度の豫算に付いて概要

を申上げます、本豫算は出来るだけ經費の節約を圖つて編成致しましたので歳入は總額一萬三千七百五十三圓之を前年度に較べますと總額一千七百九十九圓増加致しました、其の増收の内譯を申し上げますと會費收入が一、千二百八十三圓、利子收入が百六十七圓、雜收入が三百四十九圓であります此の内會費の増收は本年九月まで給水を開始せられたところ、六ヶ所(福山市、徳島市、宇和島市、飯塚町、江戸川上水町村組合、丸龜市)ありまして此の會員の按分額は從來半額でありましたのが全額になりましたのと、前年度豫算決定後入會せられた方が九ヶ所(米子町、元山府、目黒町、高砂町、釜山府、荒玉水道町村組合、仁川府、長岡市、前橋市)等級の昇つたものが六ヶ所(大阪市、名古屋、川崎市田島町上水道組合、山形市、小倉市、若松市)あつた爲に増加したのであります、利子收入は積立金の増加及び十六年度豫算額の増加並十四年度實收額を參照しまして計上いたしました、又雜收入は印刷物の實費配付が増加する見込みで之を豫定したのであります、歳出豫算の總額は一萬三千七百五十三圓之を前年度に較べますと總額に於て一千七百九十九圓の増加であります、此の増加は主として事務費中雇員一名の増員に要する給料及び手當を計上致しましたのと、旅費、通信及び郵送費會議費の増額を見込みましたので、是は會員の増加に伴ひ事務も益々幅轉して参りますので茲に所要の經費を計上した次第であります、次に本會規則中改正の件でありますが現行規則は本會の職員を主事及び書記と限定し且つ全部有給と致してあります、本規則施行以來主事、其の他職員は大部分は無給で囑託して居る次第で、規則通り實行する時は勢ひ經費の膨脹を免れないこととなりまして書記の代りに雇員を増すとか或は無給で臨時囑託員を置くとか實際の運用上都合が宜いやうにしたいと考へまして之が改正を提案致しました次第であります、次に大正十五年度追加豫算の説明を致します本豫算は大正十一年十月第十九回上水協議會の決議に依りまして工學會に調査方を御依頼致しました異形管の種類増加外三件の調査費の追加であります、此の調査當初五千圓の豫算を以て大正十二年四月工學會に御依頼を致しまして爾來引續き調査を進められて居りました處偶々關東地方に起りました

大震災に依り鐵管被害の状況を參酌考究せらるゝことになりました爲に、調査事項が意外に複雑になりまして豫定以上の時日を要するに至りましたのと印刷雜費並に調査内容説明員の旅費を要しますのて茲に豫算總額四千圓の追加を提案致しました、本豫算の歳入總額四千圓の内、會費收入九百一圓、雜收入八百九圓積立金繰入れ二千二百九十圓でありまして、此の會費收入は會員の増加に依る會費増収額を計上し、雜收入は統計及議事録並鐵管規格書等の印刷物實費配付の増収額及び過年度會費の收入金を計上致しました、又積立金繰入れは現在總配七千三百三十一圓二十六錢の内二千二百九十圓を處分繰入れすることに致したのであります、歳出總配は四千圓でありまして、内調査費二千七百圓、印刷雜費七百圓、旅費六百圓でありまして之は工學會に於て審議未了になつて居りますところの「量水器取付部及び長さを一一定すること」と「鉛管の規格を定むること」の、此の二つの案件の調査を今後進めて行く上に於て必要なる經費と其の結果の報告に要する費用であります。次は十五年度歳出臨時豫算繰越の件でありますが本豫算は曩に本會より工學會に御依頼致しました異形管の種類増加外三件、並に水道鐵管接手、耐震試験費の内調査未了に屬するものゝ經費でありまして是等の調査未了の事項は大體本年度内に終了する豫定でありますが此の調査、報告書等の作製にも相當の日子を要しますのて十五年度豫算殘額は之を十六年度に繰越し繼續施行することゝして本案を提出しました。

○議長(馬野精一君) 唯今の御説明に對して御質問等がございますか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○七番(島崎孝彦君大阪府) 此の席から動議を提出いたします、唯今議題に上つて居ります此の案は理事たる東京市に於きまして、非常に御手数を掛けられまして、御心配願つて居ります議案であります、唯今理事より御説明もありました通り此の決算に付きましては非常なる節約を加へられて居りますしそれから又豫算に於きましても從來の取扱ひに依ります協定に據ります方法で計算されたる譯であります、其の増加があります是れは入會者の新たに殖へた結果に基くものと拜見い

たしました、それら又協議會規則改正の件是等も段々事務が殖へます關係上已むを得ない職員増員等に要するものでありまして是又當然必要なものと考へます其の他繰越並に追加豫算は又それれ已むを得ない事情から生じたものと認めます、以上のやうな状況でありますから別段御質問もありません、御説明可決いたしたいと思ひますどうか皆さん御賛成を願ひます。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) 唯今七番の動議に對して御賛成の聲がありますやうであります、別に御異議ないやうでありますから一括いたしまして原案に決定いたしたいと思ひます、別に御異議ないやうであります原案通り決定いたします、次には協定水道鑄鐵管改正の件、是も矢張り東京市の御提案、東京市御説明ございませぬか。

○番外(神田眞君) 協定水道用鑄鐵管規格改正の件の提案の理由を簡単に申し上げます、此の規格は昨年の協議會に報告御協定を遂げられたものであります、昨年の協議會に此の報告書を提出致します際は非常に取急いで無理に會議に間に合せた關係上印刷物もかなり誤謬や脱漏の箇所もありましたやうな譯で此の點に付きましては昨年第二部會に於て草間博士より説明の際申上げて置かれました通閉會後取り敢へず正誤及追加表として會員各位に配付して置きましたが其の内には正誤として取扱ふことは妥當でない認めらるゝ點もあり旁々此の際總ての點を一括して改正案として提出した次第であります、要するに印刷物を二様にして發表致しましたことは印刷に際し取急いだ結果とは云ひ斯くの如き齟齬を來すに至つたのは畢竟職員取扱ひ上行き届かない點があつたことに歸着する次第で洵に恐縮に存じます何卒宜敷く御審議を願ひます、尚ほ議案の終りに昨年報告致しました規格の正誤表を添付して置きましたから併せて御諒承を願ひます、尚ほ本件の内容に付ては草間博士から明日あたりこゝで御説明して下さることにお願ひをして置きましたから是又御承知を願ひます。

○七番(島崎孝彦君大阪府) 此の席から動議を提出いたします、此の案は餘程重要な案でございますか

ら調査委員を設けまして調査を御依頼いたしたい、其の委員の数は十五名といたしまして議長の指名に御一任すると云ふ考へを持つて居ります、どうか皆さん御賛成を願ひます。

(「賛成」と呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) 唯今七番から動議がございました、本案は至極重要な案件でございます、特に調査委員を設けて貰ひたいと云ふことでございます、議長に委員の指名を御一任になりました、私から御指名を申し上げます、委員を十五名と致しまして、大阪市、京都市、名古屋市、横濱市、神戸市、長崎市、広島市、小樽市、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、南滿洲鐵道株式會社、荒玉水道町村組合、佐世保市、東京市以上を委員に御願ひ致したいと思ひます。尙ほ委員會のことに付しましては後刻委員の方々の御相談を御願ひ致したいと思ひます、次には水栓類規格の件は理事の御説明を願ひます。

○番外(神田眞君) 御報告いたします、昨年の協議會に於きまして理事より建議することに御決議になりました「水道使用條例許可の職權を地方長官に委任方建議の件」は大正十五年六月二十三日に皆様の御手許に差上げて置きました通の建議書を提出して置きましたから御報告致します、次に水栓類の規格のことは昨年本會から工學會に調査方を御依頼致しました、異形管の増加外三件の中今回水栓類の規格の御調査が完成せられまして、九月二十日に理事まで報告がありましたので茲に皆さんにお廻しして置きました別冊の通御報告申し上げる次第であります、尙ほ本件の内容に付しましては草間博士にお願ひしてありますから御承知を願ひます。

○七番(島崎孝彦君大阪市) 唯今御報告になりました水栓類の規格、是は御報告てはありますが、是も矢張り議題に供して頂きまして前の鑄鐵管の規格改正の件に付いて願ひました委員と同一の調査委員に附託されました、審議されるやうに願ひます、どうぞ御賛成を願ひます。

○議長(馬野精一君) 此の案も前の案と同一委員に附託することに異議ありませんか。
(「異議」なしと呼ぶものあり)

○議長(馬野精一君) 御異議ないやうでありますから、前の委員に一括して御願ひ致すことに致します、次に水道鐵管接手の實驗經過報告。

○番外(神田眞君) 水道鐵管接手耐震試驗經過の概要を御報告申し上げます、本會から工學會にお願ひを致しました水道鐵管接手耐震試驗に付いては大正十三年十月二十九日に御依頼いたしました御承諾の回答に接しましたのは同年十一月十二日であります、工學會に於きましては、大正十四年一月以來引續き東京帝國大學の工學部材料實驗室に於て實驗調査せられまして、其の完成をお急ぎ下されて居るのであります、實驗材料の製作及び實驗裝置等にも相當の時日を要しますし且つ其の實驗や研究も非常に細密なるものでありますので未だ終了して居りませぬが皆さんの御手許にお廻ししてあります通り今迄の實驗經過の概要を理事まで報告がありましたので茲に是だけの御報告を申上げて置きます
○議長(馬野精一君) それでは是て理事の提案は終了いたしました、それでは別箇に印刷して御手許に配布してあります協議問題に付きまして御審議願ひたい朗讀いたさせます。

[書記朗讀]

(一) 給水裝置工用材料ノ單價表ハ價格變動ノ都度改正セラレツ、アリヤ又一定期間内据置カレツ、アリヤ各地ノ取扱振承リタシ

提出者 高 知 市

○三十一番(畑捨次郎君長崎市) 本會は三つの委員會に分かれましたのでそれ議案を審査することに扱つて居りました慣例があるのであります、今回はもう分科になつたのでありますか、事務に關するもの工務に關するもの、それから水質に關するものと此の三つに分れて審議して居りました。

○議長(馬野精一君) 從來はさう云ふ風に取扱つて居つたやうであります、今回は議場の關係上分科會を認めずに此の會議場に於て御審議を願ふことに成つて居るのであります、左様御承知願ひます、御提案者の御説明要りませぬですか。

○九十番(長崎伊之助君高知市) 本案は別に詳しく説明も要しない問題であります、たゞ一應例を申し上げたいと思ひます、私の市は最近上水協議會に加盟いたしましたして從來此の種の問題は既に此の會議に於きましても審議されて居つたかも知れませんが、私の市と致しましては總て不案内でありまして、問題を提出いたしました、此の答へに依つて、各地から有益なるお答へを得まして是で満足して居る次第であります。

◎議長(馬野精一君) 議場の都合で少し大きい聲でお話願ひませぬと徹底させぬやうであります、又御説明も少し長くなりませぬかこちらにお出でを願ひます。

○百七十番 多田隆吉君(京城府) 今回京城府で開催致しました上水協議會の議事の進行に付きまして一言お語りしたいと考へます、從來の議事の審議方法は各地からそれぞれ問題を提出になりまして、主催地に御整理願つて、主催地が之を整理いたしましたして本會議場に提出して審議を願つて居つたのであります、ところが何分御多數の會員でもありませんし又至大或は重要問題に付きまして十分に御審議を願ふだけの時間がないので御座りますだからして提出者に於きましても遺憾な點がありますやうに考へて居ります、此の點に付きまして何等かもう少し皆さんの御満足の出来得る様に各會員の研究資料を寄せたいとかねがね考へて居りましたので幸ひ、二十三回を京城府がお引受け致しまして開催することになりましたから、此の機會を以て從來の例を破ると申します譯ではありませぬが、少し變更いたしましたして各地方から寄りました、其の問題に付きまして、豫め全加盟會員のお手許に之を配布いたしましたして、さうして各地のお取扱ひ振りなり御研究になりました事項を書面でお返答願つた次第であります、幸ひに致しまして各地から相當に御回答を得ましたのでございませぬが、整理致しまして漸く三、四日前に印刷を終へました次第であります、それで各問題に付きまして從來は議場で御覽を願つたやうに追加問題の如き遅れて出る問題もございませぬが今回は一ヶ月或は四十日前にお手許に配布いたしました際に相當御研究になつて居る次第と考へて居る次第でございますから十分御發表願ひた

いと存じます勿論一つの問題に付きましていろいろ御意見もありませぬが、是は皆さんにお語り致したいと思ひますのであります、御答案の各項に付きまして京城府に於きまして整理いたしましたして、それを印刷いたしました答へは此の議場に於きまして一々朗讀致しますか或は何等かの方法によりまして發表したものでありますか、又は從來のやうに其の問題に付きまして各地から御説明があり、それから其の説明を終りましたならばそれに付いてのお取扱ひ振りなり御研究を發表して頂くことと致しますか皆さんの御意見に依つて定めたいと思ひましてお語りする次第であります。

◎議長(馬野精一君) 如何でございますか此の問題に付きまして、取扱ひ振りの御發表はありませぬですか。

○九十六番(小川八二君(門司市)) 今回唯今お述べになりましたやうな新しい試みとして此の各市の答案をお集めになつて御配布せられたことは我々として非常に便宜の方法であると考へまして敬意を表する次第であります、大體に於て結構なことと思ふのであります、之を一々御説明になると云ふやうなことも複雑なことと思ひましてたゞ私は斯う云ふ希望を持つて居ります、尚ほ取扱ひ振りに付いての各地から斯う云ふ風な御回答になつて居りますからして、是は記載してあります點は述べませぬが私の取扱ひ振ります取扱ひ振りに對して或るところは私共には便利か知りませぬから茲に述べて置きたいと思ひます、大體に於きまして材料の單價は一々其の變動に依つて變更すると云ふことは……其の需用者に對していろいろ利害關係の及んで來る譯でありますから年度初に於て一定の單價を定め非常に大きな變動のない場合は成るべく改めないと思ふ方針であります、たゞ大體年度に對して一割見當の割増を……是は何も原料に對して利益を得ると云ふ譯でありませぬが、何分鉛管であるとか鐵管であるとか之を切つて使ひますと原價に於ける……原價を以てやつては回收困難と云ふ事情がありますから、それ等のものを辨濟すると云ふ意味に於きまして、一割見當の割増を置くと思ふ方針を取つて居ります、此の御回答の中には見えて居りませぬから申上げて置きます、それから各

地の御回答の内、原料に對して幾らの割増を取つて居る、或は給水の普及を圖るために一割以下と云ふ減額をして……單價を定めます上に相當に參考になりましますと思ひまして申上げます。

○六十六番(川端治吉君宇和島市) 給水用材の値段に付きましてはいつも需要家から高いノと云ふ非難を受けるのであります、他の市の様子を聞いて見ましてもいつも値段が高いと云ふ非難があるやうてあります、私のところでは最近水道が竣工いたしまして給水工事を致しましたのでございませうが、私のところでは購入價格に對して百分の五を原則として割増をする、斯ふ云ふことに致したのでございませう、それに尙ほ且つ少し豫算があるやうてあります、元來は市が給水工事を致しまして、それに依つて儲けにはならぬと云ふことはない筈でありますから、百分の五以内で十分であらうと私は考へて居ります。

○議長(馬野精一君) 大分問題が譯山出て居るやうてありますし、是は此の方は別に印刷してお許に差上げてございませう、それで御承知を願ひますことに致しまして進行を圖りたいと思ひます、此の問題は大體此の位で止めて置きたいと思ひます、次に。

〔書記朗讀〕

(二) 給水装置工事ニ雜用管ヲ使用セラレツ、アル向ニシテ實驗上其耐久力及故障ノ程度ニ付調査セラレタルモノアラハ承リタシ

提出者 高 知 市

○九十番(長崎伊之助君高知市) 本案も別に説明の必要はないと思ひます。

○三十三番(足立正人君佐世保市) 本會は此の京城府に於かれまして議事の進行上極はめて有益なる印刷物を御配布になつて甚だ結構なることに存じます、此の提案の趣意に於かれまして各位から回答いたして居りますので満足せられませうれば結構であります、是以上更にお聞きになる或は更に質問應答せられる必要あるかさもない限りは議事の進行上……随分問題も澤山ございませうから、議事の進行

上質問應答を要しないかと考へます、て其の意味に於て議事の進行を圖り下さらむことを希望いたします。

○九十八番(上田研介君福岡市) 一寸提案者に質問したいのです、雜用鉛管とはどう云ふ程度にお使ひになるのであります、給水工事に雜用鉛管をお使ひになると云ふと、一寸それ等のどう云ふ形式でありませう、どう云ふものかと云ふことがもう少し具體的に御説明願ひたい。

○九十番(長崎伊之助君高知市) 私の方では最近水道が竣工されまして、比較的市内の水質が宜いのであります、て水道の普及と云ふことに苦心して居ります、それで給水工事費用が多額な費用を要します、それがために希望者がふだんは水が多いために引く者が少いのであります、雜用管を使用することになりますと鉛管代に於きまして給水道の鉛管の六割以下で足りませうな譯であります、それて將來此の市内の一部に……設けてありますので其の方面に對して雜用鉛管を使ひまして、やり來つて居るのであります、大した故障を認めませぬのと、又先進市に於きましても大いに雜用管を使用して居ると云ふことを聞きまして、それ等のところを二三承はりまして、雜用鉛管でも、水道に使ひ得ると考へましたので本年から雜用管を使つて居る次第であります、併しながら、耐久とか故障の程度に付きまして、或る意味に於て故障が多くなる、或は耐久力が少ないと云ふやうな結果に落入りましては、非常に不安でありますから、各市の御實驗を承はりたいと思ひまして……。

○議長(馬野精一君) それでは次に移ります。

〔書記朗讀〕

(三) 水道工事業者ニ對シ給水装置工事ヲ許可セラレタル向ニシテ其取扱振及監督方法ニ就キ承リタシ

提出者 高 知 市

○九十番(長崎伊之助君高知市) 私の市は本則と致しましては直營でやつて居ります、唯今申上げた如

く、給水の普及を圖ると云ふ點から、之を營業者に工事させてさうして給水を申請し、來たつたものを設計書を認めて使用を許さうと云ふことになつて居りますが、監督の方に付きまして全く經驗がないのでありますから、各地に於きまして斯う云ふ營業者を認めた監督の方法に付きまして、お示し願ひたいと云ふ譯で提案した次第であります。

○議長(馬野精一君) 次の四番。
〔書記朗讀〕

(四) 給水ノ普及ニ付效果アリト認メラレタル方法アラハ其ノ具體的方法承リタシ
提出者 高 知 市

○九十番(長崎伊之助君高知市) 本案の理由も説明を要しないものと思ひます。
○議長(馬野精一君) 次の五に移ります。

〔書記朗讀〕

(五) 給水装置工事費ノ分納ヲ認メラレタル向ニシテ其分納金滞納者ニ對スル處分方法ニ就キ取扱振承リタリ
提出者 高 知 市

○九十番(長崎伊之助君高知市) 本案は納金滞納者に對する處分方法に付き取扱ひ振りを承りたいと云ふて居りますが此の處分方法と云ふのは徴收の方法と云ふ意味で書いたのであります私の考へと致しましては公法上の収入と認めて居ないのであります。
私法上の収入と見て居りますが、或る市に於きましては公法上の収入と見て滞納處分をやつて居ると云ふところも數ヶ所承りましたので、果して公法上の収入と認め得るや否やと云ふことに付いて此の際は意見を承はりたいと云ふ意味で提案した次第であります。

○二十八番(長瀧好和君尼崎市) 一寸私も参考に承はりたいと思ひます、何か此の内に宇都宮市の研究

て滞納處分て……私の方でも分納金……さうして修繕費……たま／＼此の公法上の収入なりや否やに付ては疑問を持つて居りまして、主務省に聞いて見ましたが是は公法上の収入でない、月々収入する使用料と名稱の附いたものは……さうでなくして或は分納修繕費と云ふ如きは公法上の収入として認め得ないと云ふことの話聞きまして爾來他の各市の模様をちよい／＼承はりますと矢張り是は滞納處分の事實を承にりませぬ、一昨年でありましたが隣りの大阪市に承はりましたが事實公法上の収入と認めて居ると御回答を得まして、其のまゝになつて居りますが……
○議長(馬野精一君) 大分各方面から御回答が出て居るやうでありますから、印刷物に付いて御覽願ひたい。次の問題。

〔書記朗讀〕

(六) 計量給水ニ於ケル最低使用量ハ各市各様ニシテ著シク相違セリ之レカ算定ノ基準ヲ定ムル必要ナキヤ
提出者 小 樽 市

○二十五番(二日市貞一君小樽市) 此の問題に付きまして少し許り例を申し上げます、上水協議會諸表中を見ますと、此の最低使用量は最低二十米以上となつて居るものもあるやうであります、最低三米位の程度のももありまして、各地非常に區々であります、是は何に依つて斯う云ふやうに區々になつて居るかと云ふことを考へますと、或は事務上の關係で斯うなつたのではないかと思ふのであります、事務上の關係で其の市の最低料金を取ると云ふ事からして先になつたのではないかと考へるのであります、故に此の問題の十八を見ますと最低制限の水量未滿の使用量は五倍以上乃至八倍に達して居るのであります、最低以下の使用者があると云ふのは最低の量が多いのであらうと思ふのであります、是は技術上から言つて實際に近いところの數量に付いて最低を定めることが最も必要であらうと思ふのであります、是は此の上水協議會に於て其の最低使用量等は此の位で宜いと云ふ基準をお示しに

なつて居りましたならば新たに水道を脩へるところに於ては大いに参考とならうと思ひます、是は此の最低使用量が餘り高過ぎますと使はないところの水の代を拂ふやうになりました、現今のやうな社會状態に於きましては是は大いに必要があらうと思ふのであります、尙ほ其の以上もあるやうでありますが大體に於ては此の一定と云ふのでなく、其の標準を此の上水協議會で告示しになることはそれに依つて新たなものの計畫を起されるに容易でないかと考へて、此の問題を提出いたしました次第であります。

○九十六番(小川八二君門司市) 私共の理想案と致しましては此の最低使用量が非常に懸隔があると云ふことは好まないものであります。がどう實際の使用と云ふことに付きましては其の都市の状況に依つて定まるやうであります、矢張り東京市あたりで使つて居りますのはどうしても他市よりも多量であると思つて居ります、一日一人の平均使用量と云ふものでも一定して居りませぬ状態に今日ありますから使用量を一定されると云ふことは……又此の最低使用量は唯今提案者から御説明になりましたやうに財源の都合もあるものであります。是も經營者の都合に依つてやつて……矢張り宜いことでないか知れませぬが制限のあることは己むを得ないと思ふのであります、水道經營の如き澤山の費用を要しますものは幾らか是は經營上問題でありまして、努めて實際の使用状態に近い最低量を定めると云ふこととに各地が努め、又財政の状態から定めましたものは財政の状態で出来るだけ……私共經營の方針と致しましては……云 方針ですから一寸一言。

○議長(馬野精一君) 次の題に移ります。
〔書記朗讀〕

(七) 冬期積雪單位重量ノ實驗成績承リタシ
提出者 小樽市

○二十五番(二日市貞一君小樽市) 此の問題は實驗の報告を承はりたのであります、實は此の問題の雪の重さに付きましては外國にはそれ／＼きまつたものがあつて外國の例に依りまして日本の状況をきめると云ふことは、實行上どうであるかと云ふ考へを持ちまして、日本でも斯う云ふ問題を調査して大いにそれ等を將來の參考にすることはないかと考へて、出したのであります、此の答案に依りますと經驗者がないやうでありますから此の問題も終了に致したい。

○六十番(畔柳安伸君山形市) 此の報告に依りまして見れば書いてありますから、是は分りますのでございですが、此の六番の問題の如きは、此の最低の標準を定める必要はなきや、問題を出されて居るのであります、各市の例を見る許りでなく、必要ありや、なきやと云ふことを今少し相談を重ねてしたら如何でせう、又其の前に尼ヶ崎の滞納處分のこと等に付きまして、今少し協議を重ねることに致して頂きたいと思ふのであります、こゝに書いてありますだけでは全體提案の説明だけで以つて回答して是で宜いものと斯う云ふやうなことは甚だ本會の効果がないうやうに思ふのであります、如何でせう。

○二十八番(長瀬好和君尼ヶ崎市) 唯今宇和島の方から頗ぶる同情ある説を拜聴いたしました、併ながら一面此の多數の問題に付きまして、定まつた會期に、議長の御苦心も察しいたします、此し内唯今宇和島の仰つしやられるやうに、或る問題は多少明日に廻はしまして早く済むものは今日する其の内多少御意見の交換をするものは一日延ばすと云ふやうな譯に参りますまいか、私が先刻申し上げましたのは、あながち之を保留して貰ひたい譯でもありません、既に御決定になつたものでありますから唯今の最低量に付いても意見もございましたが……此の最低量をきめましたところで各市それぞれ事情がありましてきめる譯で、今此の提案になりました小樽市の問題は少くとも是は必要でありますと認める方が過半数でございしましたならば、先づ委員會なり何んなり設けまして、さう云ふことをなさいます御趣意がございしますか否や又斯う云ふ印刷したもので既に分つて居ると云ふ御趣意でございします